



熊取町立地適正化計画

[令和4年3月]

熊取町立地適正化計画

目次

1. 立地適正化計画とは	1
1-1 立地適正化計画とは	1
1-2 立地適正化計画の位置づけ	2
1-3 立地適正化計画区域の設定	2
1-4 立地適正化計画の計画期間	2
2. 現況及び課題	3
2-1 概況	3
(1) 位置・地勢	3
(2) 歴史・文化	4
(3) 都市計画区域・市街化区域・用途地域	5
2-2 都市の現況	7
(1) 人口等	7
(2) 土地利用	12
(3) 公共交通	16
(4) 都市機能	19
(5) 地価等	26
(6) 都市基盤等	29
(7) 財政	33
2-3 上位関連計画	37
(1) 熊取町第4次総合計画	37
(2) 南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	38
(3) 熊取町都市計画マスタープラン	39
(4) 第2期「熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略」	44
2-4 住民の意識	45
(1) アンケート調査の概要	45
(2) アンケート調査結果の概要	45
2-5 課題の整理	47
3. 立地適正化計画におけるまちづくりの方針・誘導方針	49
4. 誘導区域の設定	50
4-1 目指すべき都市構造の方向性	50
4-2 誘導区域の設定の考え方	50
4-3 居住誘導区域	51
4-4 都市機能誘導区域	53
4-5 都市機能誘導区域・居住誘導区域	55
5. 誘導施設の設定	56
5-1 誘導施設とは	56
5-2 誘導施設の設定	61

6. 防災指針 65

6-1	防災指針とは	65
(1)	防災指針とは	65
(2)	防災指針で検討する内容	66
6-2	災害リスク分析と課題の抽出	67
(1)	土砂災害のリスク	69
(2)	洪水のリスク	70
(3)	地震のリスク	76
(4)	ため池のリスク	78
(5)	大規模盛土造成地の分布状況	79
(6)	防災・減災に向けた課題	80
6-3	防災まちづくりの取組方針	81
6-4	取組とスケジュール	83

7. 都市機能及び居住誘導施策の設定 85

7-1	誘導施策	85
(1)	誘導施策とは	85
(2)	誘導施策の設定	85

8. 届出制度 87

8-1	誘導施設に関する届出制度	87
(1)	開発行為	87
(2)	建築等行為	87
(3)	誘導施設の休止・廃止に係る届出	87
8-2	居住誘導区域外に関する届出制度	88
(1)	開発行為	88
(2)	建築等行為	88

9. 目標値の設定 89

9-1	目標値の設定	89
(1)	居住誘導区域の人口密度	89
(2)	事業所数	90
(3)	自主防災組織の自主防災訓練実施率	90
(4)	公共交通利用者数	91

10. 施策の達成状況の評価方法 92

1. 立地適正化計画とは

1-1 立地適正化計画とは

全国的に、急速な少子高齢化を背景として、今後加速度的に人口減少が進むことが予測されるため、高齢者や子育て世代が安心できる健康で快適な生活環境の実現や、財政面及び経済面における持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。

こうした背景から、住民や民間事業者と行政が一体となってコンパクトなまちづくりに取り組んでいくため、都市再生特別措置法が一部改正され(平成26年8月施行)、市町村は立地適正化計画を策定することが可能になりました。

この計画は、都市全体の観点から居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の配置や公共交通の充実に関する包括的なマスタープランであり、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携によって、都市部だけでなく農山村地域に暮らす誰もがこれらの生活利便施設等を利用できる、「ネットワーク型コンパクトシティ」を目指すための計画です。

本町においても、人口は2010年(平成22年)から減少に転じているとともに、少子高齢化が進行しており、地域社会の維持や労働力の減少、地域経済の衰退等、様々な影響が懸念されています。

本町の最上位計画である「熊取町第4次総合計画」(平成30年3月策定)や「第2期熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和2年3月策定)で掲げた目標を達成するため、将来的な人口減少や少子高齢化の進行を踏まえながら都市全体の構造を検討するとともに、本町の都市特性を活かしたコンパクトなまちづくり及びこれと連携した持続可能な公共交通のネットワークの再構築を図ります。

なお、立地適正化計画では、主に、「まちづくりの方針」・「居住誘導区域」・「都市機能誘導区域」・「誘導施策」等を定めます。

居住誘導区域(市街化区域内)

人口減少の中にあっても一定の区域で人口密度を維持することにより、生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域。

都市機能誘導区域(居住誘導区域内)

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これら各種サービスの効率的な提供を図る区域。

誘導施設

都市機能誘導区域において、居住者の共同の福祉や利便の向上を図る観点から、以下に例示するような施設を誘導。

- ◎医療施設、社会福祉施設、高齢者施設
- ◎子育て支援施設、教育施設
- ◎文化施設、商業施設
- ◎行政施設

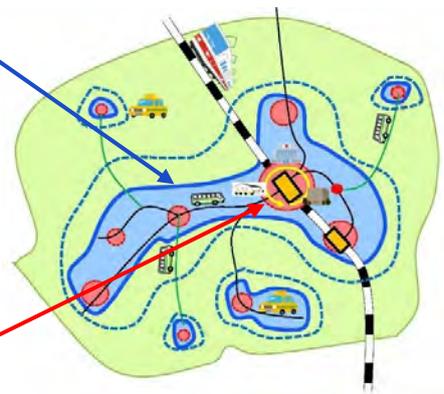


図 立地適正化計画のイメージ

1. 立地適正化計画とは

1-2 立地適正化計画の位置づけ

立地適正化計画は、市町村の総合計画や都道府県の都市計画区域マスタープランに即するとともに、市町村の都市計画マスタープランとの調和が保たれ、かつ、都市の防災に関する機能の確保が図られるように配慮されたものでなければなりません。本計画については、以下のとおり「熊取町第4次総合計画」（平成30年3月策定）、「南部大阪都市計画区域マスタープラン」（令和2年10月策定、大阪府）に即し、また、「熊取町都市計画マスタープラン」（平成30年3月策定）等と調和を保つとともに、各分野の計画と整合した計画として位置づけます。

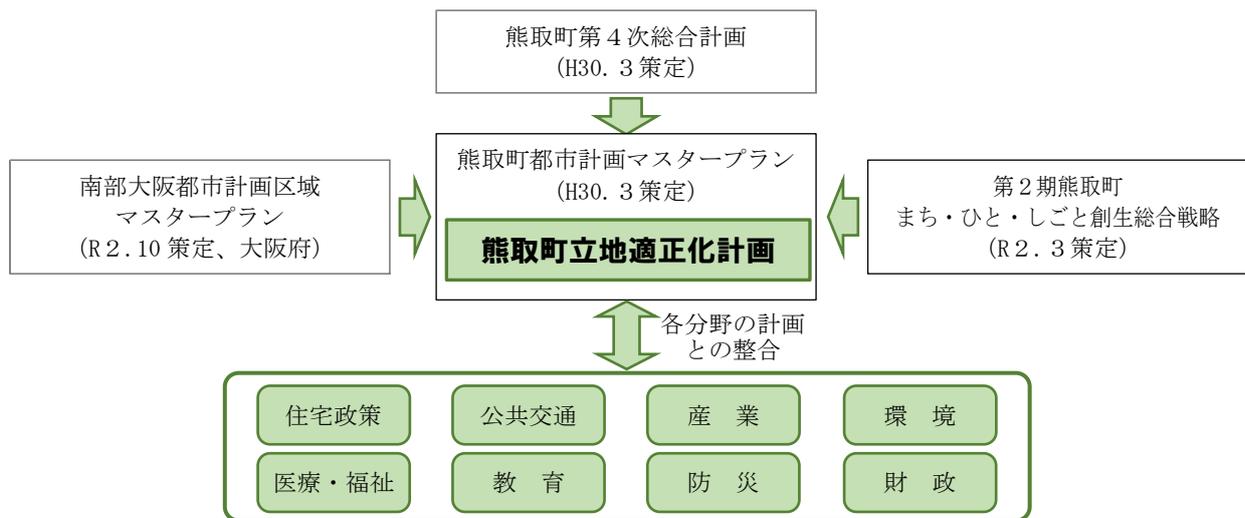


図 熊取町 立地適正化計画の位置づけ

1-3 立地適正化計画区域の設定

都市計画運用指針では、立地適正化計画の区域について「立地適正化計画の区域は都市計画区域内でなければならないが、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を立地適正化計画の区域とすることが基本となる。」としています。（第11版都市計画運用指針、令和2年9月、国土交通省）

このことから、本町では、都市計画区域全体（町域全体：1,724ha）を立地適正化計画区域とします。

1-4 立地適正化計画の計画期間

都市計画運用指針では、立地適正化計画について、「一つの将来像として、おおむね20年後の都市の姿を展望することが考えられるが、併せてその先の将来も考慮することが必要である。」とされています。

また、「必要に応じて立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うことが望ましく、動的な計画として運用すべきである。」としています。

都市計画運用指針の考え方を踏まえ、熊取町立地適正化計画の計画期間は、おおむね20年後の2040年（令和22年）を目標年次とし、必要に応じて立地適正化計画の見直しを行うものとします。

2. 現況及び課題

2-1 概況

(1) 位置・地勢

1) 位置

本町は、大阪府の南部・泉南郡にあって、北東部は貝塚市、南西部は泉佐野市に隣接しており、町域は、東西約4.8km、南北約7.8kmと東西に狭く、南北に長い木の葉状の形をした総面積17.24km²(大阪府面積の約0.9%)の広さを有しています。

また、大阪都心部から約30kmの距離に位置し、西日本の国際的な玄関口ともなる関西国際空港に近接しています。

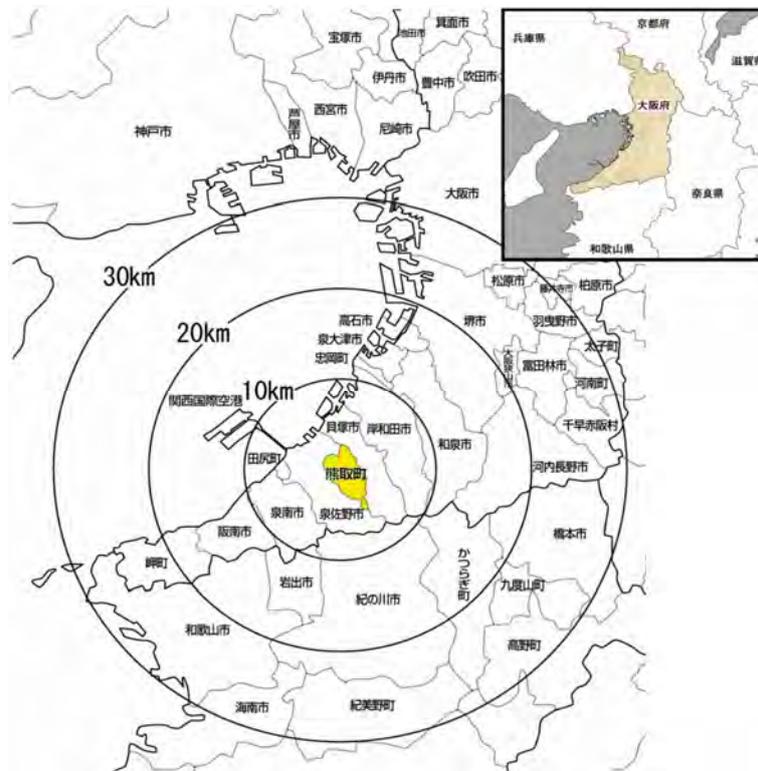


図 熊取町の位置

2) 地勢

本町の南方には、和泉山脈の一部である雨山(海拔312m)や奥山雨山自然公園があり、風光明媚で和泉平野、大阪湾を隔て淡路島も遠望できます。

東方は、和泉山脈の山麓地帯で、地盤は東南より北西に向かって次第に低く適度の傾斜を保って海岸平野に接しています。

和泉山脈に源を発する見出川、雨山川、住吉川が町の中央部を流れ大阪湾に注いでおり、土質は肥沃で山間部は松を主とする造林に、平野は耕地に適しています。

(2) 歴史・文化

本町は、平安時代初期に編さんされた『日本後紀』において、桓武天皇が804年（延暦23年）「熊取野」で遊猟されたことが記されているなど古くから世に知られているとともに、平安時代末期には、後白河法皇が熊野詣の途中に五門の中家に立ち寄り、行宮（仮設の御所）としたという伝承が残っています。

鎌倉時代には、熊取荘という荘園が存在し、南北朝時代には本町の南にそびえる雨山の頂上に築かれた土丸・雨山城が北朝と南朝の争奪戦の場となりました。

明治時代には、1889年（明治22年）の町村制施行により大久保・五門・紺屋・野田・七山・小垣内・久保・小谷の8か村が合併し、熊取村が成立しており、ため池かんがい農業に加え、織物業が盛んとなりました。

昭和時代になると、1930年（昭和5年）に阪和電気鉄道（現JR阪和線）の天王寺駅と東和歌山駅間が結ばれ、同時に熊取駅が開設されました。

第二次世界大戦後、タオルを中心とした繊維産業の発展とともに人口も増加し、1951年（昭和26年）には町制を施行し、「熊取町」となりました。

1963年（昭和38年）に、京都大学原子炉実験所（現京都大学複合原子力科学研究所）が設置され、熊取駅が快速停車駅となったことで丘陵地を中心に大規模な宅地開発が活発となり、人口も急増、農村型集落から大都市近郊住宅都市へと変貌してきました。

一方、南部山地の町有林をはじめ、豊かな自然環境を生かし、住民の保健休養・レクリエーションの場として、1980年（昭和55年）から奥山雨山自然公園の整備を行うなど、みどりを生かしたまちづくりを進めてきました。

1985年（昭和60年）以降、関西鍼灸短期大学（現関西医療大学）や大阪明浄女子短期大学（現大阪観光大学）、大阪体育大学が相次いで開校し、1994年（平成6年）の熊取図書館の開館などとあいまって、泉州地域で屈指の学園文化都市となりました。



JR 熊取駅前のシンボルツリー（シマトネリコ）

2. 現況及び課題

(3) 都市計画区域・市街化区域・用途地域

本町の都市計画区域面積は 1,724ha であり、その内訳は、市街化区域が 925ha、市街化調整区域が 799ha です。

また、市街化区域内には、住居系 6 地域、商業系 1 地域、工業系 1 地域の用途地域が指定されており、市街化区域の約 8 割が住居系の用途地域です。

表 都市計画区域・市街化区域・用途地域の面積

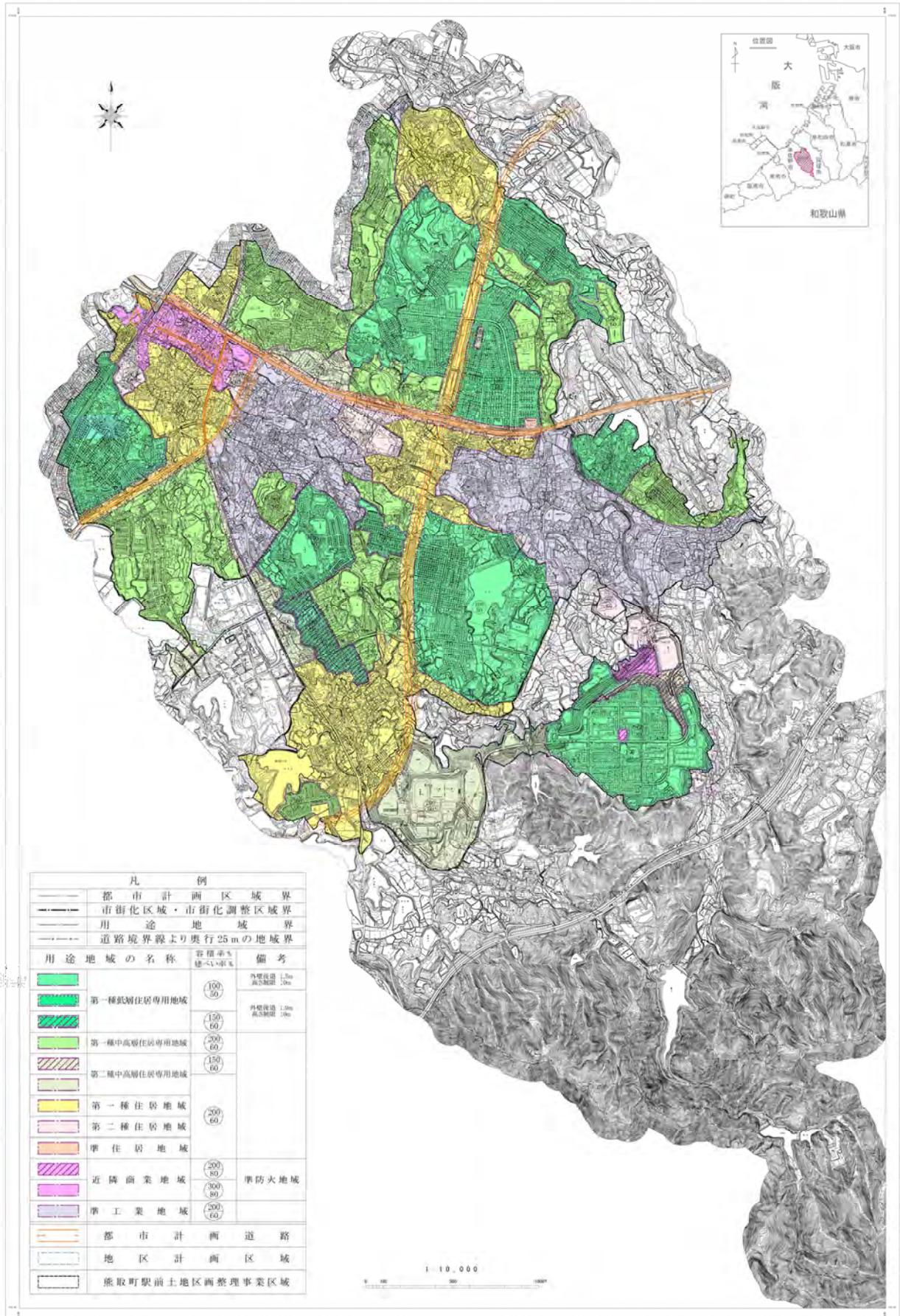
地域・地区	面積 (ha)	構成比 (%)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
都市計画区域	1,724	—	—	—
市街化区域	925	53.7	—	—
市街化調整区域	799	46.3	—	—
第 1 種低層住居専用地域	303	32.8	50	100
			60	150
第 2 種低層住居専用地域	—	—	—	—
第 1 種中高層住居専用地域	183	19.8	60	200
第 2 種中高層住居専用地域	62	6.7	60	150
			60	200
第 1 種住居地域	181	19.5	60	200
第 2 種住居地域	21	2.3	60	200
準住居地域	13	1.4	60	200
(住居系計)	763	82.5	—	—
近隣商業地域	21	2.3	80	200
			80	300
商業地域	—	—	—	—
(商業系計)	21	2.3	—	—
準工業地域	142	15.4	60	200
工業地域	—	—	—	—
工業専用地域	—	—	—	—
(工業系計)	142	15.4	—	—
用途地域	925	100.0	—	—

表 区域別人口・面積・人口密度

区分	行政区域	都市計画区域	市街化区域内	市街化調整区域内
人口	44,435 人	44,435 人	43,751 人	684 人
面積	17.24km ²	1,724ha	925ha	799ha
人口密度	25.8 人/ha (2,577 人/km ²)	25.8 人/ha	47.3 人/ha	0.9 人/ha

資料(人口): 平成 27 年国勢調査

南部大阪都市計画図（熊取町域分）



株式会社かんこう 調製 この地図は、熊取町が平成23年に作成した熊取町ペクトル地勢図
シート1/2、5000をもとに縮小編集したものである。

2-2 都市の現況

(1) 人口等

1) 人口・世帯数の推移

本町の人口は、2010年（平成22年）から減少に転じており、2020年（令和2年）では43,763人となっています。世帯数は、年々増加しており、2020年（令和2年）で17,256世帯となっています。

また、1995年（平成7年）比を見ると、人口、世帯数ともに増加傾向にありますが、人口は2010年（平成22年）以降減少しています。



資料：国勢調査

図 熊取町の人口・世帯数の推移



資料：国勢調査

図 熊取町の人口・世帯数（平成7年比）の推移

2. 現況及び課題

直近5年間の人口・世帯数の推移では、人口は、2016年（平成28年）以降も減少が続いています。前年比を見ると、人口の増減率は、-0.4%前後の減少が続いています。

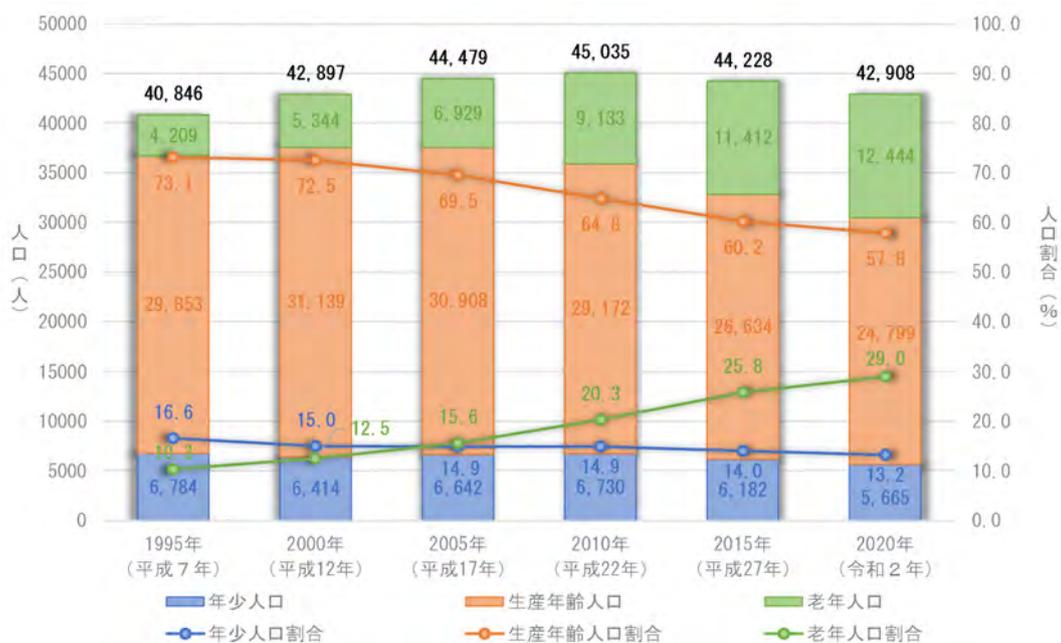


資料：住民部住民課（各年10月1日現在）

図 熊取町の人口・世帯数の推移（直近5年間）

2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口は、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少する一方で、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進行しています。また、高齢化率（65歳以上の人口が占める割合）は、1995年（平成7年）で10.3%であったのが、2020年（令和2年）で29.0%と、1/4以上が65歳以上の高齢者となっています。



資料：国勢調査（年齢不詳を除く）

図 熊取町の年齢3区分別人口・人口割合の推移

2. 現況及び課題

3) 将来推計人口の推移

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（平成30年公表（平成27年国勢調査ベース））によれば、本町の人口は、2035年（令和17年）に37,601人（2015年（平成27年）比で15.4%減）、2045年（令和27年）に33,134人（2015年（平成27年）比で25.4%減）まで減少することが見込まれています。

また、年齢3区分別人口では、2015年（平成27年）に年少人口割合13.9%、生産年齢人口割合60.3%、老年人口割合25.8%であったのが、2035年（令和17年）には年少人口割合10.7%、生産年齢人口割合55.2%、老年人口割合34.1%、2045年（令和27年）には年少人口割合10.4%、生産年齢人口割合50.6%、老年人口割合39.0%と、今後も少子高齢化が進行し、2045年（令和27年）では1/3以上（総人口の約4割）が65歳以上の高齢者となるほか、生産年齢人口が総人口の半数程度となることが推計されています。

一方、熊取町人口ビジョンでは、人口流出の抑制、まちの魅力の充実などに取り組むことにより、本町の目標人口を、2035年（令和17年）に39,571人（2015年（平成27年）比で10.9%減）、2045年（令和27年）に37,000人（2015年（平成27年）比で16.7%減）と設定しています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（2018年（平成30年）推計）、熊取町人口ビジョン（令和2年改訂版）

図 熊取町の将来推計人口・人口割合の推移

2. 現況及び課題

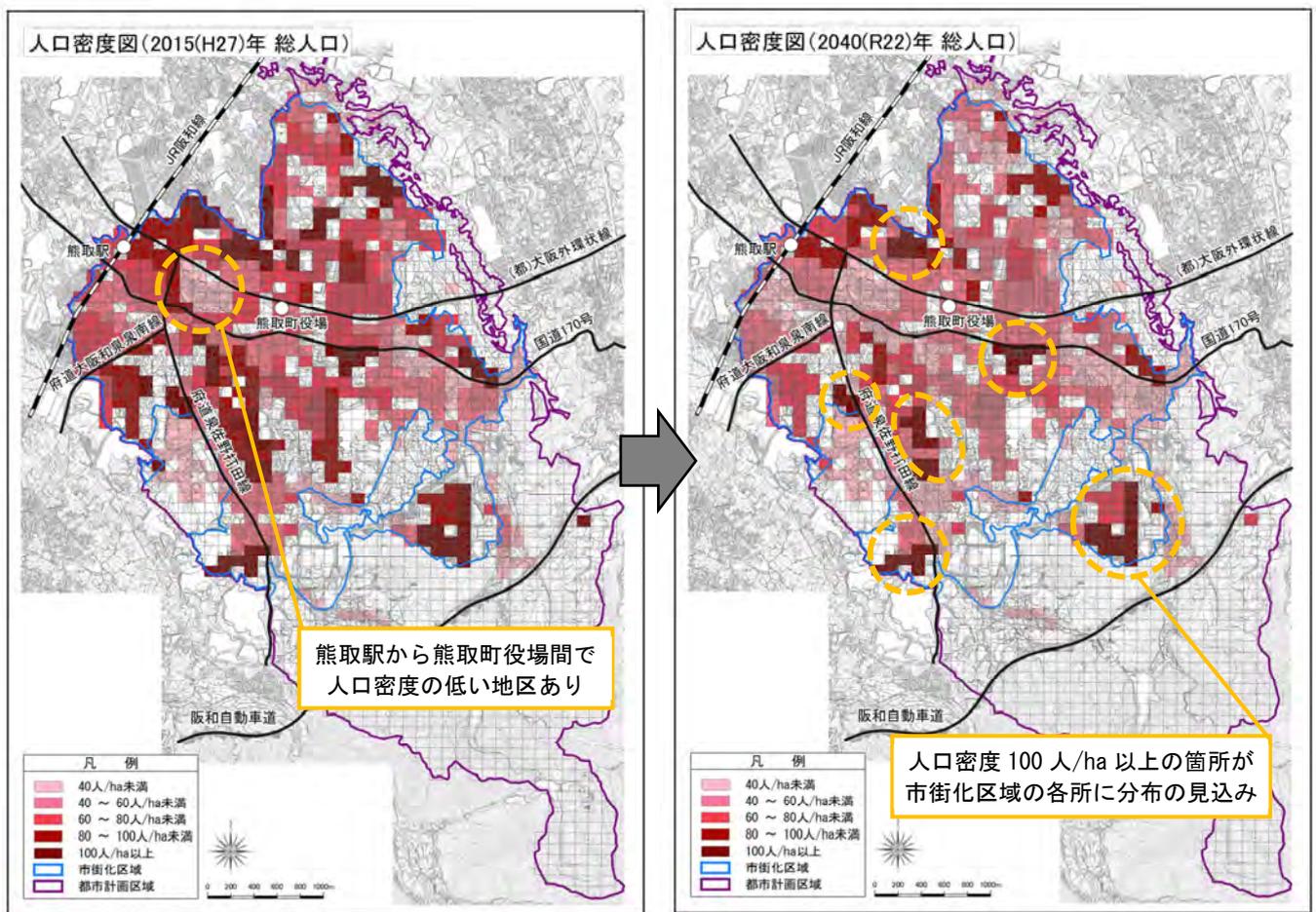
4) 人口密度

2015年（平成27年）の人口分布（密度）を見ると、市街化区域全体で人口密度40人/ha以上の地区があります。

また、熊取駅周辺や郊外の住宅団地で人口密度80人/haや100人/ha以上の地区が見られる一方、熊取駅から熊取町役場間で人口密度40人/ha未満の地区があります。

20年後の2040年（令和22年）の人口分布においても、一部の地区で人口密度80人/haや100人/ha以上の地区が維持される一方、40人/ha未満の地区も範囲が広がっています。

※人口密度40人/ha：市街地として望ましい・確保すべき人口密度の基準（目安）とされています。



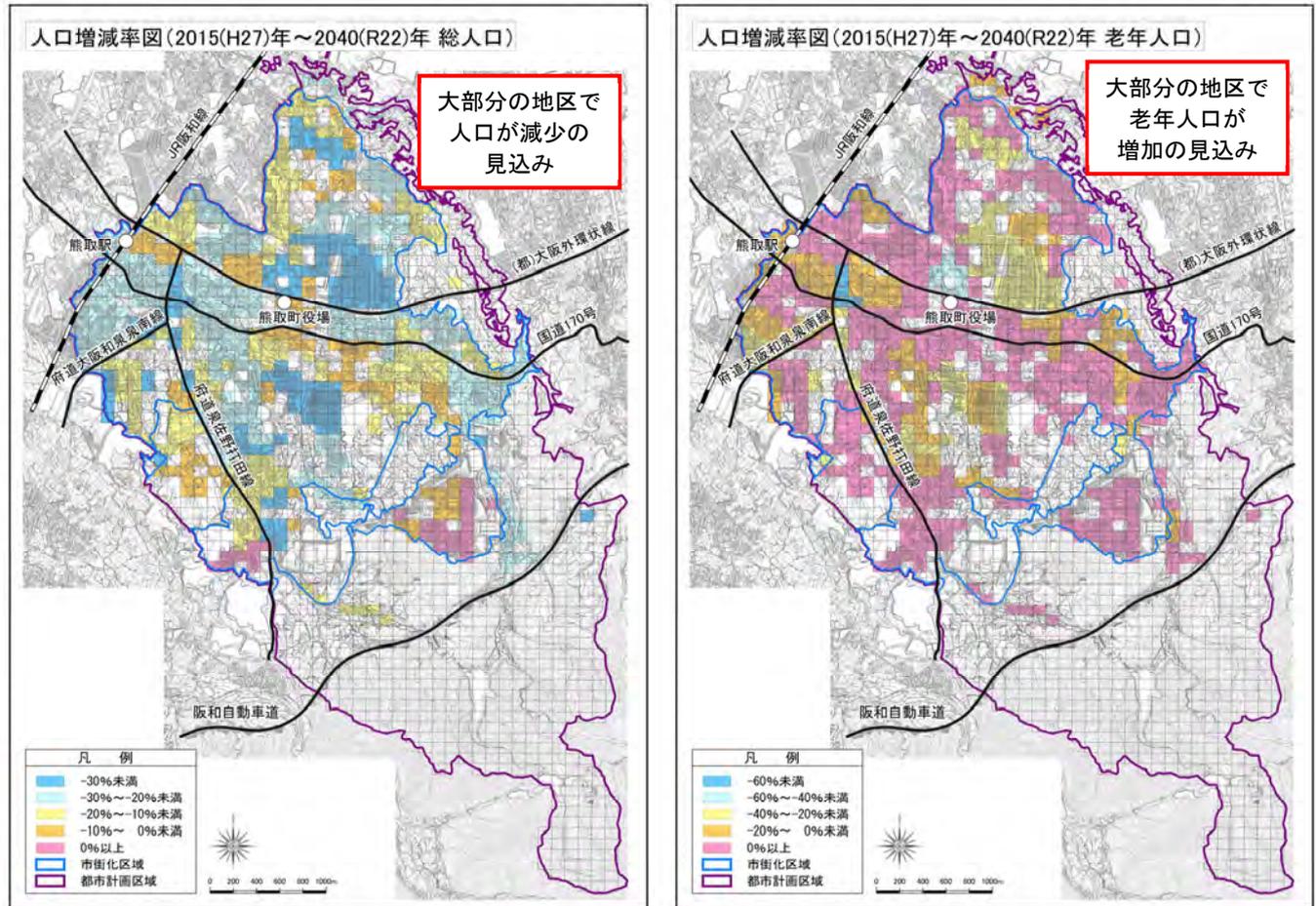
資料：国土技術政策総合研究所（100mメッシュ）
図 人口分布（密度）

2. 現況及び課題

5) 人口増減率

2015年（平成27年）から2040年（令和22年）における人口増減率を見ると、総人口では、市街化区域の大部分で、減少する見込みとなっています。

一方、老年人口では、市街化区域の多くの地区で増加が見込まれています。



資料：国土技術政策総合研究所（100mメッシュ）

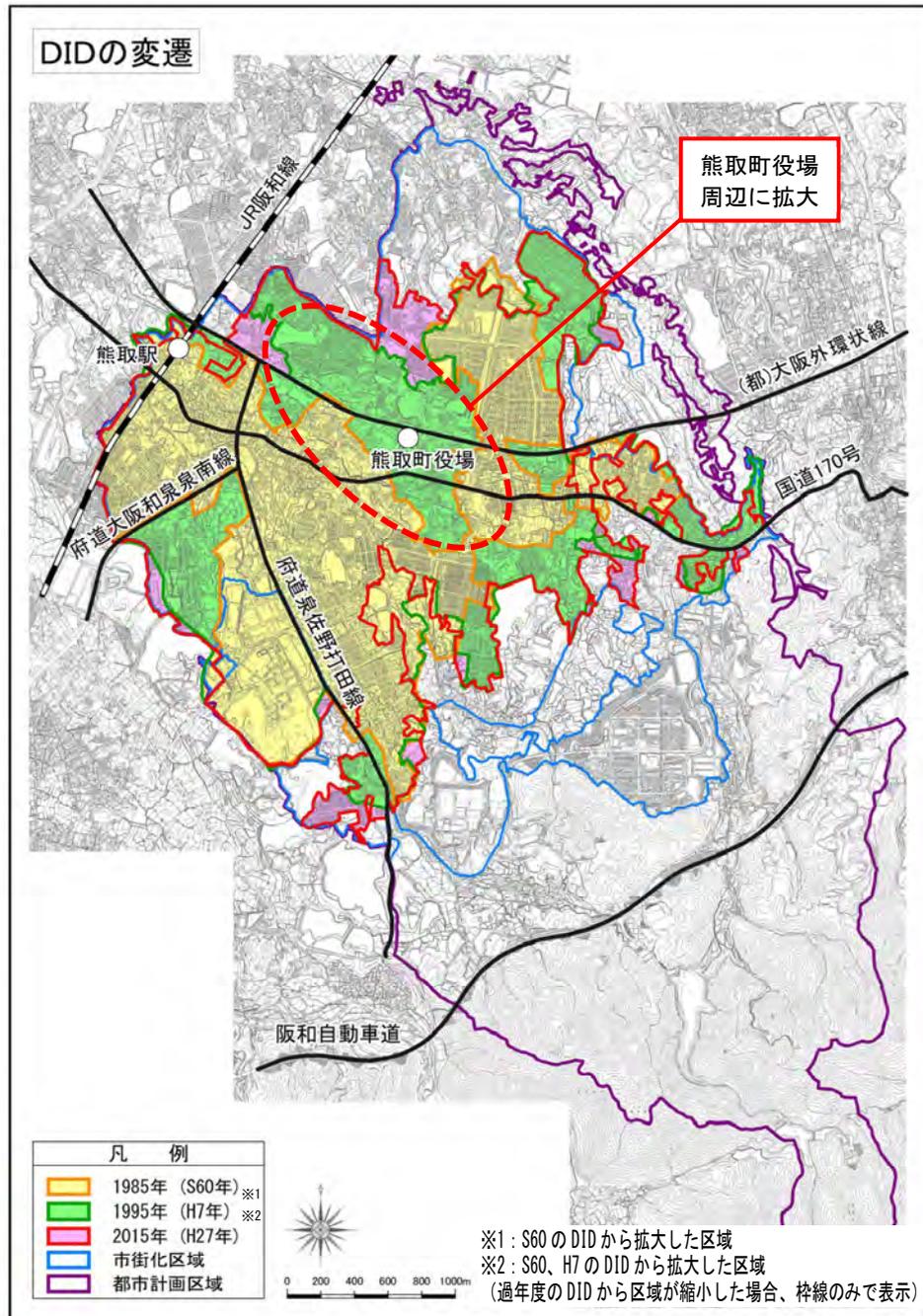
図 将来人口分布（増減率）の見通し（左：総人口、右：老年人口）

(2) 土地利用

1) 人口集中地区(DID)の変遷

人口集中地区(DID)の変遷を見ると、1985年(昭和60年)当時は、府道泉佐野打田線を中心として広がる地区や、五月ヶ丘・自由が丘・希望が丘など一部のみでしたが、1995年(平成7年)では熊取町役場周辺などに拡大しています。

※人口集中地区(DID): 市区町村の区域内で人口密度の高い地区であり、人口密度が1平方キロあたり4,000人以上で、人口が5,000人以上の地区。



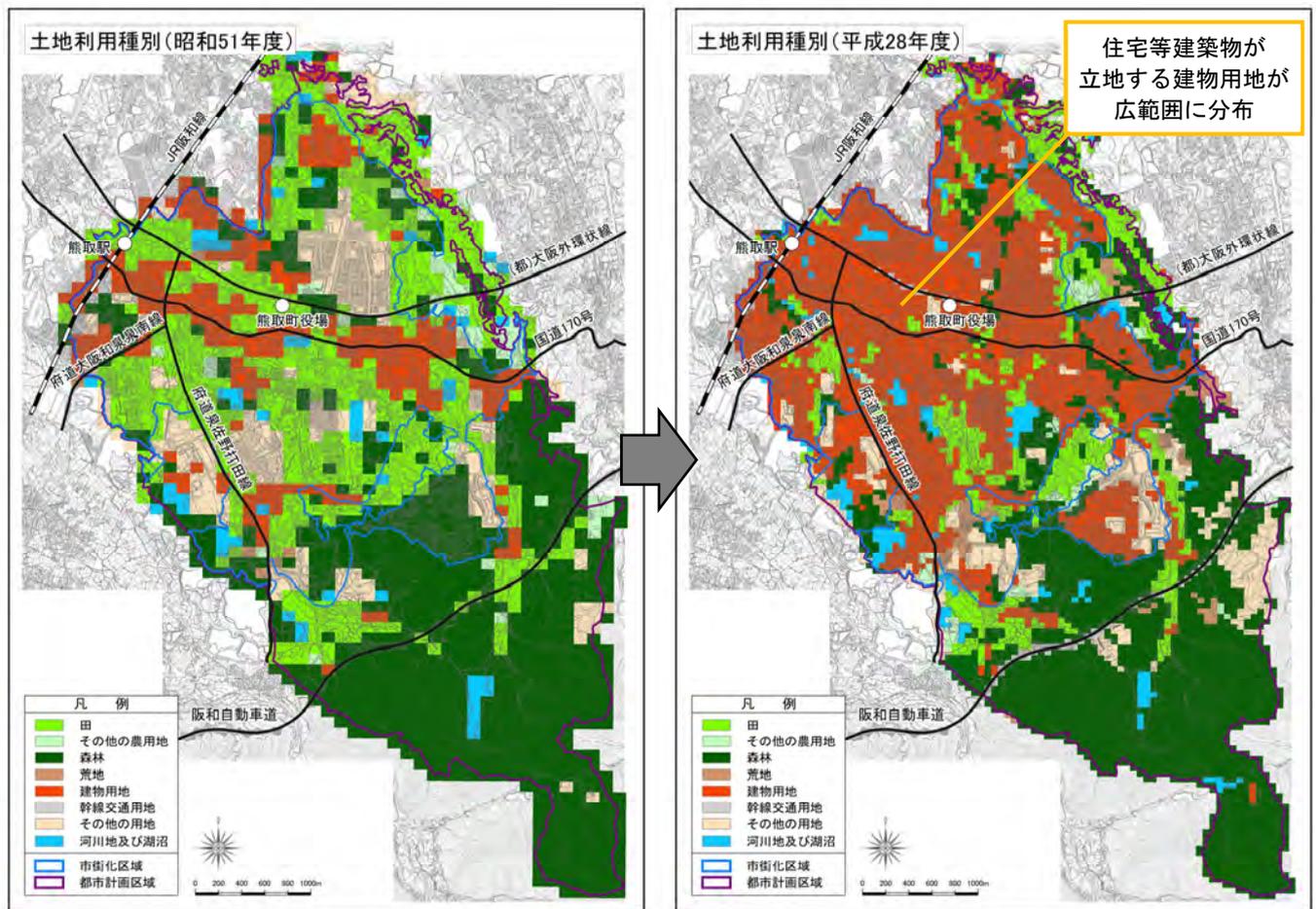
資料: 国勢調査(統計GIS)

図 DIDの変遷

2. 現況及び課題

2) 土地利用の変遷

1976年度（昭和51年度）と2016年度（平成28年度）の土地利用の変遷を見ると、建物用地について、1976年度（昭和51年度）当時は、主に国道170号沿線や泉佐野市との行政界などにのみ分布していましたが、2016年度（平成28年度）には市街化区域の大半に拡大しています。



資料：国土数値情報

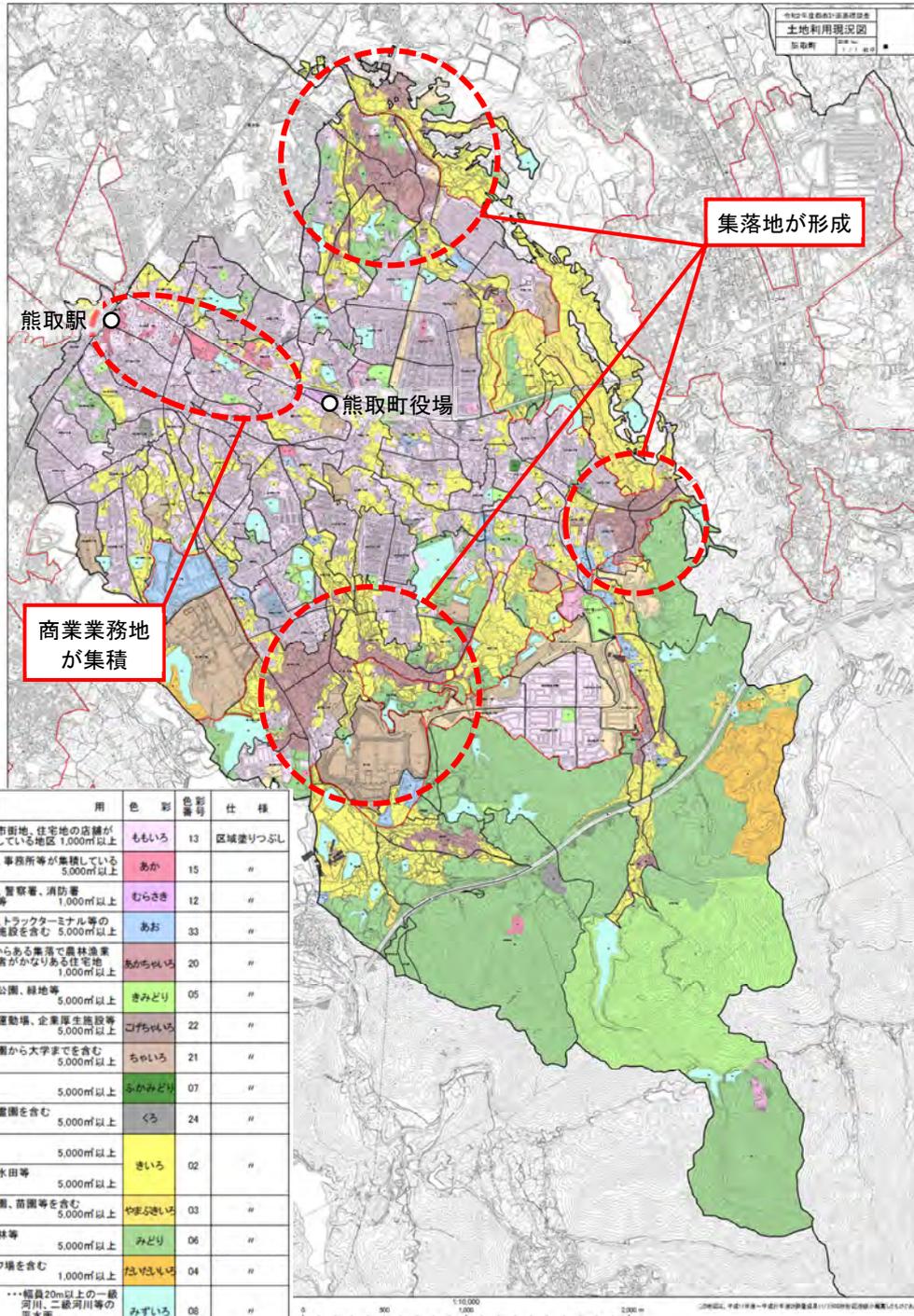
図 土地利用の変遷

2. 現況及び課題

3) 土地利用の現況

土地利用の現況を見ると、市街化区域全体に一般市街地が広がるとともに、熊取駅から熊取町役場間において商業業務地が集積しています。

また、市街化区域の北端、南端、東端には集落地が形成されています。



分類	用途	色	色番号	仕様
市街地	一般市街地	一般市街地、住宅地の店舗が混在している地区 1,000㎡以上	ももいろ	13 区域塗りつぶし
	商業業務地	店舗、事務所等が集積している地区 5,000㎡以上	あか	15 "
	官公署	官庁、警察署、消防署 1,000㎡以上	むらさき	12 "
	工場地	倉庫、トラックターミナル等の流通施設を含む 5,000㎡以上	あお	33 "
	集落地	古くからある集落で農林漁業従事者がかなりある住宅地 1,000㎡以上	あかちいろ	20 "
普通緑地	公園・緑地	都市公園、緑地等 5,000㎡以上	きみどり	05 "
	運動場・遊園地	民営運動場、企業厚生施設等 5,000㎡以上	こげちいろ	22 "
	学校	幼稚園から大学までを含む 5,000㎡以上	ちいろ	21 "
	社寺敷地・公園庭園	5,000㎡以上	ふかみどり	07 "
	墓	公共墓園を含む 5,000㎡以上	くろ	24 "
農地	田	5,000㎡以上	きいろ	02 "
	休耕地	預託水田等 5,000㎡以上	あかちいろ	03 "
	畑	果樹園、苗圃等を含む 5,000㎡以上	やぶちいろ	03 "
山林	天然林等 5,000㎡以上	みどり	06 "	
原野・牧野	ゴルフ場を含む 1,000㎡以上	たむさびいろ	04 "	
水面	河川・・・幅員20m以上の一般河川、二級河川等の平水面 池・沼・・・満水位5,000㎡以上	みずいろ	08 "	
低湿地・荒蕪地	河川高水敷、無目的の空き地等 5,000㎡以上	はしいろ	37 "	
公共施設	供給処理施設、飛行場、農林漁業試験所等 5,000㎡以上	あかむらさき	11 "	
道路・鉄軌道敷	幅員20m以上の道路鉄軌道敷、電車庫を含む	なし	00 着色なし	
その他の空地	未利用地、未建築宅地等 5,000㎡以上	はだいろ	17 区域塗りつぶし	

資料：大阪府（令和2年度都市計画基礎調査）

図 土地利用現況図

2. 現況及び課題

4) 熊取町・泉南地域・大阪府・全国の戸建率

2018年（平成30年）の戸建率（住宅総数に占める戸建の割合）を見ると、本町の戸建率は81.9%と全国や大阪府、岬町を除く泉南地域の他市町に比べ高く、戸建て志向が強いことがうかがえます。

表 熊取町・泉南地域・大阪府・全国の建て方別住宅数及び戸建率

単位：戸、%

区分	総数	一戸建	長屋建	共同住宅	その他	一戸建率
全国	53,616,300	28,758,600	1,369,200	23,352,700	135,900	53.6
大阪府	3,949,600	1,607,400	149,200	2,186,300	6,700	40.7
泉南地域	—	—	—	—	—	—
岸和田市	73,080	45,220	3,310	24,430	110	61.9
貝塚市	33,740	19,930	1,230	12,520	70	59.1
泉佐野市	41,940	23,480	2,250	16,100	120	56.0
泉南市	23,380	16,310	800	6,230	40	69.8
阪南市	20,870	16,620	660	3,570	10	79.6
熊取町	17,090	13,990	30	3,050	10	81.9
田尻町	—	—	—	—	—	—
岬町	6,520	5,590	120	790	40	85.7

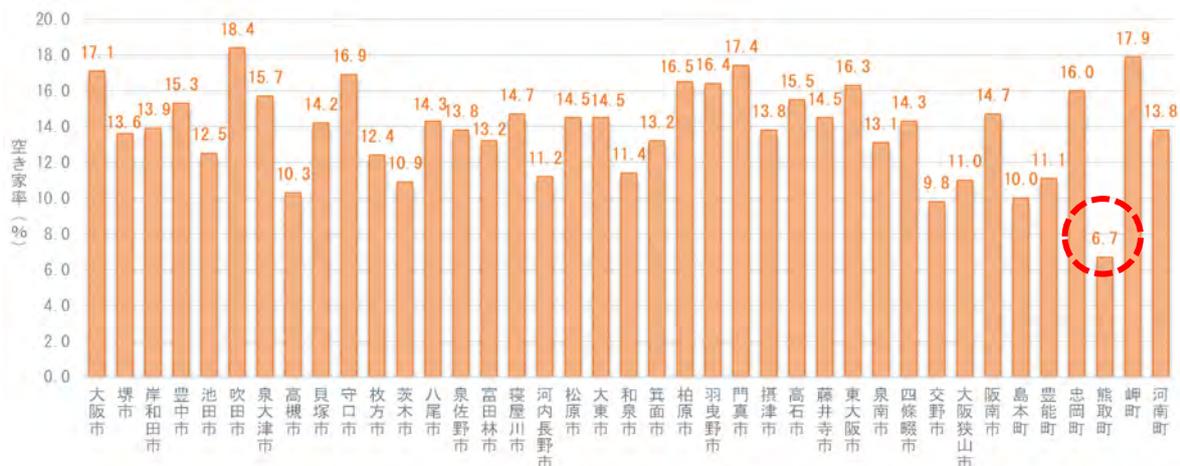
資料：平成30年住宅・土地統計調査

5) 空き家の状況

空き家の状況を見ると、人口減少に伴い空き家が増加していく中、大阪府内市町村では空き家率（総住宅数に占める空き家の割合）が6.7%と最も低くなっています。

今後、人口減少や高齢化に伴う空き家の増加が懸念されます。

表 大阪府内市町村別の空き家率



※能勢町、田尻町、太子町、千早赤阪村は対象外。

資料：平成30年住宅・土地統計調査

(3) 公共交通

1) 熊取駅乗車客数・増減率の推移

熊取駅の乗車客数は、2013年度（平成25年度）まで増加し続け、2013年度（平成25年度）では412万人となっていました。2014年度（平成26年度）で減少し、399万人（前年比の減少率-3.1%）となっています。2015年度（平成27年度）以降は、400万人以上に回復しているものの減少傾向を示しています。



資料：JR 阪和線熊取駅（各年度末現在）

図 熊取駅乗車客数・増減率の推移

2) 路線バス・町内循環バス（ひまわりバス）乗車客数の推移

熊取山手線、府営熊取団地線、南海熊取ニュータウン線の乗車客数は、2013年度（平成25年度）以降、年々減少しています。また、粉河熊取線の乗車客数は、2013年度（平成25年度）から2015年度（平成27年度）まで増減を繰り返していましたが、2015年度（平成27年度）以降は年々減少しています。一方、町内循環バス（ひまわりバス）は、2013年度（平成25年度）以降、年々増加しています。



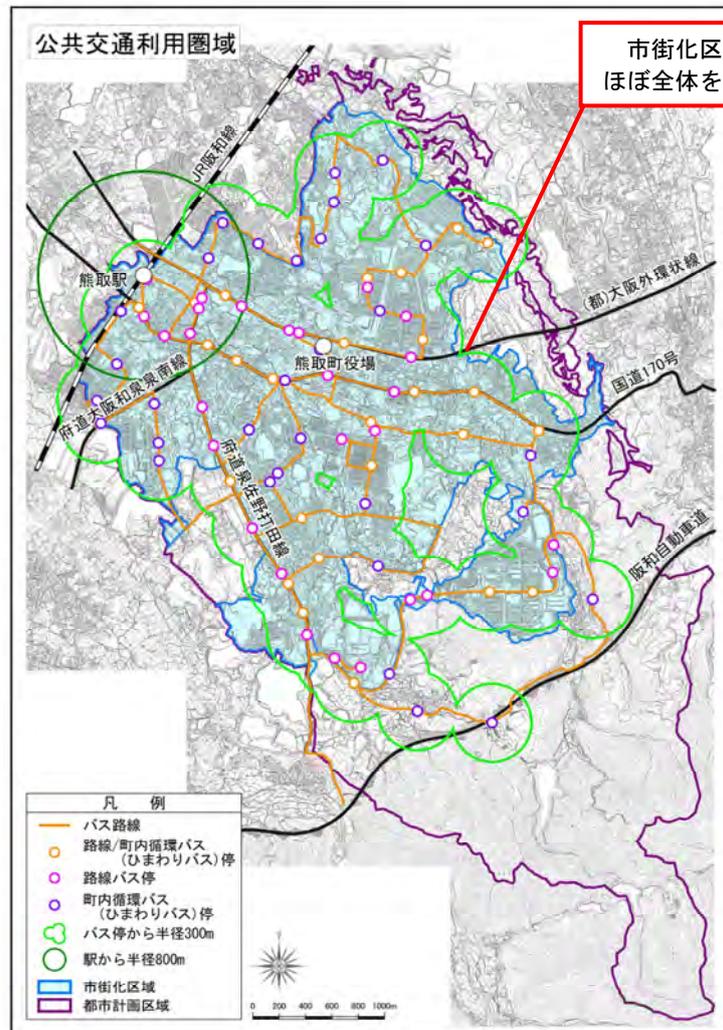
資料：路線バスは南海ウイングバス南部（株）（府営熊取団地線）、和歌山バス那賀（株）（粉河熊取線）（各年度末現在）、ひまわりバスは庁内資料

図 路線バス・町内循環バス（ひまわりバス）乗車客数の推移

3) 公共交通利用圏域

バス停から半径 300m、駅から半径 800m 圏域を見ると、市街化区域では、大半が公共交通利用圏域に包含されています。

※バス停や鉄道駅の圏域について、「都市構造の評価に関するハンドブック（平成 26 年 8 月、国土交通省都市局都市計画課）」では、都市機能や居住を誘導する区域の設定・検討に関する項目の評価の目安として、徒歩圏は一般的（鉄道駅など）に半径 800m、バス停は誘致距離を考慮し半径 300m としており、その考え方を参考としています。



資料：国土数値情報（ホームページで公開の路線図等を確認し調整）

図 公共交通利用圏域

4) 公共交通会議について

本町にとって、よりよい公共交通（将来的に新たな交通サービスの導入を含めた持続可能な公共交通体系のネットワークの再構築）の実現に向け、「熊取町公共交通会議（任意の協議体）」を設置し、検討・協議を進めていますが、今後、同会議は法定会議へ移行を図り、十分な議論のうえ、最終的には、『地域公共交通計画』を策定予定です。

2. 現況及び課題

5) 通勤・通学動態

ベッドタウンとしての傾向が強いものの、本町の昼夜間人口比率は、70%台で推移しており、近年は増加傾向を示しています。

また、泉南地域の中では、阪南市に次いで昼夜間人口比率が低くなっています。

表 泉南地域の夜間及び昼間人口、流入超過人口、昼夜間人口比率（平成 27 年）

単位：人、%

市町名	常住地人口 (夜間人口)	昼間人口	流入超過 人口	昼夜間 人口比率
熊取町	44,435	35,519	-8,916	79.9
岸和田市	194,911	175,695	-19,216	90.1
貝塚市	88,694	78,167	-10,527	88.1
泉佐野市	100,966	107,084	6,118	106.1
泉南市	62,438	58,383	-4,055	93.5
阪南市	54,276	42,155	-12,121	77.7
田尻町	8,417	8,960	543	106.5
岬町	15,938	13,183	-2,755	82.7

資料：国勢調査



資料：国勢調査

図 泉南地域の昼夜間人口比率

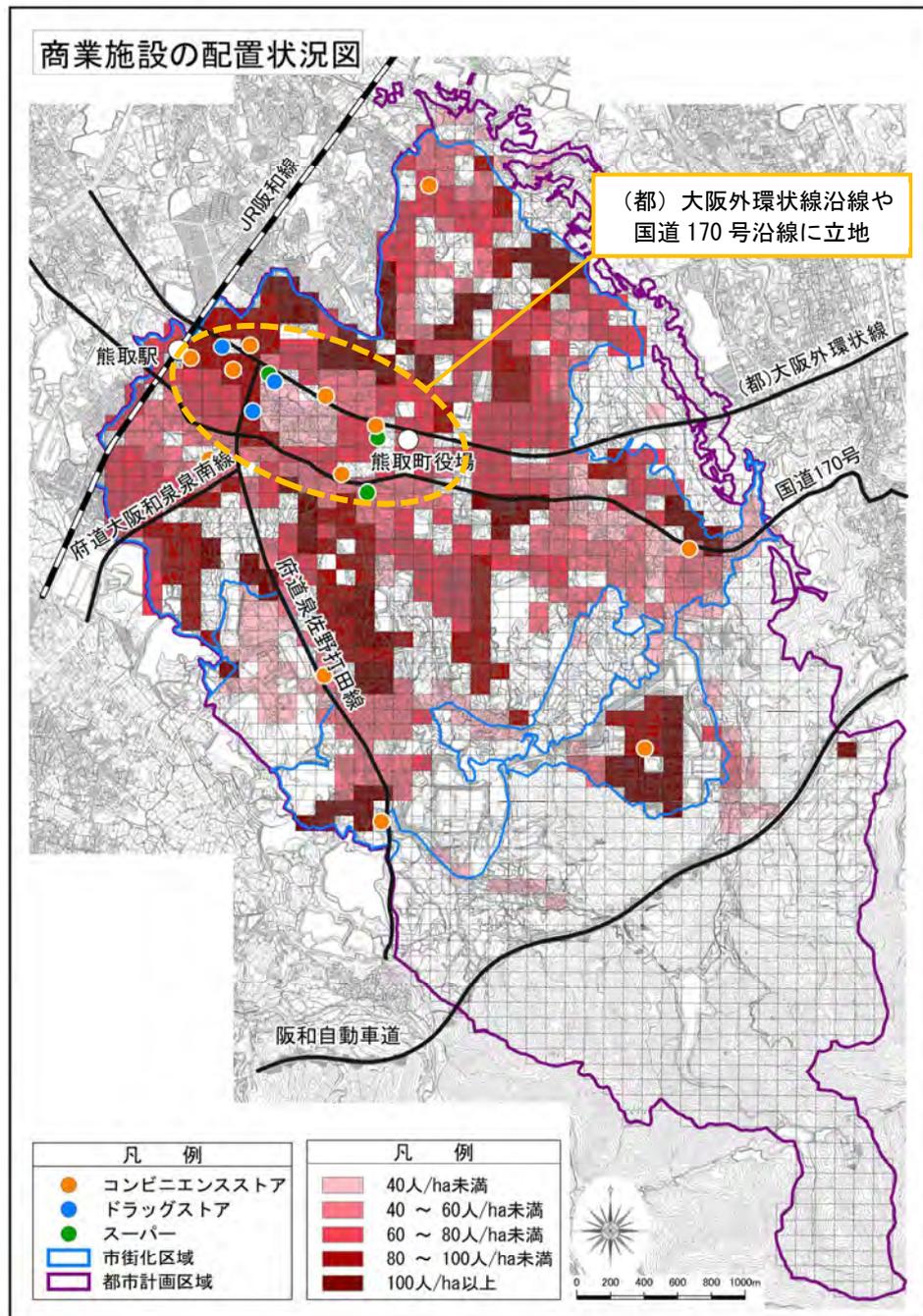
※令和2年国勢調査の昼夜間人口等は、令和4年7月に公表予定。

(4) 都市機能

1) 商業施設の配置状況

商業施設の大半は、熊取駅から熊取町役場間の(都)大阪外環状線沿線や国道170号沿線に立地しています。

郊外部では、人口密度60人/ha以上の地区や近接した地区にコンビニエンスストアが立地していますが、ドラッグストアやスーパーは見られません。



資料：インターネット、電話帳

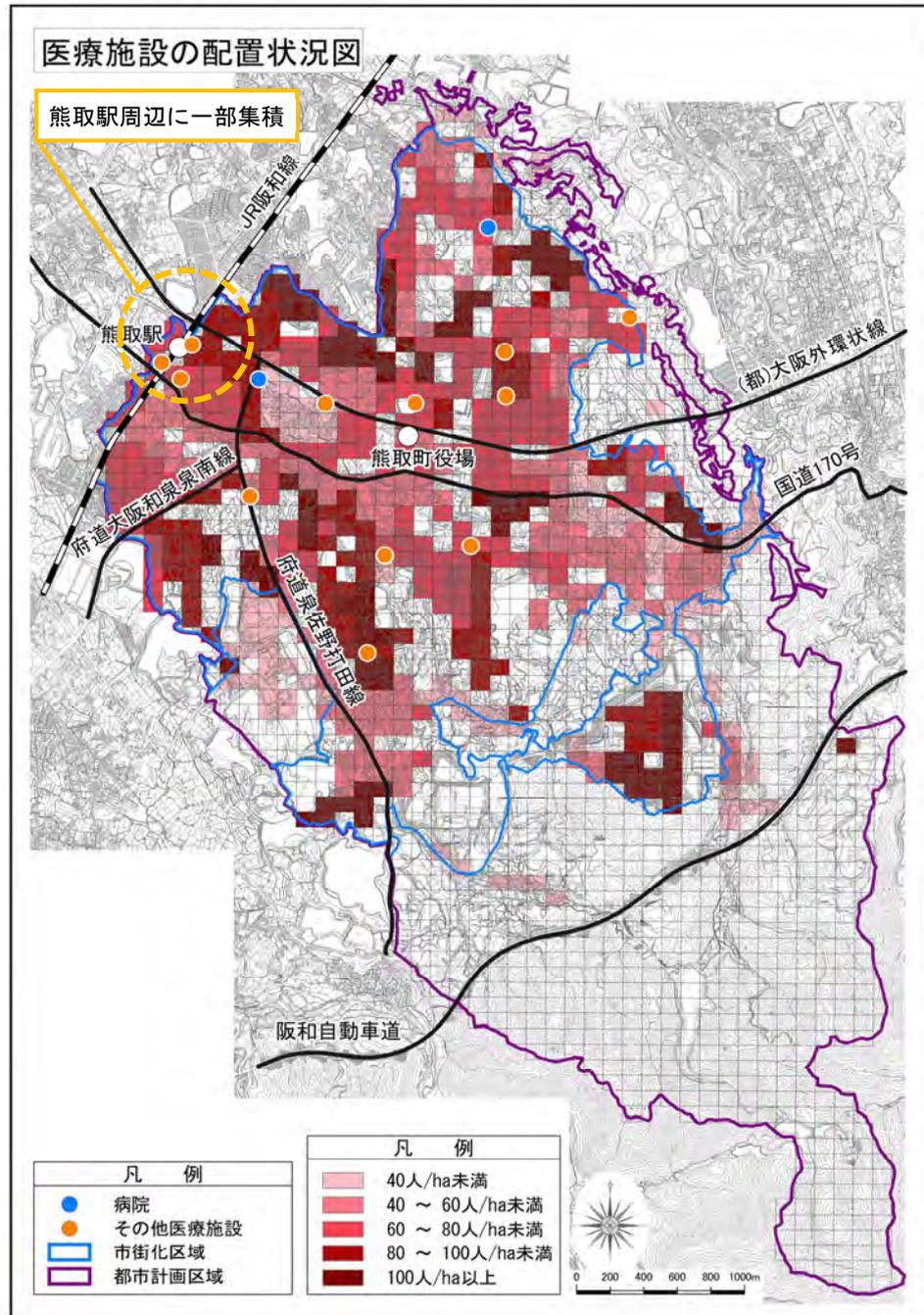
図 商業施設の配置状況

2. 現況及び課題

2) 医療施設の配置状況

医療施設は、熊取駅周辺に一部集積していますが、利用頻度が高く住民の身近な医療を提供する内科などは、地域ごとに、市街化区域全体に立地しています。

なお、医療法第1条の5第1項による20床以上を有する病院が、町内には2カ所立地しています。



資料：地域防災計画（令和2年3月）

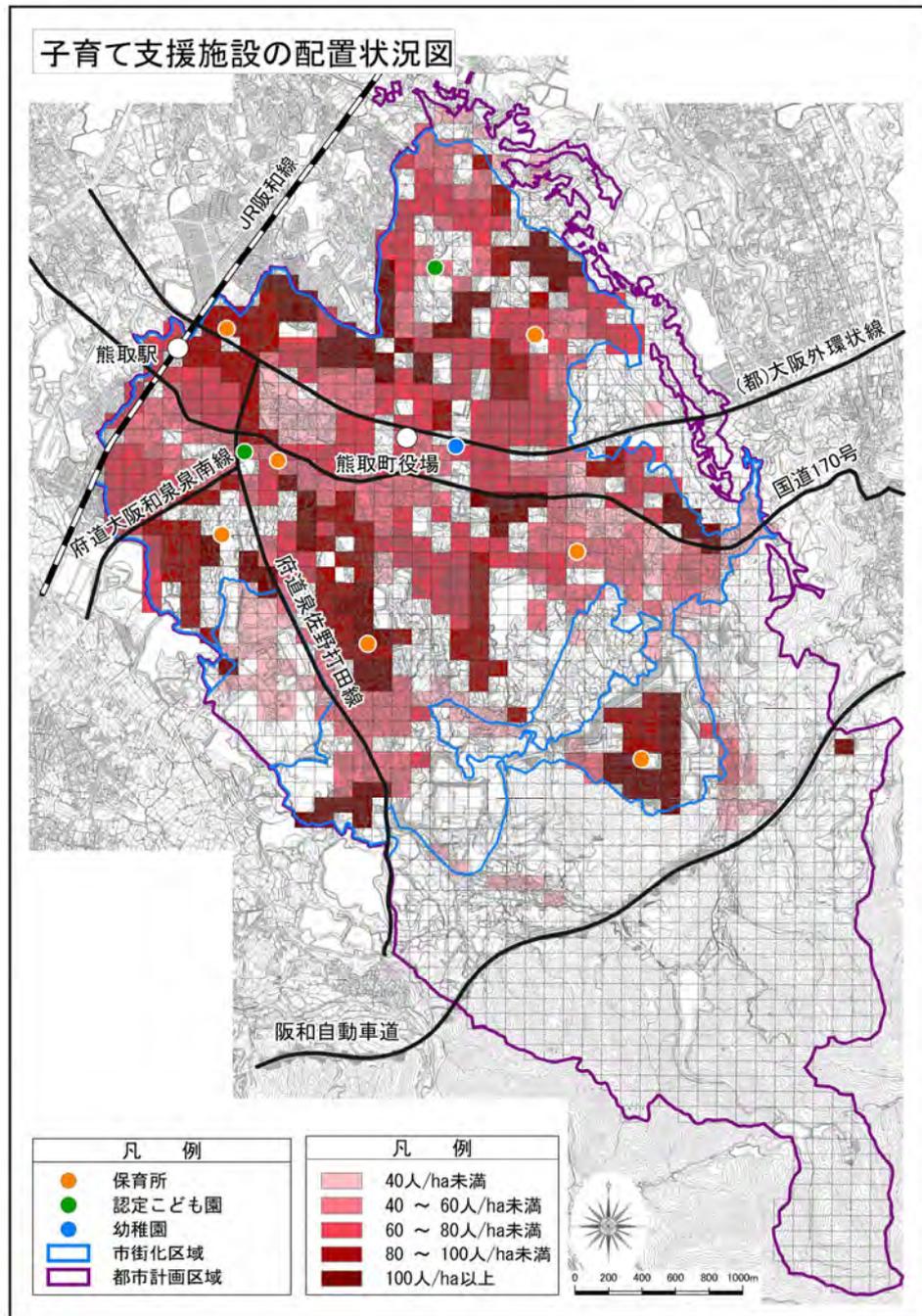
図 医療施設の配置状況

※病院：医療法第1条の5第1項による20床以上を有する病院

※その他医療施設：地域防災計画「町内医療機関」で診療科目に内科を含んでいる医療機関（一般外来が可能な医療機関に限る）。

3) 子育て支援施設の配置状況

子育て支援施設については、保育所が7施設、認定こども園が2施設、幼稚園が1施設の合計10施設が立地しており、日常生活に必要な施設として地域ごとに立地しています。



資料：子ども・子育て支援計画（令和2年3月）

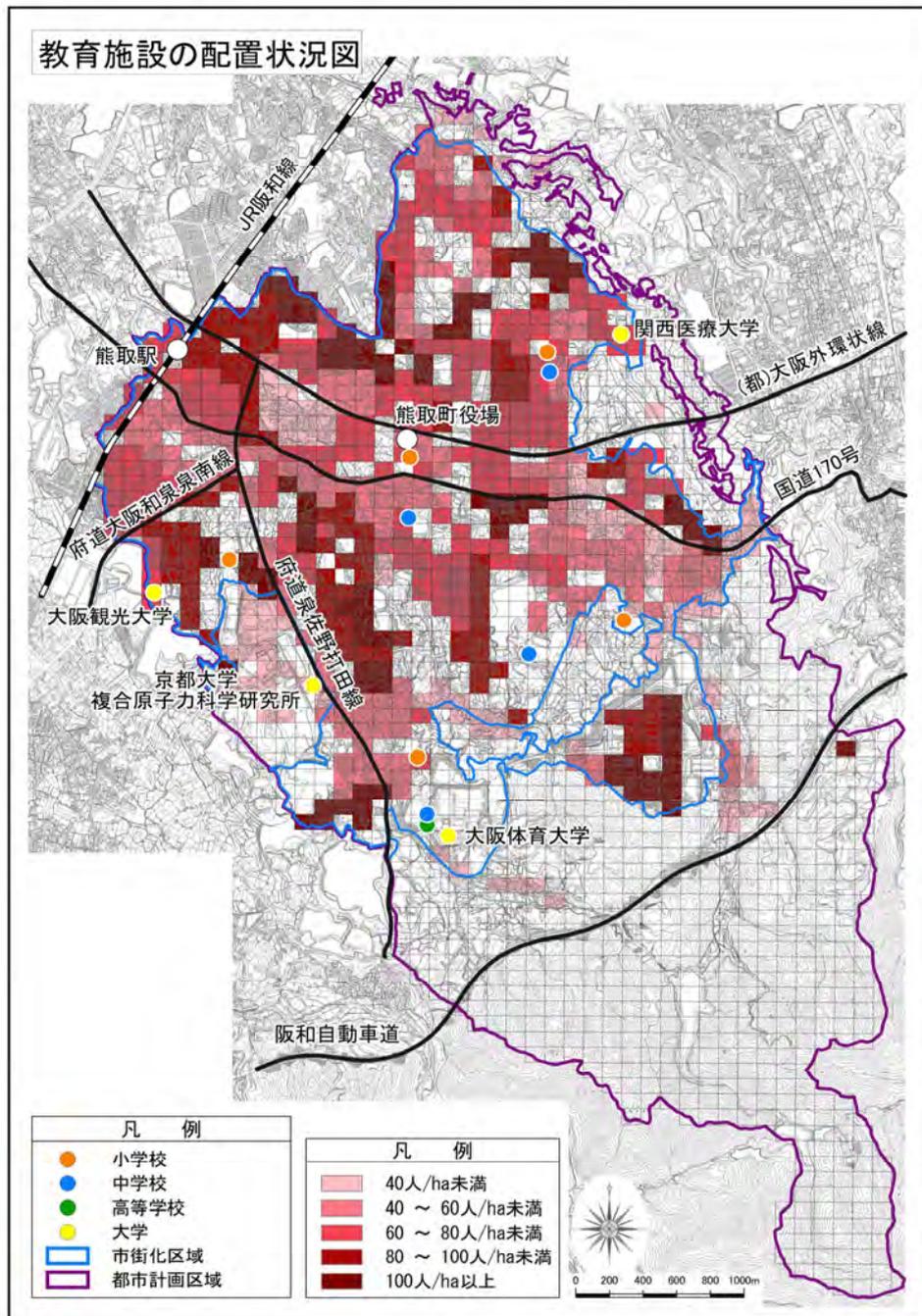
図 子育て支援施設の配置状況

2. 現況及び課題

4) 教育施設の配置状況

教育施設については、小学校が5施設、中学校が4施設、高等学校が1施設、大学が4施設あり、その大半は、市街化区域の縁辺部に立地しています。

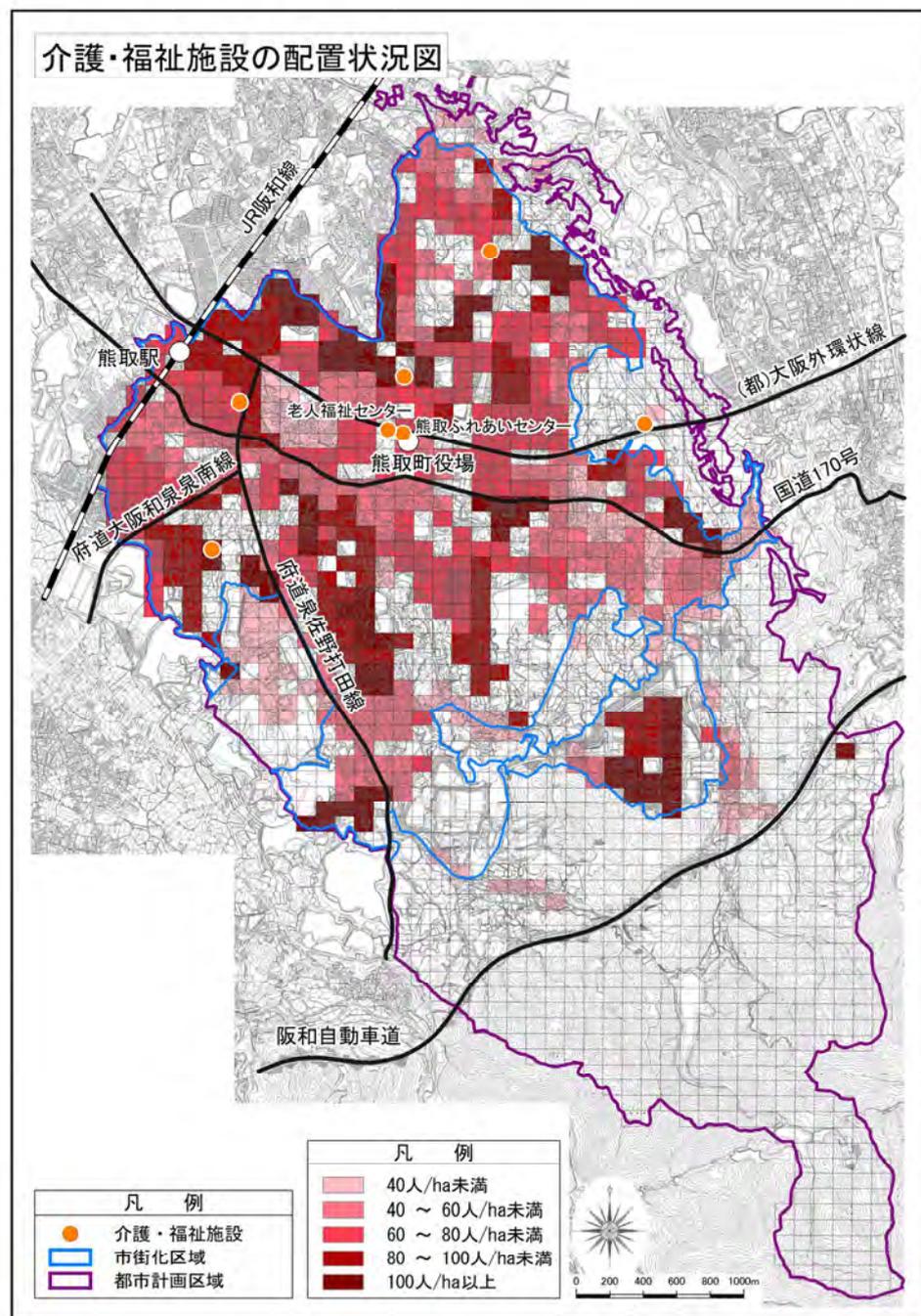
そのうち、大学については、「京都大学複合原子力科学研究所」、「関西医療大学」、「大阪観光大学」、「大阪体育大学」の4施設が立地しています。



資料：公共施設等総合管理計画（平成29年2月）、熊取町ホームページ
図 教育施設の配置状況

5) 介護・福祉施設の配置状況

介護・福祉施設※は、市街化区域内に分散して立地していますが、そのうち、基幹的な介護・福祉施設である「熊取ふれあいセンター」や「老人福祉センター」は熊取町役場周辺に集積しています。



資料：地域防災計画（令和2年3月）

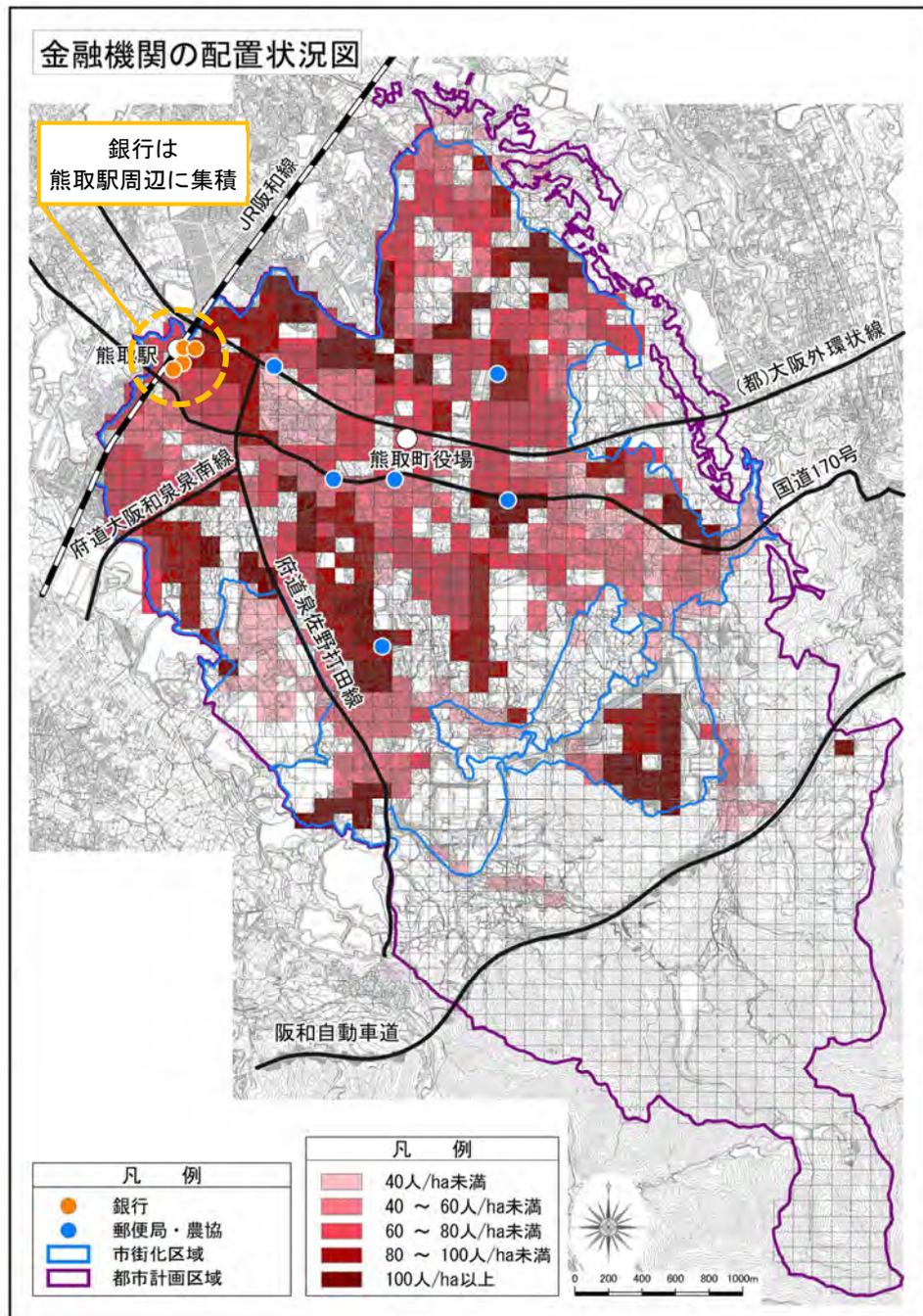
図 介護・福祉施設の配置状況

※介護・福祉施設：福祉避難所として町と協定を締結した社会福祉法人（事業所）。

6) 金融機関の配置状況

銀行は、熊取駅周辺に集積して立地しています。

また、郵便局・農協については、人口密度「100人/ha以上」の地区や近接した地区に立地しています。



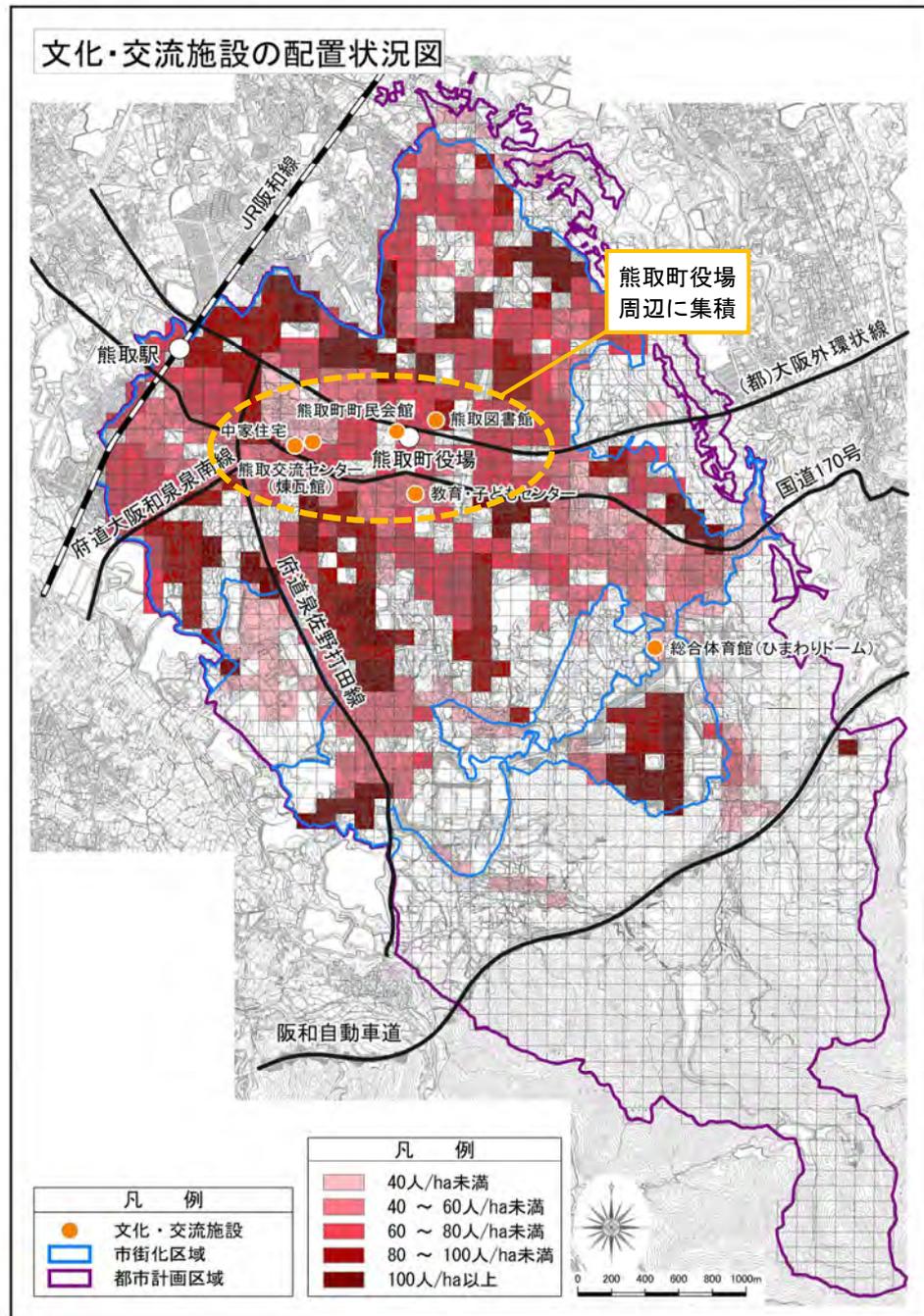
資料：インターネット、電話帳

図 金融機関の配置状況

2. 現況及び課題

7) 文化・交流施設の配置状況

文化・交流施設については、「熊取町町民会館」や「熊取図書館」が熊取町役場に近接して立地しているとともに、「総合体育館（ひまわりドーム）」を除く大半の施設が熊取町役場周辺に集積して立地しています。



資料：公共施設等総合管理計画（平成29年2月）

図 文化・交流施設の配置状況

2. 現況及び課題

(5) 地価等

1) 地価の動向

2013年(平成25年)から2020年(令和2年)の増減率を見ると、大半の調査地点で減少しており、特に「⑫五月ヶ丘」、「⑭小谷南」の減少率が高くなっています。

一方、熊取駅周辺の「⑯大久保中」、「⑮大久保北」は増加しており、2020年(令和2年)では、「⑯大久保中」の地価が最も高く、92,300円/㎡となっています。

※次ページに「地価公示標準地位置図」を掲載しています。

表 地価の動向

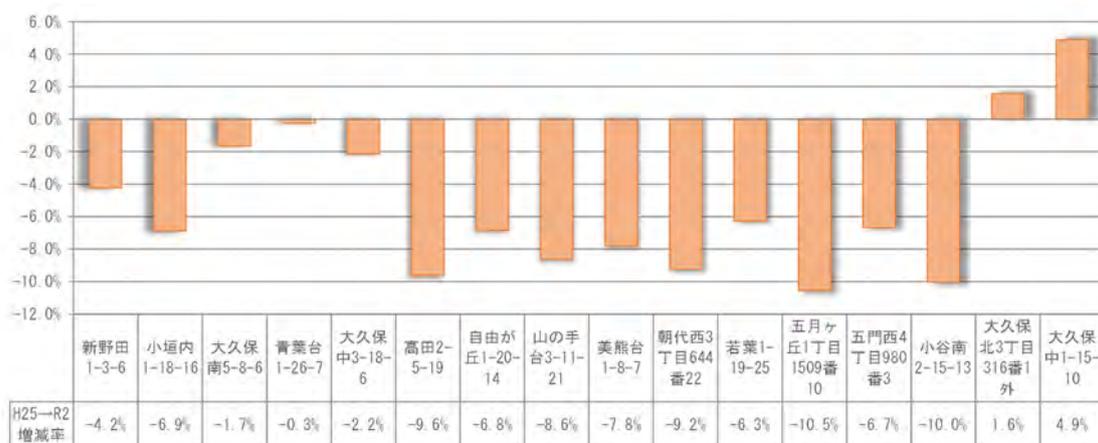
単位：円/㎡

対図番号	調査地点	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	H25→R2 増減率
①	新野田 1-3-6	59,000	58,400	58,000	57,700	57,400	57,100	56,800	56,500	-4.2%
②	小垣内 1-18-16	53,800	53,200	52,700	52,200	51,700	51,200	50,700	50,100	-6.9%
③	大久保南 5-8-6	66,300	66,200	66,200	66,000	65,800	65,600	65,400	65,200	-1.7%
④	青葉台 1-26-7	79,000	79,000	79,000	79,000	79,000	79,000	79,000	78,800	-0.3%
⑤	大久保中 3-18-6	60,400	60,200	59,900	59,700	59,400	59,300	59,200	59,100	-2.2%
⑥	高田 2-5-19	18,700	18,400	18,100	17,800	17,500	17,300	17,100	16,900	-9.6%
⑦	自由が丘 1-20-14	73,100	72,100	71,400	70,700	69,700	68,900	68,500	68,100	-6.8%
⑧	山の手台 3-11-21	60,300	59,800	59,300	58,700	57,900	57,200	56,000	55,100	-8.6%
⑨	美熊台 1-8-7	60,200	59,600	59,000	58,400	57,600	56,900	56,400	55,500	-7.8%
⑩	朝代西 3丁目 644番 22	49,800	49,200	48,700	48,200	47,500	46,800	46,000	45,200	-9.2%
⑪	若葉 1-19-25	60,500	59,700	59,200	58,800	58,300	57,900	57,400	56,700	-6.3%
⑫	五月ヶ丘 1丁目 1509番 10	42,700	41,900	41,200	40,600	40,000	39,500	39,000	38,200	-10.5%
⑬	五門西 4丁目 980番 3	52,400	51,600	51,100	50,700	50,300	49,800	49,300	48,900	-6.7%
⑭	小谷南 2-15-13	47,900	47,100	46,500	46,000	45,300	44,600	43,900	43,100	-10.0%
⑮	大久保北 3丁目 316番 1外	76,200	76,200	76,200	76,200	76,200	76,600	77,000	77,400	1.6%
⑯	大久保中 1-15-10	88,000	88,000	88,000	88,000	88,500	89,500	90,500	92,300	4.9%

※熊取駅前「⑯大久保中 1-15-10」地点の調査が行われた平成25年以降とする。

※平成27年以前の調査が行われていない「久保」、「七山西」の地点は除外する。

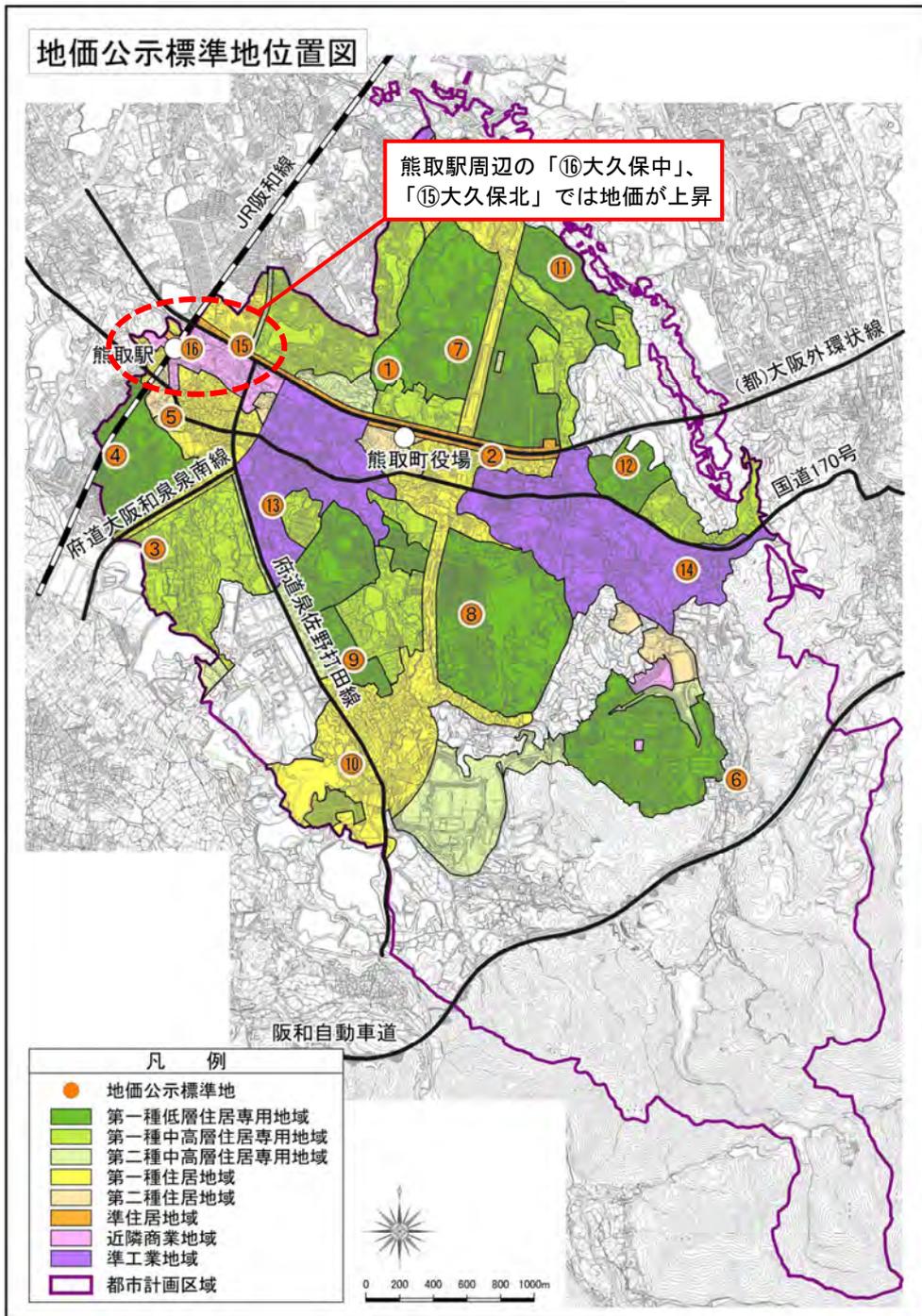
資料：国土数値情報（地価公示）



資料：国土数値情報（地価公示）

図 地価の動向

2. 現況及び課題



資料：国土数値情報（地価公示）

図 地価公示標準地位置図

2. 現況及び課題

2) 小売業年間販売額の分布

都市構造可視化計画における小売業年間販売額を見ると、(都)大阪外環状線沿道に商業施設が集積しており、販売額は0.4~2.0億円/haであるのに対し、熊取駅周辺の販売額は0.0~0.4億円/haと低くなっています。

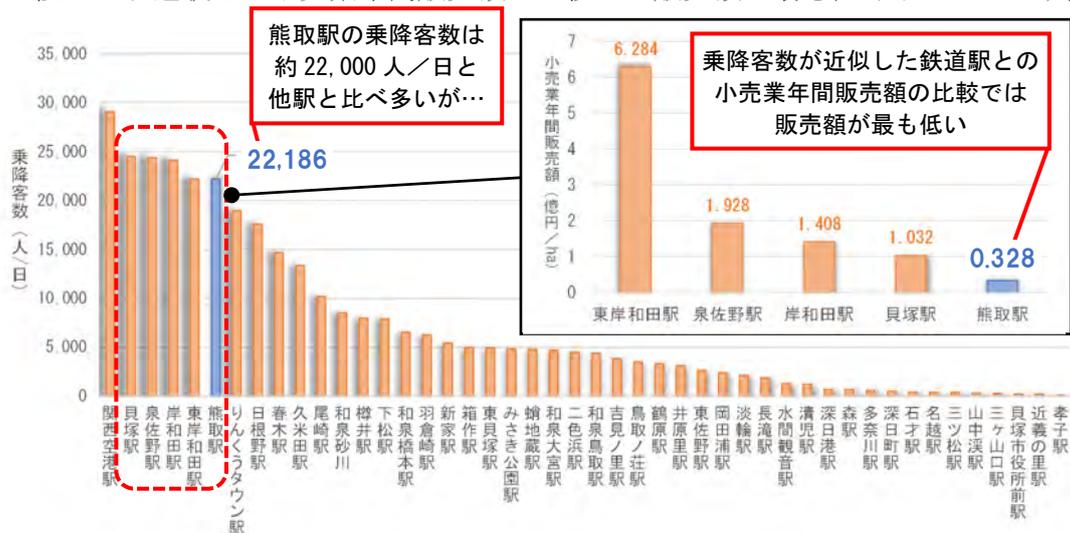


資料：都市構造可視化計画（販売額分布（2014年））

図 小売業年間販売額の分布

3) 泉南地域の鉄道駅利用者数と小売業年間販売額の関係

泉南地域に位置する鉄道駅の日当たり乗降客数と小売業年間販売額の間を見ると、熊取駅の乗降客数は約22,000人/日と多いにもかかわらず、乗降客数が近似した鉄道駅との小売業年間販売額の比較では販売額が最も低くなっています。



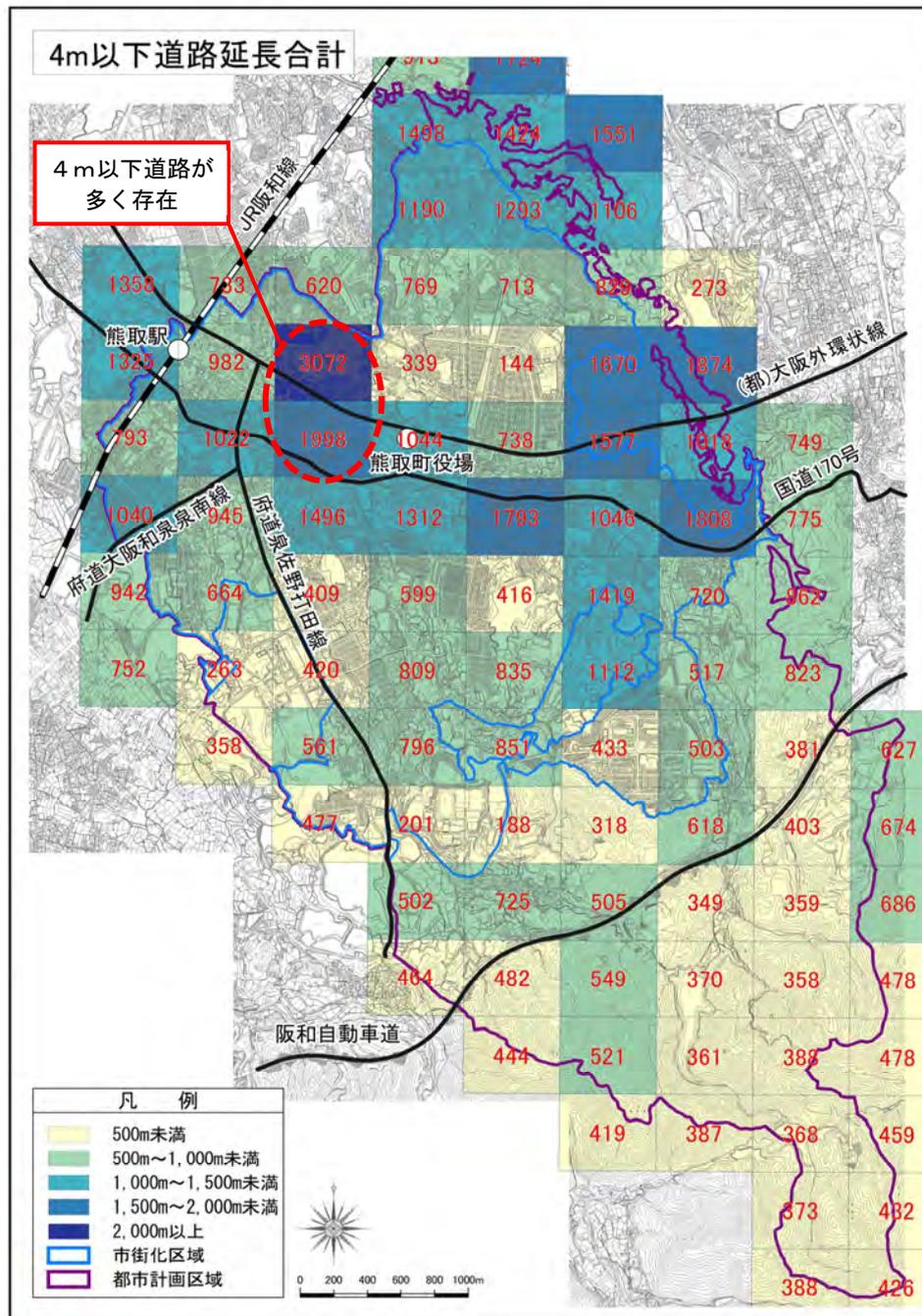
資料：大阪府 駅乗降客数 商圈、鉄道、JR-地図|オープンポータル、都市構造可視化計画（販売額分布（2014年））

図 泉南地域の鉄道駅利用者数と小売業年間販売額の関係

2. 現況及び課題

2) 道路現況

熊取駅から熊取町役場間の地区では、幅員4m以下道路が多く存在する地区があります。



資料：大阪府（平成28年度都市計画基礎調査）

図 4m以下道路延長合計

3) 公園等現況

本町には、「永楽ゆめの森公園」及び「奥山雨山自然公園」の地区公園、「中央公園」及び「長池オアシス公園」の近隣公園、その他、街区公園などが点在しています。

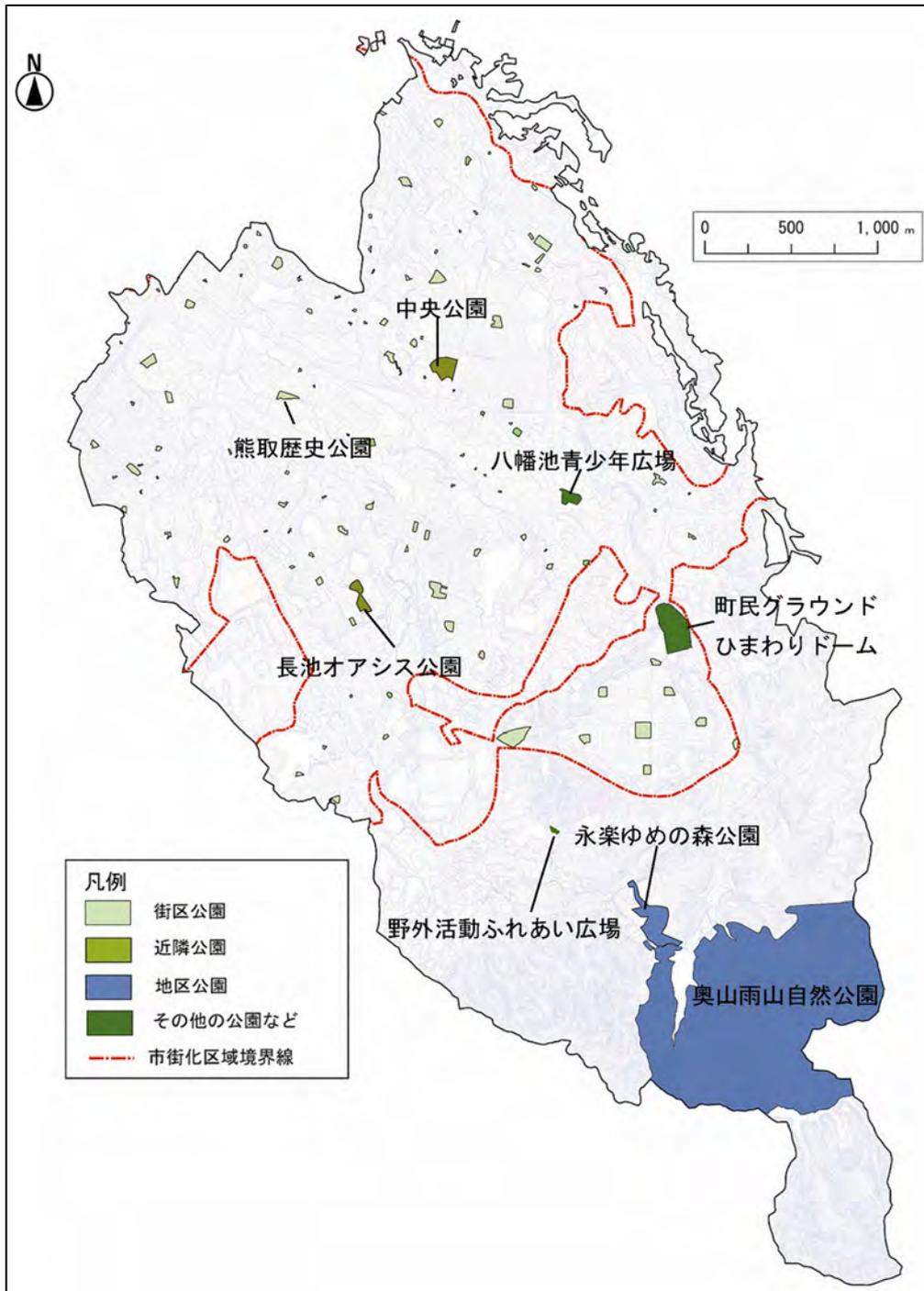


図 公園等現況図

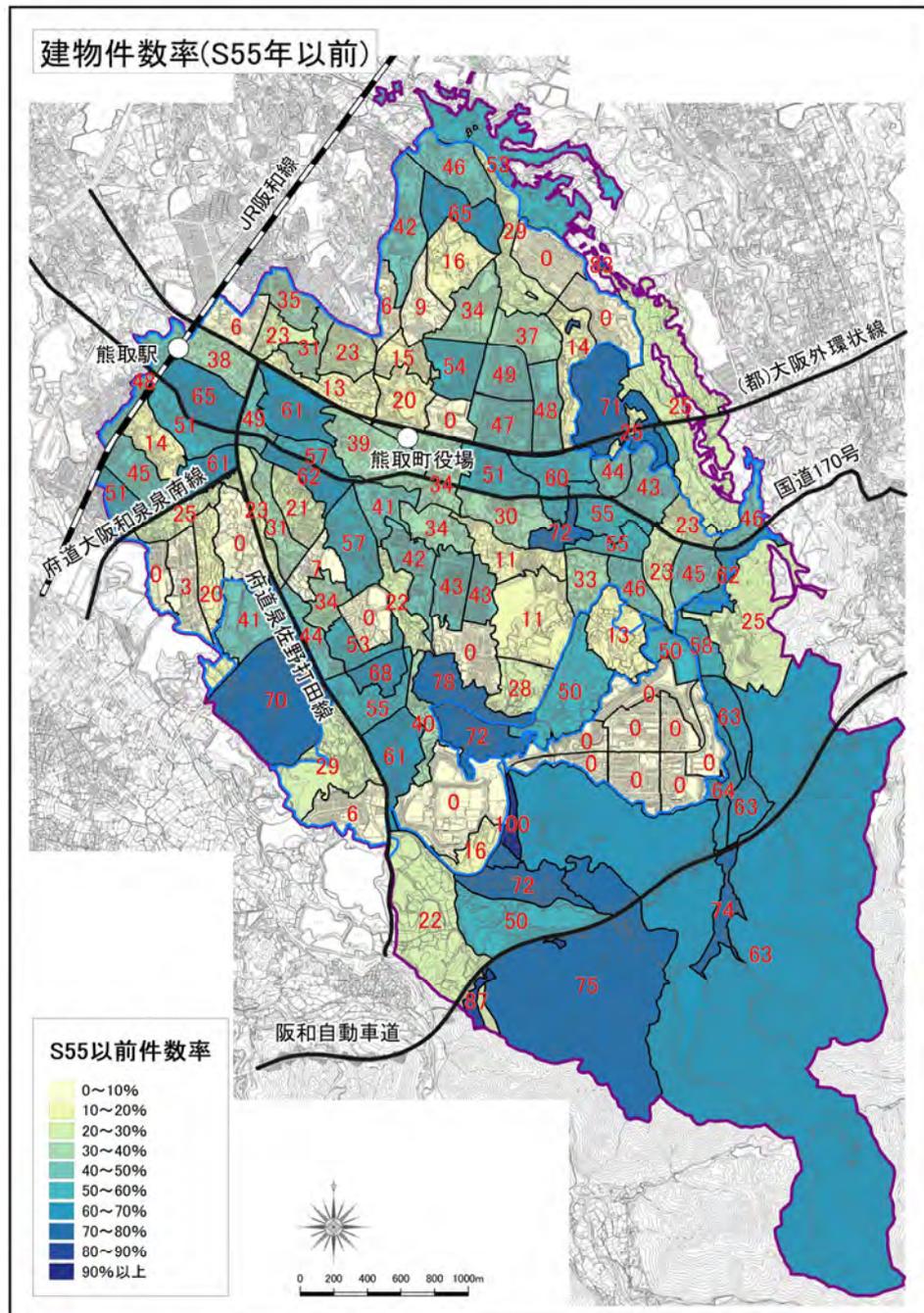
2. 現況及び課題

4) 災害

後述の”6. 防災指針”において、具体的に記載しますが、本町域内には、土砂災害（特別）警戒区域や浸水想定区域等が指定されている区域があります。

5) 建築年

建築年の古い建築物（1980年（昭和55年）以前）件数率が50%を超える地区が点在しています。



資料：大阪府（平成30年度都市計画基礎調査）

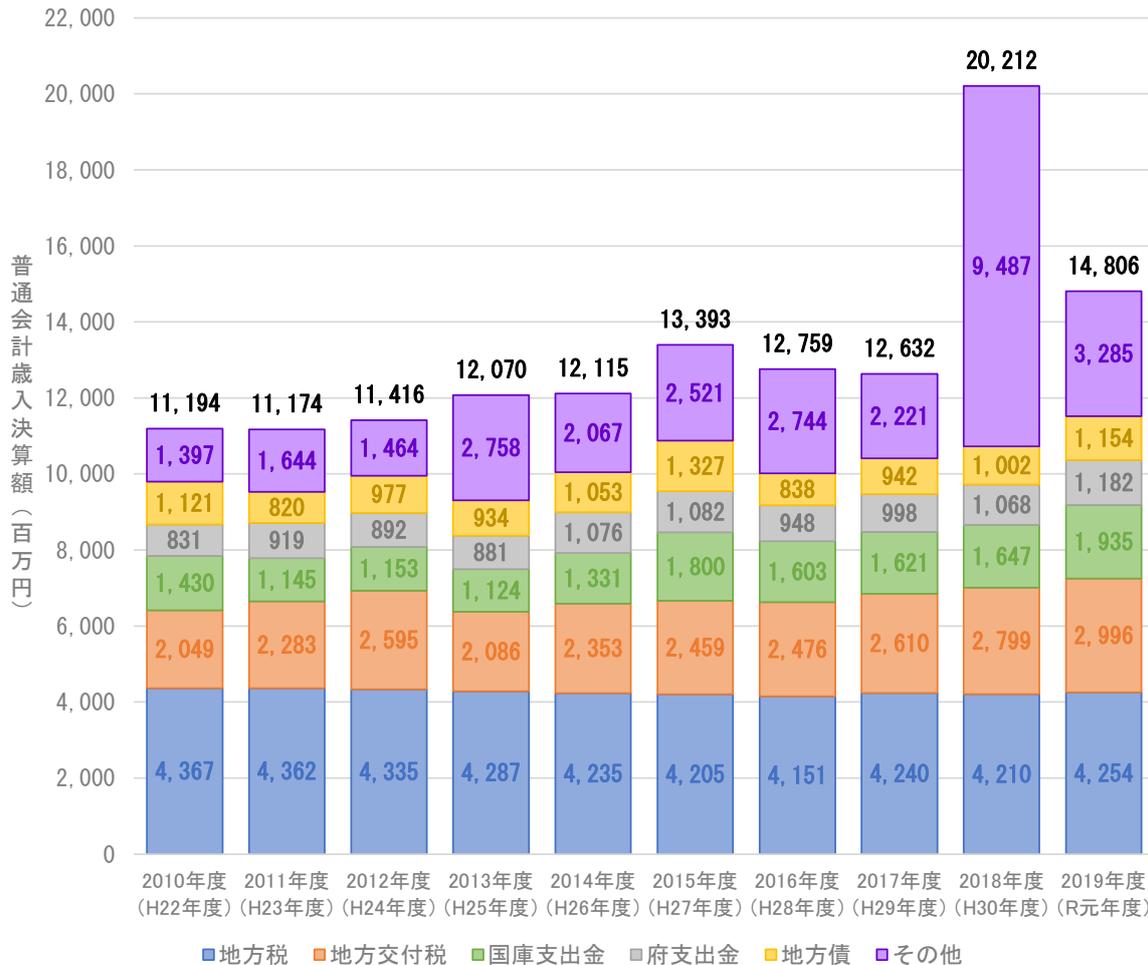
図 建物件数率（昭和55年以前）

(7) 財政

1) 歳入・歳出決算額の推移

普通会計歳入決算額の内訳を見ると、2018年度（平成30年度）を除き、地方税が最も多く、4,000百万円台で推移しています。

なお、2018年度（平成30年度）における「その他の特定財源」の急増は、寄付金（ふるさと応援寄附金）の大幅な増加によるものです。



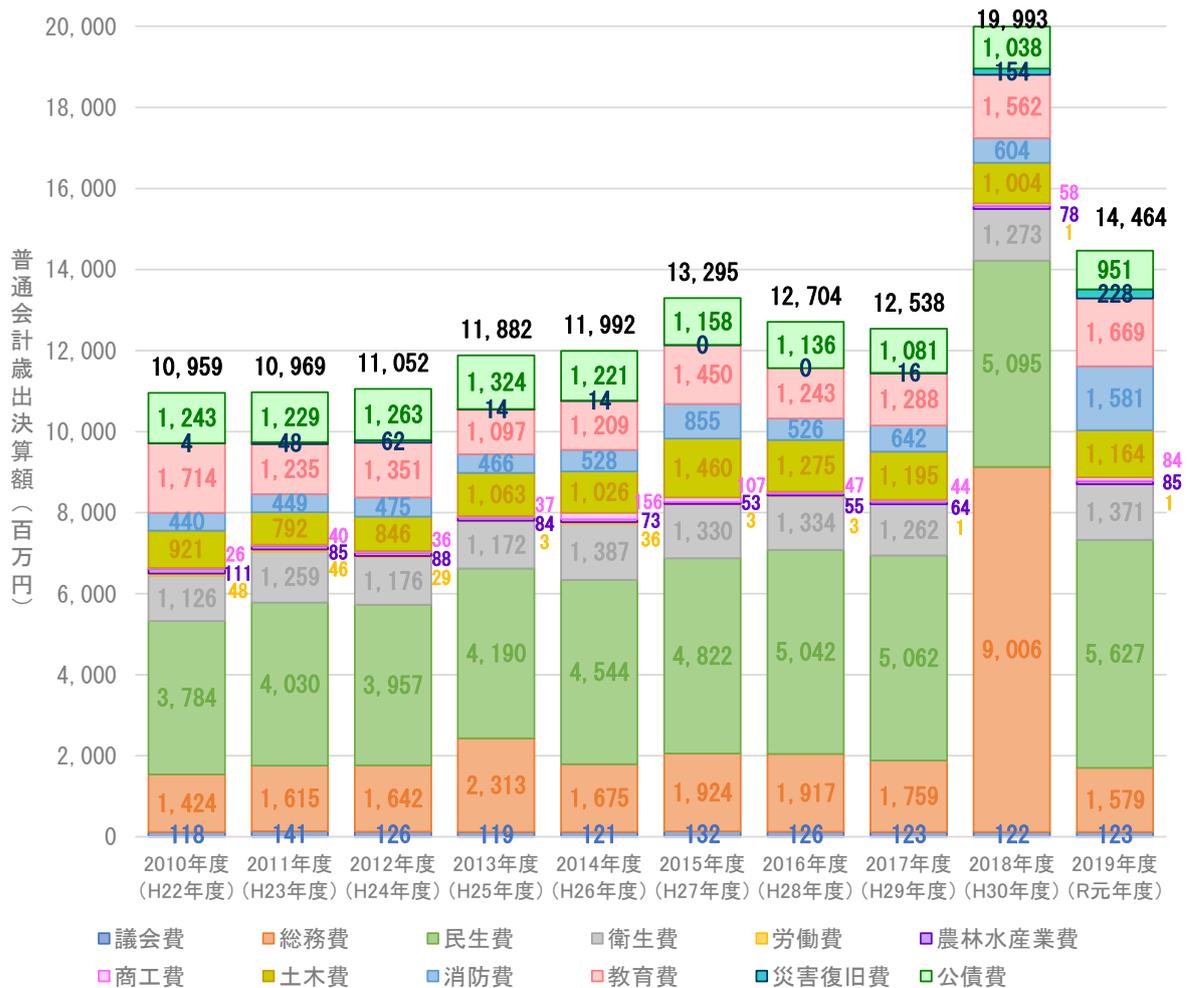
資料：企画部財政課「地方財政状況調査」、総合政策部財政課「地方財政状況調査」

図 普通会計歳入決算額の内訳

2. 現況及び課題

また、普通会計歳出決算額の内訳を見ると、2018年度（平成30年度）を除き、民生費の割合が最も高く、土木費は、800百万円～1,500百万円の間で推移しています。

なお、2018年度（平成30年度）における「総務費」の急増は、ふるさと応援寄附金が増加したことに伴う積立金や補助費等（返礼品などの経費）の大幅な増加によるものです。



資料：企画部財政課「地方財政状況調査」、総合政策部財政課「地方財政状況調査」

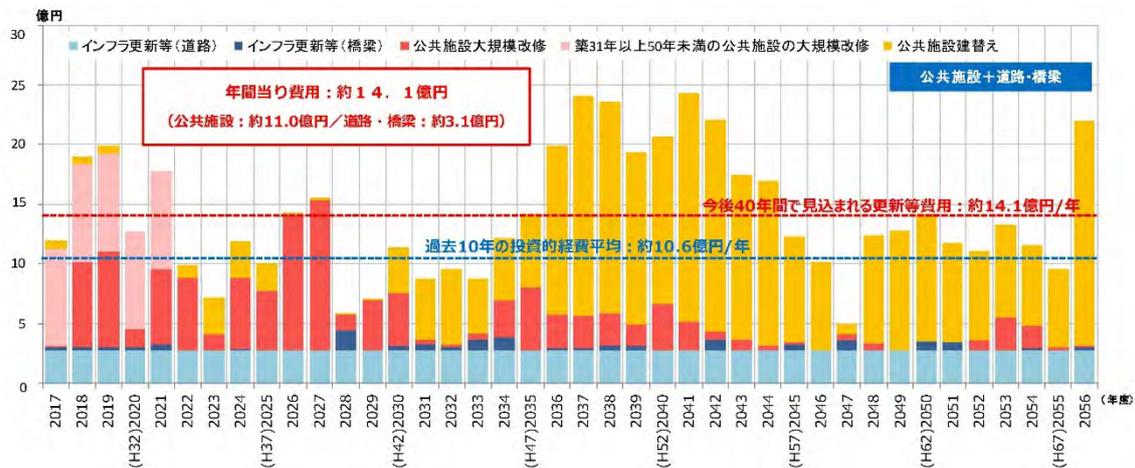
図 普通会計歳出決算額の内訳

2) 将来の更新費用の見通し

公共施設等将来の更新費用の動向を見ると、2020年代に大規模改修のピークがあり、2030年代半ば以降には建替えのピークが見込まれています。

また、今後40年間で見込まれる更新等費用は約14.1億円/年、対して過去10年間の投資的経費の平均は約10.6億円/年であり、投資的経費全てを更新等の費用に充当すると仮定した場合、公共施設の更新等に必要な費用が約3.5億円不足することになります。

本町においては、平成29年2月に「熊取町公共施設等総合管理計画」を策定しており、本計画では「公共施設の機能・総量の最適化」、「施設の適正な維持管理と性能確保」、「施設の長寿命化と適正な更新」、「住民・事業者等との連携」の4つの基本方針を掲げ、今後、施設配置の適正化、施設の長寿命化など推進することにより、財政負担の軽減と平準化を図るものとしています。



※2017年から10年間に渡る支出の山（築31年以上50年未満の公共施設の大規模改修）は試算上の算定値であり、実際に見込まれる支出とは必ずしも一致しない。

資料：熊取町公共施設等総合管理計画

図 普通会計対象施設の改修・更新にかかる費用

表 「熊取町公共施設等総合管理計画」における公共施設等の管理に関する基本的な方針

○ 公共施設の機能・総量の最適化	対象：公共施設
<ul style="list-style-type: none"> 各施設の機能の有効利用と施設配置の最適化 利用需要等を踏まえた施設の取捨選択や規模の見直し 施設廃止後の財産等の利活用 	
○ 施設の適正な維持管理と性能確保	対象：公共施設・インフラ施設
<ul style="list-style-type: none"> 施設の維持管理の適正化 建物や構造物等の安全性確保 利便性・居住性等の性能確保 	
○ 施設の長寿命化と適正な更新	対象：公共施設・インフラ施設
<ul style="list-style-type: none"> 施設の特性等を踏まえた長寿命化対策 多様な機能・活用方法を想定した公共施設の更新 	
○ 住民・事業者等との連携	対象：公共施設
<ul style="list-style-type: none"> 施設の管理運営等における住民・事業者等との連携 公共施設の利用促進 	



永楽ダム周辺からの市街地方向の眺望

2-3 上位関連計画

上位計画である「熊取町第4次総合計画」、「南部大阪都市計画区域マスタープラン」をはじめ、本計画と関連性の高い上位関連計画の概要を整理します。

(1) 熊取町第4次総合計画（平成30年3月）

■ 将来像

**住みたい 住んでよかった ともにつくる
“やすらぎ”と“ほほえみ”のまち**

■ まちづくりの進め方

○ 効果的・効率的なまちづくり

行政の経営資源（ヒト・モノ・カネ）が限られるなかで住民生活の質を高めていくため、取組の成果を検証し、より効果的・効率的なまちづくりを進めます。

○ 地域特性を活かしたまちづくり

まちづくりの様々な場面で地域の特性を最大限に活かしたまちづくりを進めます。特に、大学が集積し、多くの学生が集う優位性を活用していくため、まちと大学がともに発展する学園文化都市をめざします。

○ 協働のまちづくり

ライフステージ・スタイルに応じて多様な協働の機会があり、住民が主体的に選択し、取り組むことができる協働のまちづくりを進めます。

■ 都市形成の方向性

本町はコンパクトな町域のなかで効果的な住宅開発や施設の立地を進めるとともに、道路、公園、上下水道などの都市基盤整備や公共交通の充実、自然環境の保全・活用等によって、まち全体として一体的な発展を遂げてきました。また、大学の集積が進むなど、「住宅都市」・「学園文化都市」としてのイメージが定着してきました。

こうしたまちの特長を今後も維持するとともに、まち全体をコンパクトなまちとして発展させていくため、これまでの土地利用や施設整備を基盤として、高齢化をはじめとする人口動向や住民のライフスタイルの変化等に対応し、移動利便性の向上など住民生活の質を高めていきます。

■ 将来像の実現に向けた施策の大綱

- ・一人ひとりの意識とご近所のふれあいで暮らしやすいまちをめざします
- ・まちに愛着を持てる、たくましく生きる力を持つ子どもが育つまちをめざします
- ・だれもがいつまでも健康でいきいきと活躍できるまちをめざします
- ・住みたい、住み続けたい、いつか帰りたいまちをめざします
- ・健全で安定した持続可能なまちをめざします



(2) 南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)(令和2年10月、大阪府)

■ 都市づくりの目標

(大阪の都市づくりの基本目標)

これからの大阪の都市づくりにおいては、人口減少・少子高齢化の進展による都市活力の低下を防ぐだけでなく、都市間競争に打ち勝つ魅力あふれる都市づくりとニーズがより多様化していく府民生活を支える都市づくりをともに進める必要があります。

このため、今後の大阪の基本目標を次のとおり定めます。

○ 国際競争に打ち勝つ強い大阪の形成

国際的な都市間競争が激化する中、大阪が日本の成長をけん引する都市として繁栄を続け、そこに住まう人々がそれぞれのニーズを満たしながら豊かに暮らせるようにするため、にぎわい・活力ある大阪の形成を目指します。

○ 安全・安心で生き生きと暮らせる大阪の実現

都市の防災機能の強化をはじめ、都市に内在する様々なリスクに対し、安全に暮らせ、また、雇用の場が確保され、生活支援機能が充実するなど、誰もが健康で安心して、住み・働き続けることができる都市の形成を目指します。

○ 多様な魅力と風格ある大阪の創造

水・みどりや歴史・文化等の地域固有の資源や、これまでの都市づくりで蓄積されたストックを活かし、各地域が質の高い都市づくりを進めることにより、大阪全体として多様な魅力と風格を備えた都市を創造します。

(大阪の都市づくりの方向性)

「大阪の都市づくりの基本目標」を実現していくために、次に定める方向性に沿って都市づくりを進めます。

- ・大阪都市圏の成長を支える都市基盤の強化
- ・国内外の人・企業を呼び込む都市魅力の創造
- ・災害に強い都市の構築
- ・産業・暮らしを支える都市環境の整備
- ・環境にやさしく、みどり豊かな都市の形成
- ・地域資源を活かした質の高い都市づくり

(大阪の都市づくりの視点)

「大阪の都市づくりの基本目標」の実現のため、「大阪の都市づくりの方向性」に加え、「都市づくりの視点」を勘案し都市づくりを進めます。

- ・大阪にふさわしいネットワーク性の高い都市づくりの推進
- ・多様な主体の連携・協働による都市マネジメントの推進

(3) 熊取町都市計画マスタープラン（平成30年3月）

■ 将来都市像

(都市づくりの目標像)

いつまでも住み続けたい自然豊かで活力のあるまち
～コンパクトな中に、くらしの質を高めるまちづくり～

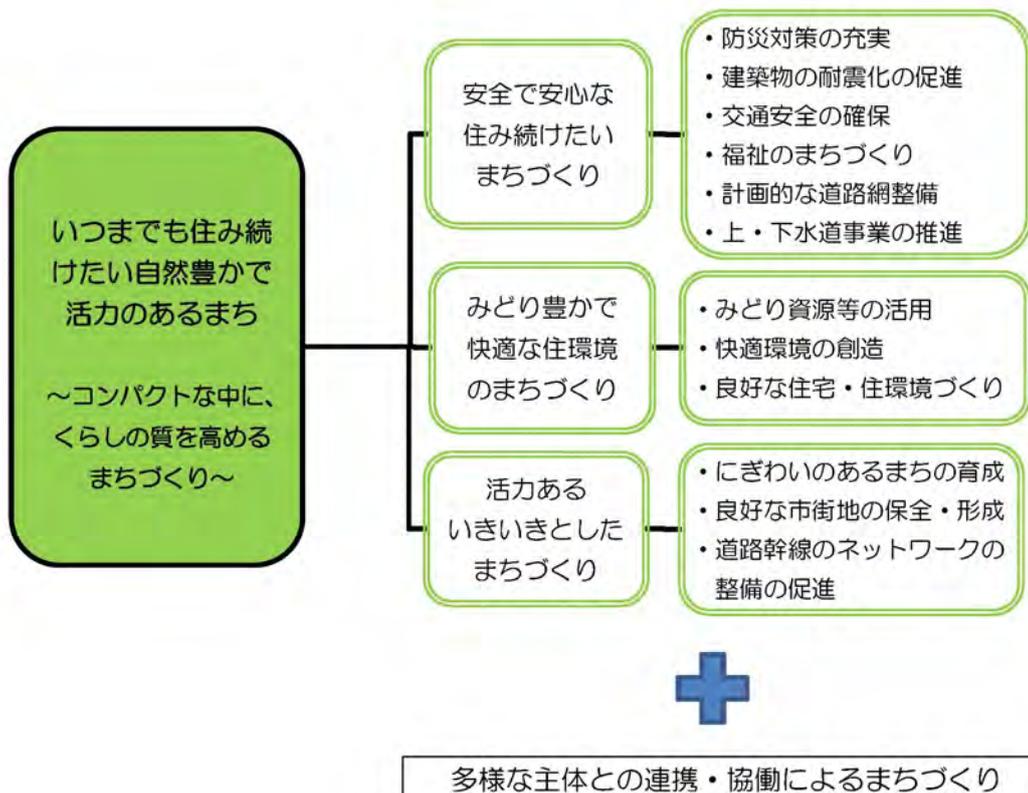
総合計画の将来像である「住みたい住んでよかったとみにつくる”やすらぎ”と”ほほえみ”のまち」、大阪府が定める南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針における土地利用の将来像である「にぎわい・活力ある大阪、みどり豊かで美しい大阪、安全安心な大阪」との整合を図るため、「住み続けたい」「活力あるまち」「自然豊かである」をキーワードとしています。

また、サブコンセプトとして、総合計画にもある、まち全体をコンパクトなまちとして発展させて、高齢化をはじめとする住民のライフスタイルの変化等に対応すべく、適切な土地利用の誘導や計画的な公共施設の整備などにより、住民生活の質を高めていくことを目標としています。

(都市づくりの基本方針)

都市計画マスタープランでは、上位計画や社会情勢、本町の特性、都市づくりの目標像などを踏まえて、都市づくりの目標の達成に向けて取り組むべき都市づくりの方向性・基本方針を以下のように設定し、住民と行政の「協働」によるまちづくりの推進に取り組みます。

■ 都市形成の基本方針（目標の達成に向けて取り組むべき基本方針）



安全で安心な住み続けたいまちづくり

防災対策の充実

住民との協働による安全・安心なまちづくりをめざし、住民の防災意識の高揚を図るとともに、自然災害や都市災害等に適切に対応できるよう、防災施設や防災ネットワークなどの整備を進めます。

建築物の耐震化の促進

地震による建物の倒壊などから生命を守るとともに、避難路などの閉塞を防ぐため、耐震改修促進計画に基づき耐震化を進めます。

交通安全の確保

歩行者などの安全な通行の確保や美観の保持などの道路環境の整備を行うとともに、地域ぐるみで交通安全対策を展開していきます。また、駅前における自転車・バイクなどの放置防止に努めます。

福祉のまちづくり

既存の公共施設及び新設の道路・公共建築物について、バリアフリー新法に対応した必要な整備、改修を進め、すべての人が円滑に移動でき、社会参加がしやすい福祉のまちづくりを全町的に進めます。

計画的な道路整備

「道路整備計画」に基づき、町内ネットワーク形成に向け、地域幹線道路、生活道路の計画的な整備を進めるとともに、全ての人が安全で安心して通行できるように、道路の整備・維持管理に努めます。

上・下水道事業の推進

将来にわたり安全で安心な水道水の提供、ならびに公共用水域の保全や快適な都市生活に不可欠な公共下水道の普及について、計画的かつ効率的に事業推進するとともに、上下水道施設の適切な維持管理に努めます。

※2021年度（令和3年度）より、水道事業は、大阪広域水道企業団に統合されました。

みどり豊かで快適な住環境のまちづくり

みどり資源等の活用

奥山雨山自然公園をはじめ、市街地の都市公園、緑地については、やすらぎのある施設整備と維持管理を進めていくとともに、河川については、治水対策としての維持管理に努めるほか、公園やため池など豊かな緑地や水辺環境を活用し、みどりのネットワークづくりを進めます。

快適環境の創造

環境保全に対する住民意識の向上を図り、環境美化活動などを積極的に推進するとともに、みどり豊かな自然環境などの景観資源と調和した良好な都市景観の形成に努めるなど、快適環境を創造していきます。

良好な住宅・住環境づくり

各地区の特性を踏まえた住宅・住環境の形成を図るほか、町営住宅の適正な管理運営に努めます。

活力あるいきいきとしたまちづくり

いきいきとしたまちの育成

本町の特性である関西国際空港への近接性や、高度学術研究機能の集積、豊かな自然や歴史文化遺産などを積極的に活用し、観光客の誘致促進など多くの訪問者を迎えることにより、交流人口の増大によるいきいきとしたまちをめざします。

熊取駅周辺のにぎわいづくり

JR熊取駅は、町内で唯一の鉄道駅で、かつ町の主要な玄関口であり、良好な景観形成の誘導を引き続き行うとともに、駅西地区では、(都)熊取駅西線〔熊取駅西交通広場〕及びアクセス道路の整備を進めるなど、生活に便利で快適な駅前地区を創造します。

道路幹線ネットワークの整備の促進

様々な産業・経済活動に伴う物流拠点を有効に結ぶための隣接市域との広域道路幹線ネットワークの整備などに努めます。

■ 都市づくりの方針

(土地利用の方針)

本町の土地利用は、第4次総合計画、都市計画法などの趣旨を踏まえ、良好な住環境を保全・形成するとともに、適正な都市機能の集積、土地の有効活用を促進するため、次のように土地利用区分を設定します。

○ 市街地ゾーン

① 商業・業務誘導エリア

- ・JR熊取駅前地区においては、周辺の住環境との調和を図りつつ、商業系用途として配置します。
- ・また、丘陵部における住宅地の一部においては、周辺と調和を図りつつ、商業系用途として配置します。

② 住居系エリア

- ・住居専用地域は、丘陵部の住宅地や大学用地など、良好な住環境の保全・形成が必要な区域に配置します。
- ・住居地域は、旧市街地や役場周辺など、各種都市機能と住環境との調和が必要な区域に配置します。

③ 住・工・サービス調和エリア

- ・準住居地域は、国道170号〔(都)大阪外環状線〕沿道に配置し、広域幹線道路と一体となった沿道利用を図ります。
- ・準工業地域は、地場産業などの工業系施設と住居が混在する地域に配置し、工業用地の緑化促進や公害の監視などにより、住環境との調和を図ります。このうち、産業構造の変化等により工業系施設が減少した地区などは、住居を主体とした地域へと誘導を図るため、用途地域の変更等を検討します。
- ・主要地方道大阪和泉南線〔(都)大阪岸和田南海線〕や(都)泉州山手線の沿道は、道路整備とも連携を図りながら、広域幹線道路の沿道としての立地特性が活かされるよう、用途地域の変更を検討します。

○ 環境調和ゾーン

- ・環境調和ゾーンは、豊かな自然を有する緑地保全・活用ゾーンと現行の市街化区域との境界部に配置し、農地や緑地の保全に努めるとともに、開発については、町のまちづくりに寄与するものに限定することとし、あわせて公園緑地の整備、緑地協定の活用、市街地の一体化に資する方策を検討し、隣接する2つのゾーンと調和する都市基盤整備の整ったみどり豊かな市街地形成を誘導します。
- ・このゾーンのうち、市街化区域に隣接し、区域全体が市街化区域から概ね100m以内にある0.5ha以上の開発行為については、上記の土地利用の考え方にそって、周辺環境との親和性、定住魅力のある良好な住環境の形成など、本町がめざすまちづくりに対する影響の有無、さらに本町が行う事業への支障の有無など、その適否について検討します。また、開発区域に対して地区計画を策定

するなど、規制・誘導手法についても検討します。ただし、市街化を検討できる区域については、市街化区域から概ね 350m とします。

- ・ 国道 170 号〔(都) 大阪外環状線〕及び主要町道の沿道地域については、周辺環境と調和した土地利用を検討します。

○ 緑地保全・活用ゾーン

- ・ このゾーンは、市街地の後背に展開する森林や農地を活かして、自然と共生する町域形成を図るうえで中心となるゾーンであり、奥山雨山自然公園や永楽ダム周辺は桜の観賞や散策に広域圏から多くの人々が訪れるなど、広域的にも親しまれているゾーンです。

したがって、このゾーンは、森林や農地を保全するとともに、豊かな自然の中で多様なレクリエーション活動等が行えるよう、永楽ゆめの森公園、奥山雨山自然公園、野外活動ふれあい広場などの諸施設の充実を図ります。

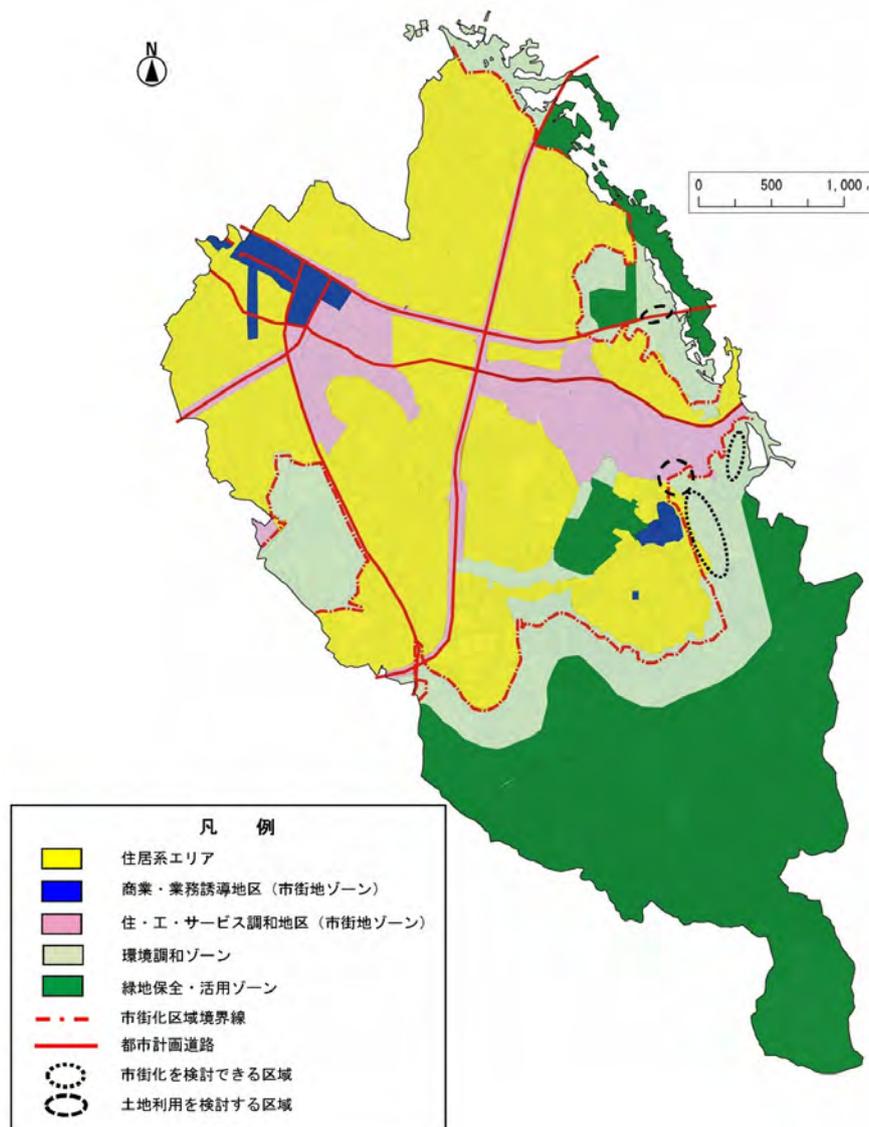


図 土地利用方針図

(4) 第2期「熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和2年3月)

■ 基本目標・基本的方向性・具体的な施策等

基本目標1：魅力ある選ばれ続けるまちづくり

(基本的方向性)

豊かなみどりと良好な住環境が調和するまちとしての魅力の維持・向上を図り、「住みたい住んでよかったともにつくる“やすらぎ”と“ほほえみ”のまち」を実現する。

- ・本町への転入・定住の促進
- ・持続可能な地域社会の構築
- ・自然災害発生などに備える安全・安心なまちづくり

基本目標2：子育て世代の希望を実現するまちづくり

(基本的方向性)

子どもを産み・育てる希望の実現のために、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進するとともに、魅力的な子育て・教育環境を整備することによって、子育てしやすいまちとしての熊取ブランドを維持する。

- ・子育て支援の充実
- ・教育の充実

基本目標3：活力あふれるまちづくり

(基本的方向性)

地場産業の振興、創業支援など、多様な就業ニーズに対応した新たな雇用の受け皿づくり・産業振興を図るとともに、インバウンドの活用や、コミュニティを通じた活動等によるにぎわいと活力あるまちづくりを推進する。

- ・交流人口の拡大
- ・地場産業の振興
- ・協働のまちづくりの推進
- ・余暇活動の充実
- ・しごとづくりの推進

2-4 住民の意識

「熊取町第4次総合計画」・「熊取町総合戦略」・「熊取町人口ビジョン」を策定するにあたり、住民アンケート調査を実施し、住民の意識を把握・整理しています。その調査結果の概要を以下に示します。

(1) アンケート調査の概要

- 調査対象：本町への転入者及び転出者
- 調査数：転入者 913 件/転出者 833 件
- 調査期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
- 調査方法：対面による聞き取り

(2) アンケート調査結果の概要

■ 転入の理由（3つまで）

町外から引っ越して来た方に、転入した理由（きっかけ）を尋ねたところ、「交通の便がよい」が 18.2%と最も多く、次いで、「自然環境に恵まれる」が 14.5%、「地域に愛着があり」が 13.9%、「子育て支援が充実」が 13.1%となっています。



図 転入の理由

■ 転出の理由（複数回答）

本町から引っ越された方に、転出した理由（きっかけ）を尋ねたところ、「仕事の関係」が40.6%と最も多く、次いで、「結婚のため」が25.5%、「良い条件の住宅」が13.2%となっています。

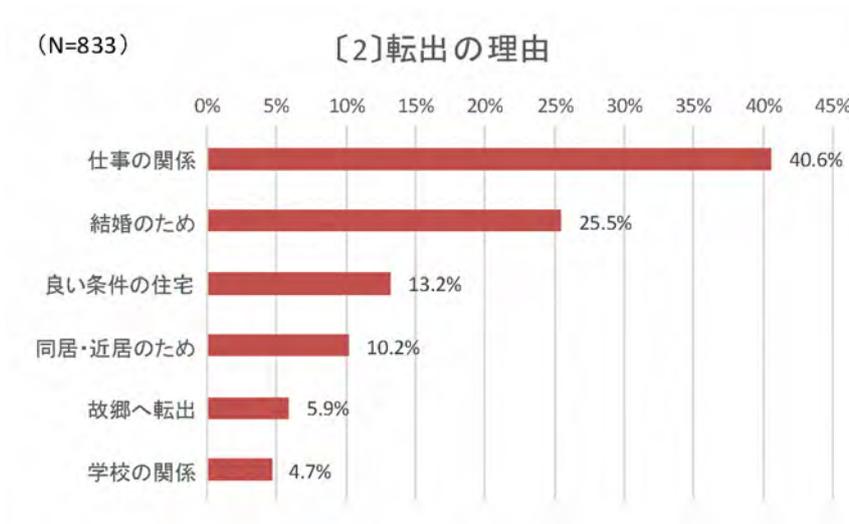


図 転出の理由

■ 転入・転出の理由から見た住民の意識

2017年度（平成29年度）に実施した転入・転出者アンケート調査の結果で、本町への転入の理由は、「交通の便がよい」と「自然環境に恵まれている」・「住宅事情がよい」が1位・2位・5位となっていることから、大都市に近く、快速停車駅を持つことが本町の強さであることや住環境や自然環境の良さが本町の魅力となっていることが推測されます。また、転入の理由の4位と7位には、「子育て支援が充実」と「教育環境が充実」がそれぞれ挙がっており、住環境の良さとともにこれまで推進してきた子育て支援策が一定の評価を受けていること及び本町の教育環境の充実が都市間競争における本町の強みであることが推測されます。

一方、転出の理由から、仕事や結婚などによる若い世代の転出が推測されます。

2-5 課題の整理

(1) 本町の主な特性、(2) 現況から見た主な課題を踏まえ、(3) 今後想定される課題を整理したうえで、(4) 上位関連計画に示された将来像などとの整合性を鑑みながら、(5) 立地適正化計画における課題を整理します。

(1) 本町の主な特性

- A. 本町は、自然と都市が調和したコンパクトな町域に市街地を形成し、都市機能（施設）の整備を進めるなど、従来からコンパクトなまちづくりを進めてきた。
- B. 熊取駅は乗降客数が多く、また、熊取駅周辺は人口密度も高いことに加え、地価も上昇しているなど、高い魅力度を有する。
- C. 既存の郊外部等の住宅地は、良好な住環境を有しており、水害や土砂災害などの災害リスクも比較的低い状況にある。
- D. 市街化区域内の各地区においては、日常生活に必要な医療・子育て支援施設・会議・福祉などの都市施設が立地しており、良好な生活環境が形成されている。
- E. ひまわりバスの利用者は年々増加しているが、路線バス利用者は減少しており、人口減少と高齢化が進むため、持続可能な公共交通ネットワークの再構築を図るべく、公共交通会議での議論を進めており、今後公共交通の利便性向上が見込まれる。



(2) 現況から見た主な課題

①人口減少・高齢化、働き手となる若い世代の減少による都市活力の低下

- ・人口は、2010年（平成22年）から減少に転じています。
- ・2020年（令和2年）では1/4以上が65歳以上の高齢者となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口では、今後も人口減少、高齢化が予測されており、2045年（令和27年）には1/3以上が65歳以上となる見込みです。

②熊取駅周辺などの中心市街地における賑わいの不足

- ・市街化区域全体で人口密度40人/ha以上の地区が見られる中、利便性が高いと考えられる熊取駅から熊取町役場間において、人口密度が低い地区が見られます。
- ・熊取駅の乗降客数は多いですが、小売業年間販売額では、（都）大阪外環状線沿道に比べ、熊取駅周辺の販売額は低くなっています。

③郊外部での老年人口の増加

- ・今後、市街化区域全体で老年人口の増加が見込まれており、住環境の整備や交通が行き届いていない郊外部において、交通弱者や買い物弱者の増加などが懸念されます。

④人口減少や高齢化による空き家や空き店舗の増加

- ・大阪府内の市町村では、本町の空き家率は低いですが、今後の人口減少や高齢化に伴う空き家や空き店舗の増加が懸念されます。

⑤公共施設等の老朽化に伴う維持管理費の増大

- ・今後、2020年代に大規模改修のピーク、2030年代半ば以降に建替えのピークを迎えることが予測されており、それに伴い公共施設等の更新等に必要な費用の不足が見込まれています。

⑥中心市街地における都市基盤の更なる整備

- ・（都）大阪岸和田南海線、（都）大阪外環状線〔4車線化〕等の都市計画道路が未整備です。
- ・熊取駅から熊取町役場の区間において、幅員4m未満道路が多く存在する地区があります。
- ・浸水想定区域（河川）が指定されている区域があります。

⑦路線バス利用者の減少

- ・路線バスの乗車客数が年々減少しています。

2. 現況及び課題

本町の特性・現況の課題から…

(3) 今後想定される課題

- 熊取駅周辺は高い魅力があるものの、人口減少や若い世代の減少、空き店舗の増加などにより、中心市街地の活力・賑わいの低下が懸念されます。【A、B、①、②、④】
- 人口減少や高齢化に伴う空き家の増加や、利用需要の変化に対応した公共施設等の機能の最適化が必要です。【A、C、①、③～⑤】
- 熊取駅から熊取町役場間で都市基盤の更なる整備等による中心市街地でのより安全・安心な都市空間の創出が必要です。【A、B、④、⑥】
- ひまわりバス利用が増加する一方で、路線バス利用は減少しており、利用者ニーズに対応した持続可能な公共交通ネットワークの再構築が必要です。【C、E、①、③、⑦】

※【 】内は、(1) 本町の主な特性、(2) 現況から見た主な課題、との関連性を示す

(4) 上位関連計画から見た将来像など

- 熊取町第4次総合計画
将来像：住みたい 住んでよかった ともにつくる “やすらぎ” と “ほほえみ” のまち
- 南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
大阪の都市づくりの基本目標：
 - ・国際競争に打ち勝つ強い大阪の形成
 - ・安全・安心で生き生きと暮らせる大阪の実現
 - ・多様な魅力と風格ある大阪の創造
- 熊取町都市計画マスタープラン
都市づくりの目標像：いつまでも住み続けたい自然豊かで活力のあるまち
～コンパクトな中に、くらしの質を高めるまちづくり～
- 第2期「熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略」
基本目標：
 - ・魅力ある選ばれ続けるまちづくり
 - ・子育て世代の希望を実現するまちづくり
 - ・活力あふれるまちづくりなど

(5) 立地適正化計画における課題

本町は、これまで自然と都市が調和したコンパクトな町域において、住環境及び都市機能（施設）の整備を進めてきましたが、本町の特性や現況の課題から、中心市街地では、都市基盤の更なる整備が必要であり、熊取駅周辺では、高い魅力がありながら商業機能・賑わいが不足しています。他方、既存の郊外部の住宅地は、比較的災害リスクが低く、生活に必要な都市機能の維持や今後の公共交通の利便性の向上によって、今後も良好な住環境を確保できるものと考えます。

このような本町の特性や今後想定される課題、上位関連計画の将来像を踏まえ、今後の人口減少・少子高齢化に対応した持続可能なまちの構築が必要です。

以上のことから、**本町の核となる中心市街地（熊取駅から熊取町役場間）の活力・賑わいの創出、更なる安全性の向上**を図るとともに、**市街化区域全体に広く形成されている良好な住環境（安全性・利便性）の確保、持続可能な公共交通ネットワークの再構築**を進めるなど、すべての住民が安全・安心、快適に暮らし続けることができるコンパクトなまちづくりが必要です。

3. 立地適正化計画におけるまちづくりの方針・誘導方針

3. 立地適正化計画におけるまちづくりの方針・誘導方針

本計画では、本町が抱える課題を解決し、誰もが暮らしやすいコンパクトな市街地を形成するため、以下のとおり、“まちづくりの方針・誘導方針”を掲げます。

【まちづくりの方針】

熊取駅から熊取町役場間の都市機能の集積による中心市街地の魅力向上と市街化区域全体に形成される安全・安心で良好な住環境の維持

既にコンパクトな市街地において、本町の核となる中心市街地（熊取駅から熊取町役場間）での活力・賑わいの創出に向けた都市機能の集積などにより、住民誰もが利便性を享受できる中心市街地の魅力向上を図ります。

また、中心市街地では、都市基盤の更なる整備が必要ですが、既存の郊外部の住宅地では災害リスクが比較的低いことなどを踏まえ、郊外部における生活に必要な都市機能の維持や公共交通の利便性の向上により、市街化区域全体での安全・安心で良好な住環境を維持します。

【誘導方針】

誘導方針1 中心市街地における賑わいの創出

熊取駅から熊取町役場間において、既存の都市機能を活かすとともに、駅西地区での市街地開発をはじめ、商業などの都市機能の集積性を高めることなどにより、中心市街地における賑わいの創出を図ります。

誘導方針2 中心市街地での快適で安全・安心な都市環境の創出

都市基盤の更なる整備が必要な中心市街地における都市計画道路の整備や交通安全対策の実施、計画的な河川整備やハザードマップの周知など、快適で安全・安心な都市環境の創出を図ります。

誘導方針3 居住環境・生活利便性の維持

すべての住民が安全・安心、快適に暮らせるように、郊外部での良好な居住環境や生活利便性を維持するとともに、持続可能な公共交通ネットワークの再構築を図ります。

4. 誘導区域の設定

4-1 目指すべき都市構造の方向性

～ 町内連携型 ～

本町では、これまで自然と都市が調和した町域において、市街地を形成し、コンパクトなまちづくりを図るべく、良好な住環境や都市の形成に向け多様な取組を進めてきました。

このように、従来からコンパクトなまちづくりを進めてきた本町ですが、熊取駅周辺では、高い魅力度がありながら商業機能・賑わいが不足しています。一方、市街地全体を見渡せば、公共交通の利便性向上により、既存の住宅地において今後も良好な住環境を確保できる可能性を有しています。このようなことから、本町では、単に一極集中型のまちづくりを推進することは適さないものと考えます。

そのため、本町では、熊取駅と熊取町役場周辺の2つの核を結ぶ地域に都市機能を集積し、かつ、市街地全体の公共交通を充実させることで、現在の居住環境の維持・向上を図り、機能分担を明確にしたメリハリのある都市構造の実現を目指します。

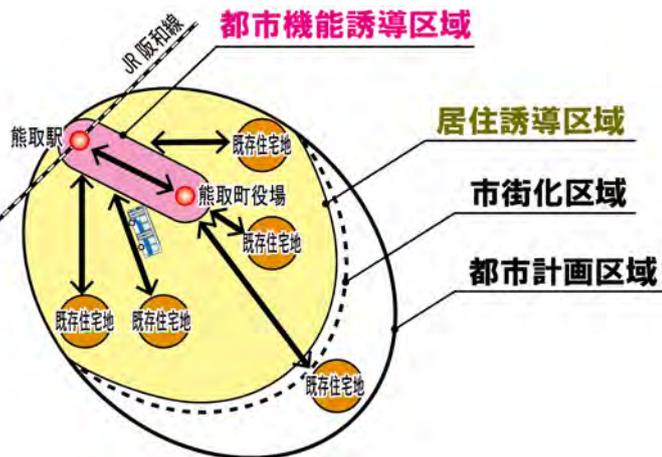


図 目指すべき都市構造の方向性

4-2 誘導区域の設定の考え方

目指すべき都市構造を実現するため、魅力的な都市機能の維持・集積を図る「都市機能誘導区域」については、既存の都市機能を維持していくことを基本としながら、更なる都市の魅力向上を目指した区域を設定します。

なお、「都市機能誘導区域」については、都市機能の誘導とあわせて居住を誘導することが基本となることから、「居住誘導区域」内に設定するものとします。

また、「居住誘導区域」については、今後、人口減少や少子高齢化が進行した場合でも、日常生活サービスやコミュニティが持続的に確保され、住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう現行の市街化区域を基本としながら、居住地域を将来にわたり維持できる区域を設定します。

4-3 居住誘導区域

①まちづくりの方針・目指すべき都市構造を踏まえて設定

- ・まちづくりの方針に掲げられた“市街化区域全体に形成される安全・安心で良好な住環境の維持”、目指すべき都市構造の方向性である“市街地全体の公共交通を充実させ、現在の居住環境の維持・向上”を踏まえ、**市街化区域全域を基本として区域を設定**します。

【市街化区域全域を基本とする考え方の補足】

- ・本町は、既にコンパクトな市街化区域を形成しています。
- ・市街化区域のほぼ中央に位置する熊取町役場から概ね半径2kmの同心円状に住宅地が形成されており、中心市街地と郊外（住宅地）は近接しています。
- ・公共交通によって町内の各所から市街地へのアクセスが容易であり、都市全体で交通利便性が高い状況です。
- ・災害リスクが低い郊外の広範囲に住宅地が形成されており、安全・安心な住環境が概ね確保されています。

②災害リスクの高い地域は居住誘導区域から除外

- ・安全・安心で良好な住環境を維持する観点から、「レッドゾーン」（原則、誘導区域に含まない区域）、「イエローゾーン」（災害リスク等を総合的に勘案し判断する区域）の指定状況を踏まえ、**土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている地域は除外**します。
- ・また、河川（住吉川、雨山川）の浸水想定区域等が指定されており、このうち想定最大規模で**浸水深が3m以上となる区域については、**一般的な家屋の2階以上の部分の浸水が想定され、垂直避難も困難となることから、**居住誘導区域から除外**することとします。但し、宅地開発等により地盤が嵩上げされている箇所は、居住誘導区域に含めることとします。

※その他の災害リスク区域については、「熊取町地域防災計画」等に基づく様々なハード・ソフト施策の取組により、誘導区域に含めることとしますが、今後、誘導区域の設定について、国の指針等が変更された場合や災害リスクが更新された時には、必要に応じて、適切に区域を見直します。なお、これらの区域については、後述の“6. 防災指針”において具体的な防災対策の取組について整理します。

③ため池部分、大学用地は除外

- ・将来的にも居住地となる可能性が少ないと考えられる「ため池部分」、「大学用地」は除外することとします。

4. 誘導区域の設定

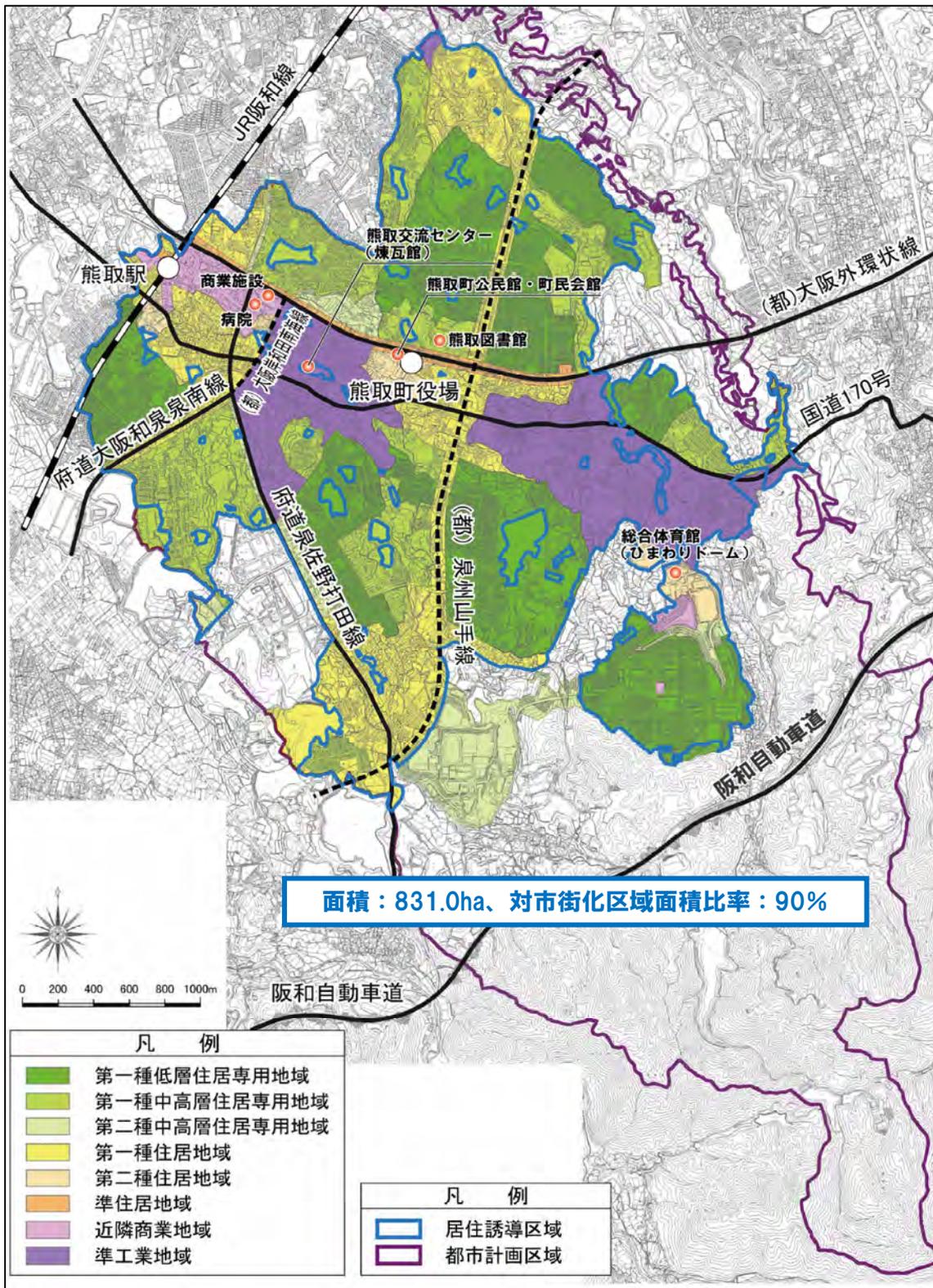


図 居住誘導区域

4-4 都市機能誘導区域

①まちづくりの方針・目指すべき都市構造を踏まえて設定

- ・まちづくりの方針に掲げられた“熊取駅から熊取町役場間の都市機能の集積による中心市街地の魅力向上”、目指すべき都市構造の方向性である“熊取駅と熊取町役場周辺の2つの核を結ぶ地域に都市機能を集積し、機能分担を明確にしたメリハリのある都市構造の実現”を踏まえ、**熊取駅周辺及び熊取町役場周辺間を基本とした徒歩圏 800m圏内の限定的な範囲**で設定します。

②賑わい・交流の創出に寄与する施設の立地状況などを勘案して設定

- ・本町では、「熊取町公民館・町民会館」、「熊取図書館」など、賑わい・交流の創出に寄与する施設や（都）大阪外環状線沿道など商業施設が集積して立地している状況を勘案し、それら**賑わい・交流に寄与する施設を包含する範囲**とします。

③用途地域の境界などを区域線として設定

- ・区域境界については、前述の賑わい・交流に寄与する施設の立地状況や熊取駅周辺の近隣商業地域の範囲を包含することを前提としながら、**用途地域の境界や道路等の地形・地物の境界を勘案し、区域線を設定**します。

4. 誘導区域の設定

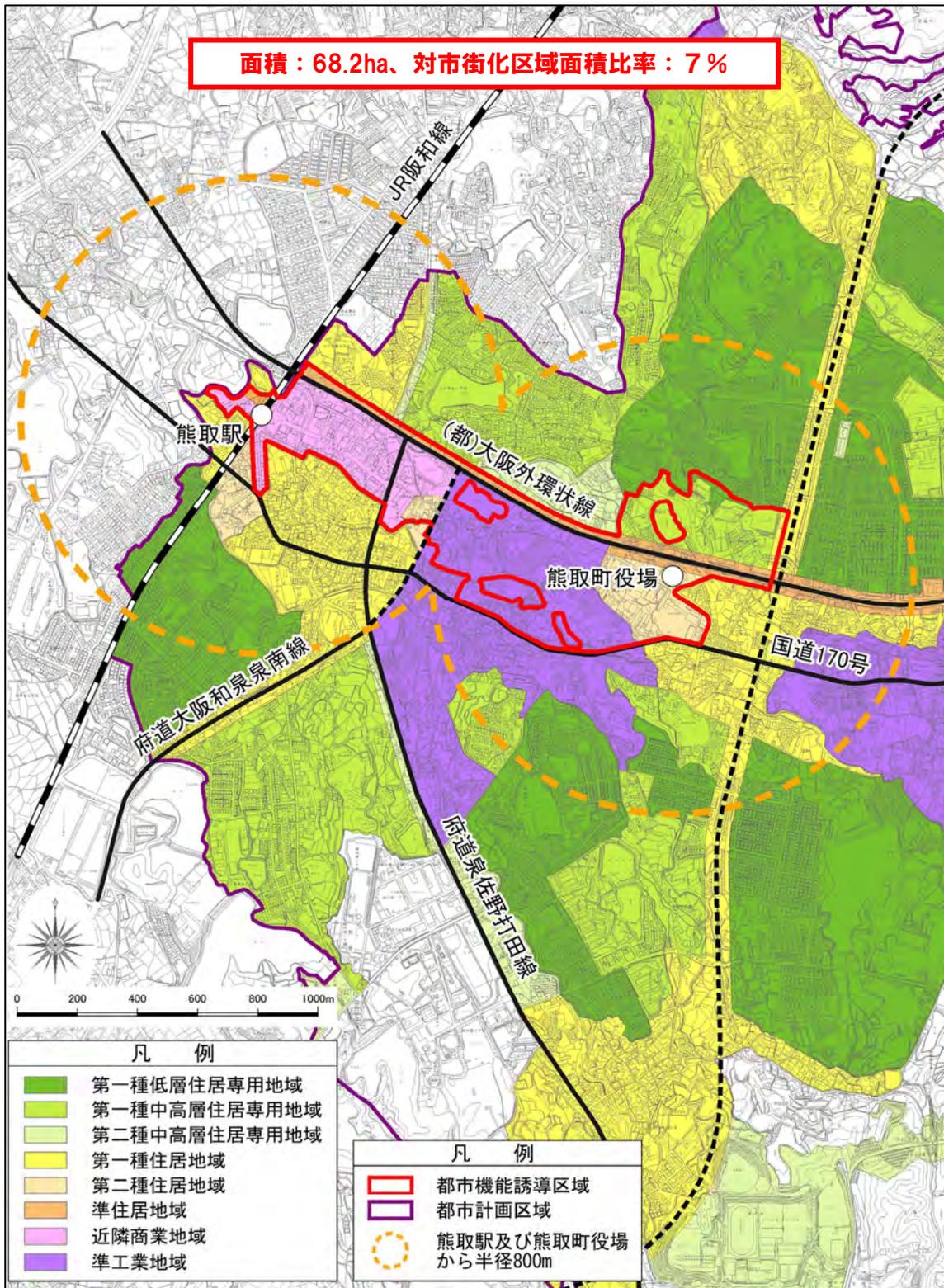


図 都市機能誘導区域

4-5 都市機能誘導区域・居住誘導区域

誘導区域設定の考え方などを踏まえ、都市機能誘導区域及び居住誘導区域を以下のとおり設定します。都市機能誘導区域面積（68.2ha）については、居住誘導区域面積（831.0ha）の1割未満に限定し、熊取駅及び熊取町役場から徒歩圏800m圏内のより集約した範囲に設定しています。

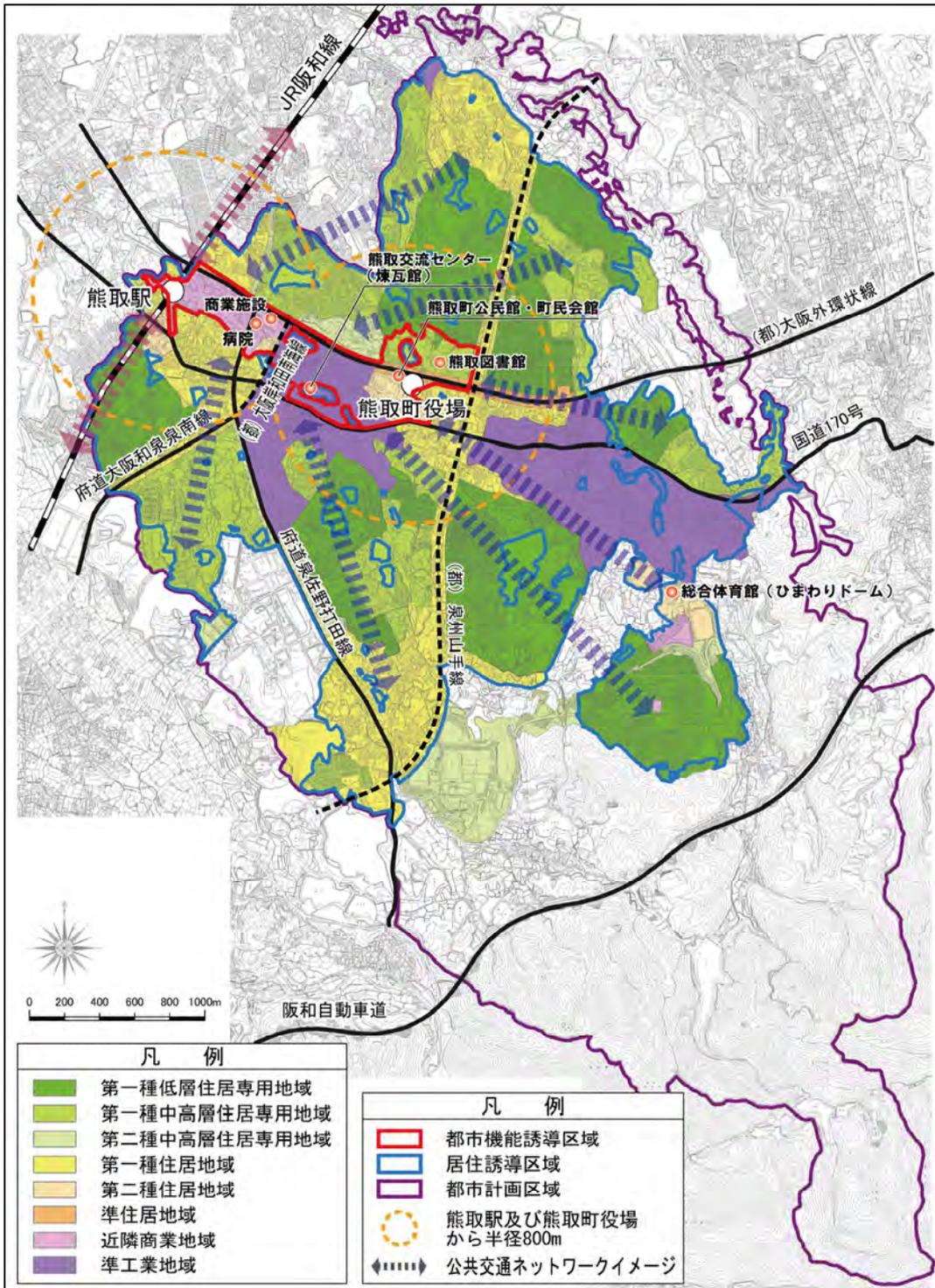


図 都市機能誘導区域及び居住誘導区域

5. 誘導施設の設定

5-1 誘導施設とは

誘導施設とは、都市再生特別措置法において「医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であつて、都市機能の増進に著しく寄与するもの」とされています。

本町においては、まちづくりの方針を踏まえ、居住誘導区域への居住誘導、都市機能誘導区域における都市機能の集積と効率的なサービス提供を図るため、下表の施設における誘導施設の方向性及び誘導施設の設定を検討します。

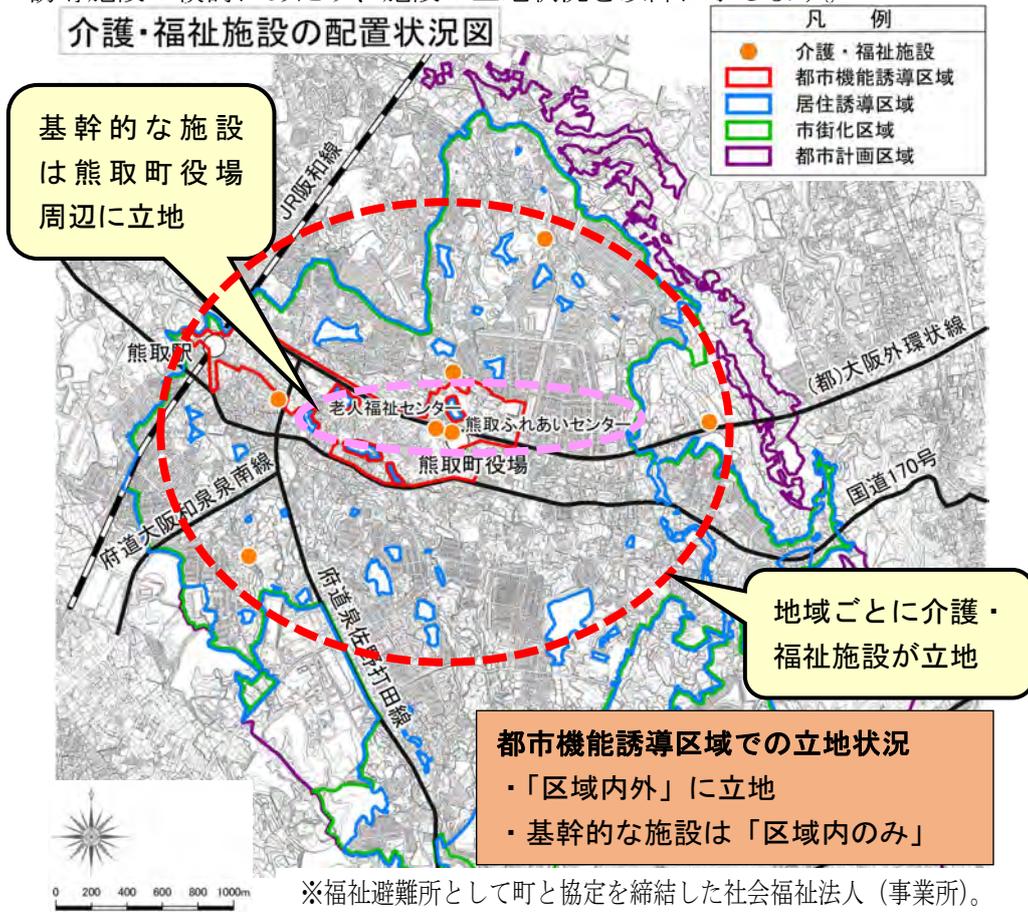
表 本町における主な施設

機能	分類
行政機能	役場（熊取町役場）
介護・福祉機能	総合保健福祉センター（熊取ふれあいセンター）、老人福祉センター、介護・福祉施設
子育て機能	保育所・認定こども園・幼稚園
商業機能	商業施設（床面積 1,500 m ² 以上 [*] ）、スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストア ※主に良好な居住環境の形成・保全を図ることを目的として指定される“第2種中高層住居専用地域”の制限（延床面積 1,500 m ² 以内）を踏まえ、基準を設定
医療機能	病院（医療法第1条の5第1項による20床以上を有する病院）、その他医療施設（地域防災計画「町内医療機関」で診療科目に内科を含んでいる医療機関（一般外来が可能な医療機関に限る））
金融機能	銀行（銀行法第2条に規定する銀行、信用金庫法に基づく信用金庫、労働金庫法に基づく金庫）、郵便局・農協
教育・文化機能	小学校、中学校、高等学校、大学、図書館（熊取図書館）、文化財（中家住宅）、生涯学習施設（教育・子どもセンター）、文化会館（熊取町町民会館）、公民館等（熊取町公民館）、地域交流センター（熊取交流センター(煉瓦館)）、総合体育館（ひまわりドーム）

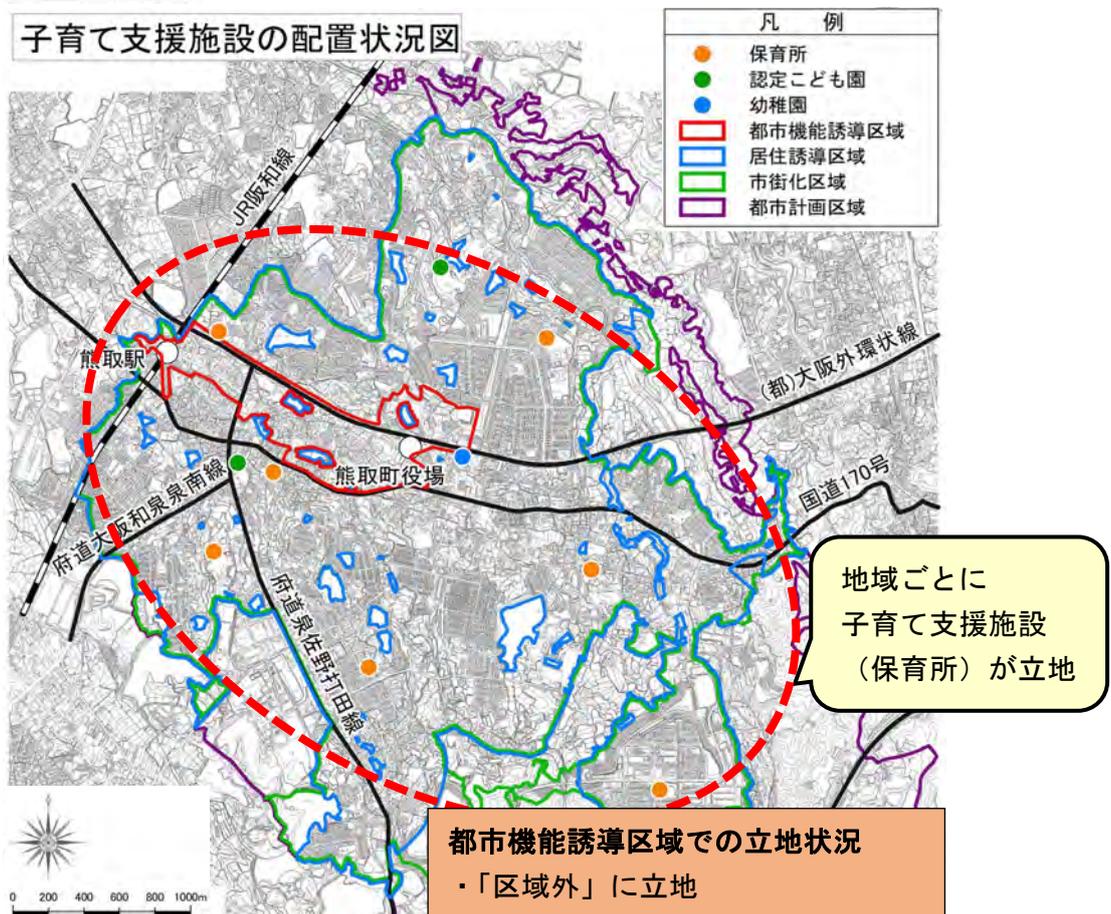
5. 誘導施設の設定

誘導施設の検討にあたり、施設の立地状況を以降に示します。

介護・福祉施設の配置状況図

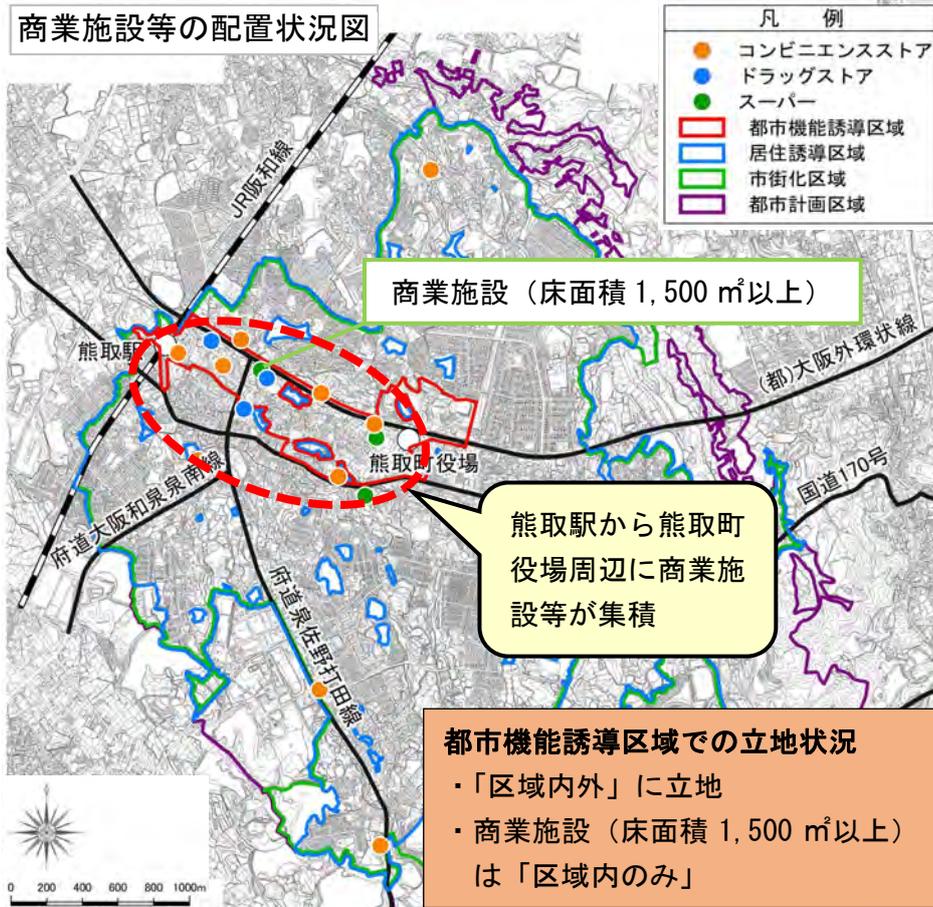


子育て支援施設の配置状況図

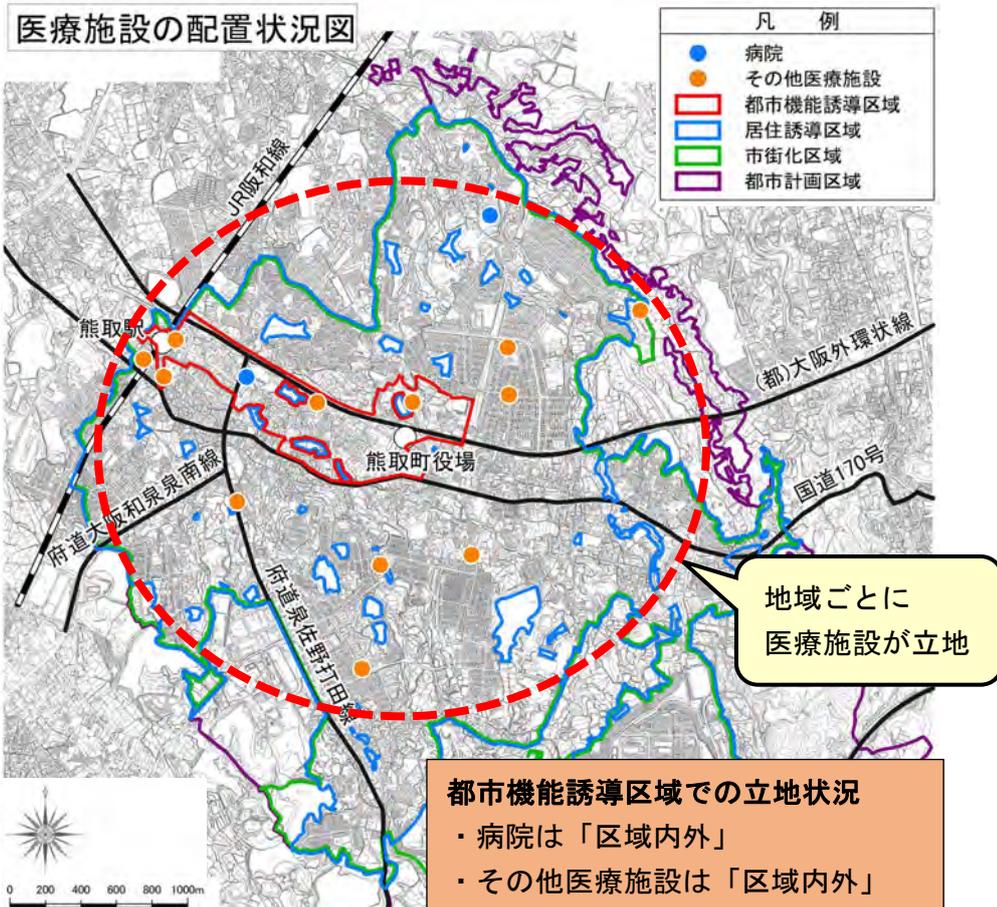


5. 誘導施設の設定

商業施設等の配置状況図

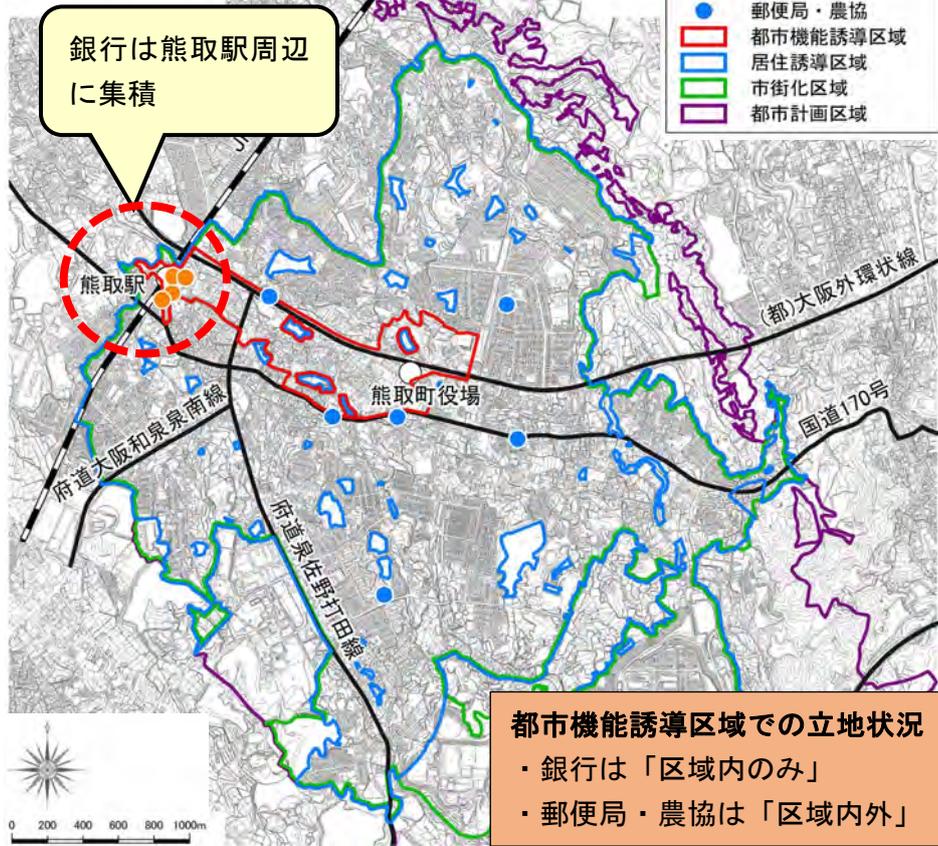


医療施設の配置状況図

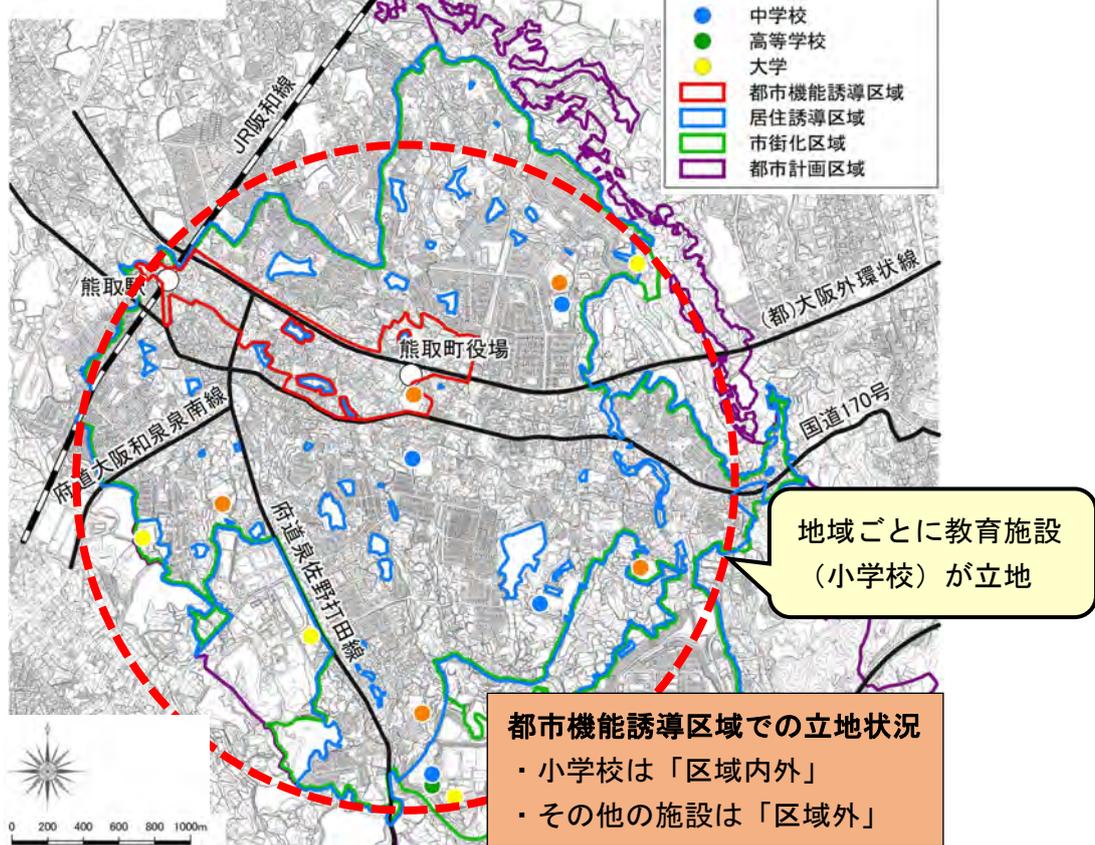


5. 誘導施設の設定

金融機関の配置状況図



教育施設の配置状況図



5. 誘導施設の設定



5. 誘導施設の設定

5-2 誘導施設の設定

誘導施設の設定にあたっては、都市機能の立地状況やまちづくりの方針を念頭に、「中心市街地の魅力向上、すべての住民の生活利便性に寄与する施設」について、現在の立地状況も踏まえ、総合的に評価した上で、都市機能誘導区域に必要な施設を以下のとおり設定します。

表 誘導施設の設定

機能	分類	誘導施設の設定	
行政機能	役場（熊取町役場）	●	行政の中枢を担う生活に欠かせない機能を有し、町で唯一の施設として誘導区域内に立地することで、すべての住民の生活利便性に寄与する施設となるため、 誘導施設に設定
介護・福祉機能	総合保健福祉センター（熊取ふれあいセンター）	●	保健・福祉サービスの基幹施設としての機能を有し、町で唯一の施設として誘導区域内に立地することで、すべての住民の生活利便性に寄与する施設となるため、 誘導施設に設定
	老人福祉センター	●	高齢者福祉の相談窓口や活動拠点としての機能を有し、誘導区域内に立地することで、高齢者を中心とする住民の生活利便性に寄与する施設となるため、 誘導施設に設定
	介護・福祉施設	×	各地域での高齢者の暮らしを支援するサービスの提供により、利用者の日常的な暮らしを維持するため、 誘導施設としない
子育て機能	保育所・認定こども園・幼稚園	×	各地域での子育てサービスの提供により、利用者の日常的な暮らしを維持するため、 誘導施設としない
商業機能	商業施設（床面積 1,500 m ² 以上）	●	すべての住民が利用する商業サービス機能を有しており、多くの利用者による賑わい・交流を促し、中心市街地の魅力向上やすべての住民の生活利便性に寄与する施設であるため、 誘導施設に設定
	スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストア	×	各地域での身近な商業サービスの提供により、利用者の日常的な暮らしを維持するため、 誘導施設としない

※「●」は誘導施設に位置づけ

5. 誘導施設の設定

表 誘導施設の設定

機能	分類		誘導施設の設定		
医療機能	病院		●	地域医療の中核を担う機能を有し、生命や健康維持などに欠かせない施設として、すべての住民の生活利便性に寄与する施設であるため、 誘導施設に設定	
	その他医療施設		×	各地域での住民に身近な医療の提供により、利用者の日常的な暮らしを維持するため、 誘導施設としない	
金融機能	銀行		●	既に多くの銀行が熊取駅周辺に立地し、金融サービスの窓口として、すべての住民の生活利便性に寄与する施設であるため、 誘導施設に設定	
	郵便局・農協		×	各地域での金融を含む地域密着度の高いサービスの提供により、利用者の日常的な暮らしを維持するため、 誘導施設としない	
教育・文化機能	学校教育系	小学校	×	各地域での児童・生徒の日常的な暮らしを維持するため、 誘導施設としない	
		中学校	×		
		高等学校	×		
		大学	×		
	社会教育系	図書館 (熊取図書館)		●	子どもから高齢者まで誰もが利用できる施設として、閲覧室や学習スペースなどを有し、住民の学習・交流の場となり、中心市街地の魅力向上やすべての住民の生活利便性に寄与する施設であるため、 誘導施設に設定
		文化財 (中家住宅)		×	施設特有の機能、施設の歴史的な背景などを踏まえた立地が必要となるため、 誘導施設としない
生涯学習施設 (教育・子どもセンター)		×	文化活動と生涯学習の振興を図るとともに、子育てに関する支援を行う施設であり、各種団体が利用するが、誘導区域外に立地するため、 誘導施設としない		

※「●」は誘導施設に位置づけ

5. 誘導施設の設定

表 誘導施設の設定

機能	分類		誘導施設の設定
教育・文化機能	町民文化系	文化会館 (熊取町町民会館)	● 一般的に子どもから高齢者まで誰もが利用できるホール、研修室、会議室などを有しており、 住民などの相互交流、文化芸術・交流等の都市活動・コミュニティ活動 を支え、中心市街地の魅力向上やすべての住民の生活利便性に寄与する施設であるため、 誘導施設に設定
		公民館等 (熊取町公民館)	● 地域コミュニティ形成や住民交流の拠点的な機能を有し、各地域での日常的な暮らしを維持するために必要な施設であるが、町全域での事業や他の公民館と連携をしながら事業を行う 基幹的な公民館 については中心市街地の魅力向上に寄与する施設となり得るため、 誘導施設に設定
		地域交流センター (熊取交流センター (煉瓦館))	× 住民などの相互交流、文化・交流等の都市活動・コミュニティ活動を支え、中心市街地の魅力向上やすべての住民の生活利便性に寄与する施設であるが、現在、当該施設に位置づけられる「熊取交流センター(煉瓦館)」は誘導区域外(浸水想定区域(想定最大規模)の浸水深3m以上となる区域に該当)に立地するため、 誘導施設としない
	スポーツ・レクリエーション系	総合体育館 (ひまわりドーム)	× 誘導区域外に立地しており、町外からの利用を含めた広域的な施設であり、中心市街地での立地を誘導した場合、渋滞の発生などによる円滑な交通に支障をきたす恐れがあるため、 誘導施設としない

※「●」は誘導施設に位置づけ

なお、今後、国の指針等が変更された場合や災害リスクが更新された時には、必要に応じて適切に区域を見直すとともに、誘導施設についても見直します。

5. 誘導施設の設定

本町では、以下の施設を都市機能誘導区域に必要な誘導施設として設定します。

表 本町における誘導施設

機能	分類
行政機能	● 役場
介護・福祉機能	● 総合保健福祉センター ● 老人福祉センター
商業機能	● 商業施設（床面積 1,500 m ² 以上）
医療機能	● 病院（医療法第1条の5第1項による20床以上を有する病院）
金融機能	● 銀行（銀行法第2条に規定する銀行、信用金庫法に基づく信用金庫、労働金庫法に基づく金庫）
教育・文化機能	● 図書館（図書館法第2条第1項に規定する図書館） ● 文化会館（住民などの相互交流、文化芸術・交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える施設） ● 公民館等（基幹的な公民館）

6. 防災指針

6-1 防災指針とは

(1) 防災指針とは

地球温暖化の進行がもたらす気候変動等により懸念される影響は、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減と吸収対策を最大限実施したとしても完全に避けられず、影響に備えるための「適応」が必要だとされています。

地球温暖化による気候変動により頻発・激甚化する自然災害（水災害※）に対応（適応）するため、2020年（令和2年）6月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画の記載事項として「防災指針」を定める事が位置づけられました。

防災指針は、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させ、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくため、立地適正化計画に定めるものです。

また、立地適正化計画においては、コンパクトで安全なまちづくりをさらに推進するため、災害リスクの高い地域は、新たな立地抑制を図り、居住誘導区域から除外すべきですが、本町域においては、既に市街地が形成されている地域において、災害リスク区域を全て除くことは、現実的に困難です。

そのため、水災害のリスクを低減させるための河川改修、調整池等のハード整備とともに、想定される災害リスクを分析し、まちづくりにおいて総合的な防災・減災対策を講じていく必要があります。

※水災害：水害（洪水、津波、高潮）及び土砂災害

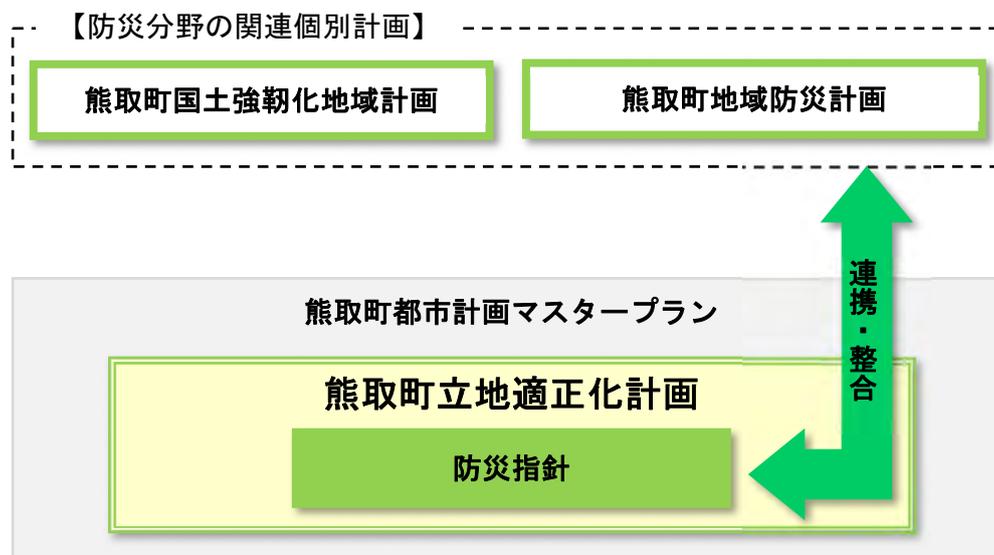
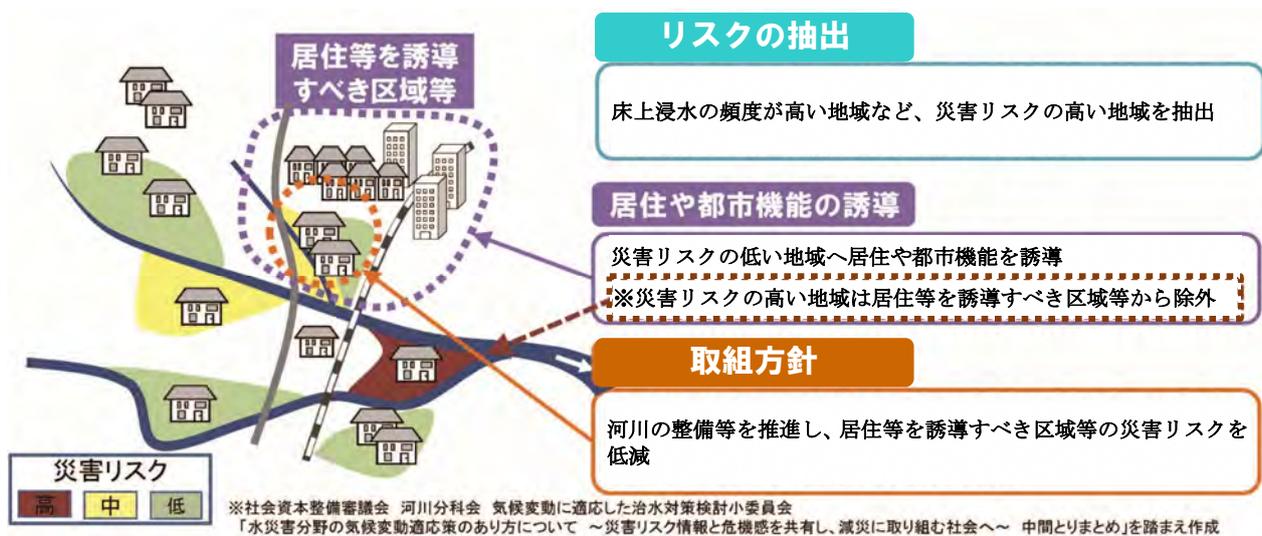


図 防災指針の位置づけ

(2) 防災指針で検討する内容

防災指針では、「①立地適正化計画の対象地域の災害リスクの分析、災害リスクの高い地域の抽出」、「②リスク分析を踏まえた居住誘導区域の設定、見直し」、「③居住誘導区域における防災・減災対策の取組方針、地区毎の課題に対応した対策の検討」を行います。



資料：「立地適正化計画の手引き」（国土交通省都市局都市計画課 令和3年10月改訂）
をもとに作成

図 防災指針の検討イメージ

6-2 災害リスク分析と課題の抽出

防災指針では、居住誘導区域内を対象とし、計画的かつ着実に、必要な防災・減災対策に取り組むため、災害リスクの分析及びこれに対する取組方針などを検討します。

本町で発生するおそれのある災害には、土砂災害、洪水（河川・ため池）等があります。

このうち、土砂災害については、市街化区域内に土砂災害（特別）警戒区域が一部指定されています。

また、洪水（河川）について、整理・分析の対象としている佐野川水系（住吉川・雨山川）及び見出川水系（見出川）では、イエローゾーンとなる浸水想定区域が指定されています。

以下に、居住誘導区域の検討にあたり、考慮すべき災害関連の区域の一覧を整理します。

表 居住誘導区域の検討にあたり留意すべき区域

	区域	指定の有無
<p>レッドゾーン</p> <p>→住宅等の建築や開発行為等の規制あり</p> <p>原則、居住誘導区域に含まない区域</p>	災害危険区域（崖崩れ、出水、津波等） [建築基準法]	指定なし
	地すべり防止区域 [地すべり等防止法]	指定なし
	急傾斜地崩壊危険区域 [急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律]	指定なし
	土砂災害特別警戒区域 [土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律]	指定あり
	浸水被害防止区域 [特定都市河川浸水被害対策法]	指定なし
	津波災害特別警戒区域 [津波防災地域づくりに関する法律]	指定なし
	浸水想定区域 [水防法]	指定あり
<p>イエローゾーン</p> <p>→建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備等を求めている</p> <p>災害リスク等を総合的に勘案し判断する区域</p>	佐野川水系（住吉川、雨山川）浸水想定区域	指定あり
	見出川水系（見出川）浸水想定区域	指定あり
	土砂災害警戒区域 [土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律]	指定あり
	津波災害警戒区域 [津波防災地域づくりに関する法律]	指定なし
その他の区域	津波浸水想定（区域） [津波防災地域づくりに関する法律]	指定なし
	地震（南海トラフ巨大地震、 上町断層帯地震、中央構造線断層帯地震）	—
	ため池浸水想定区域	指定あり
	大規模盛土造成地（造成宅地防災区域等）	指定なし

「表 居住誘導区域の検討にあたり留意すべき区域」で示した災害のうち、これまで大阪府及び本町で作成している以下のハザード情報を分析し、課題や取組方針を整理します。

表 災害リスク分析の項目

項目	災害リスクの把握で用いる情報	備考
土砂災害	土砂災害（特別）警戒区域	
洪水	浸水想定区域等	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画規模 ● 想定最大規模 ● 浸水継続時間 ● 家屋倒壊等氾濫想定区域
地震	南海トラフ巨大地震、上町断層帯地震、中央構造線断層帯地震	
ため池	浸水想定区域	
大規模盛土	大規模盛土造成地	● 大阪府による一次調査結果

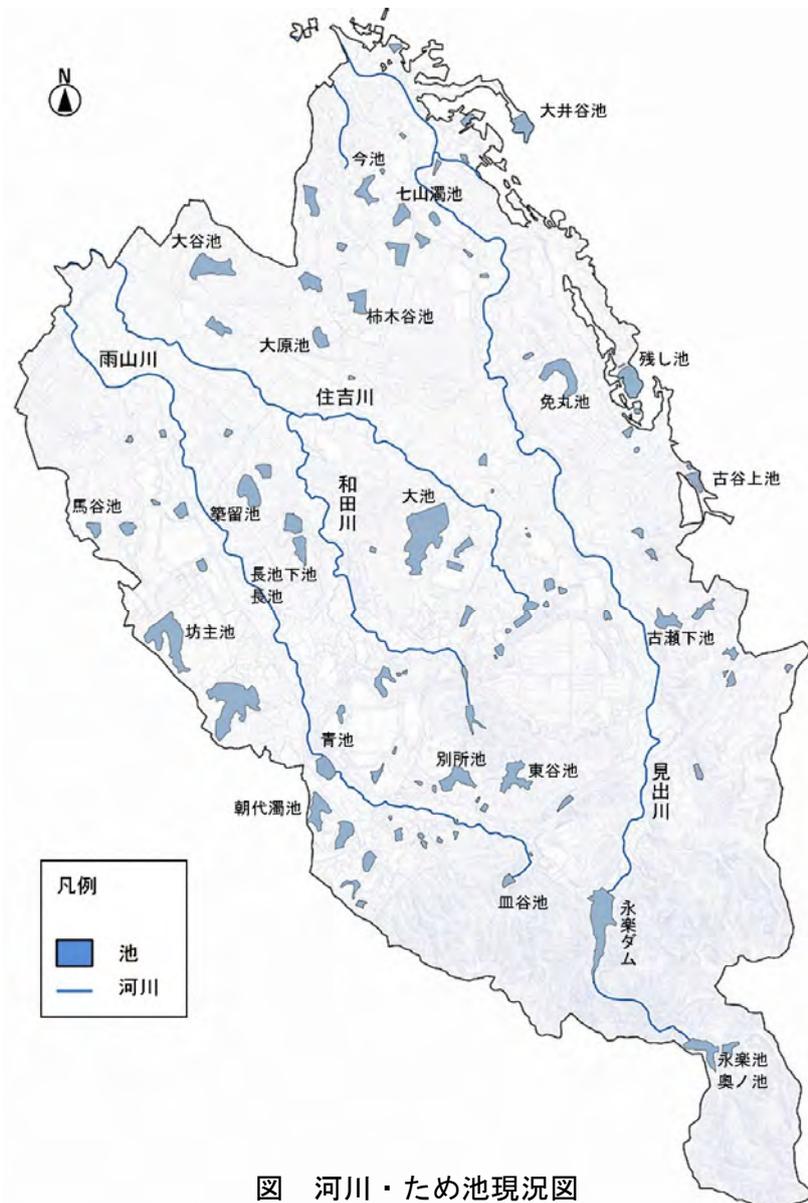
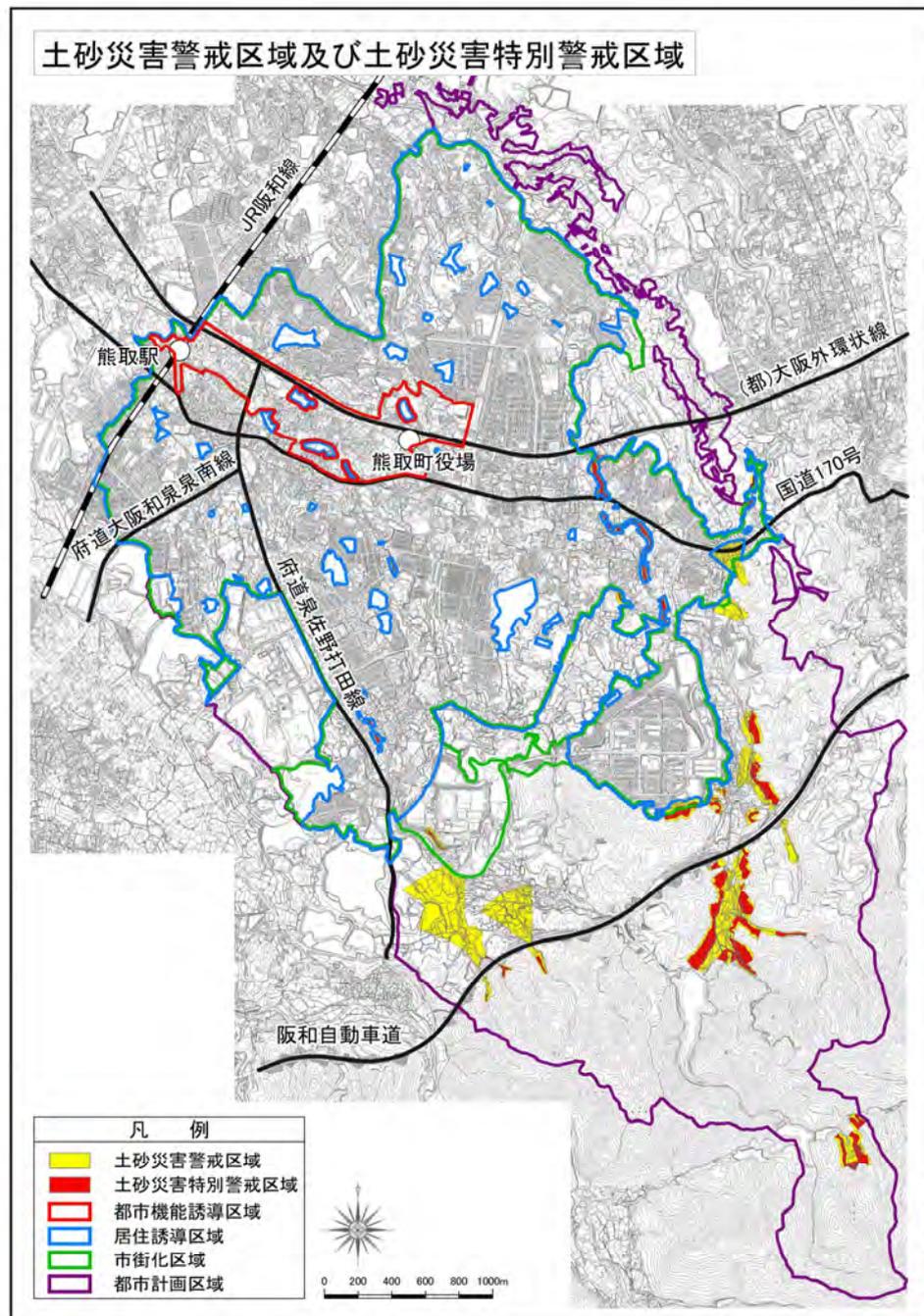


図 河川・ため池現況図

(1) 土砂災害のリスク

土砂災害警戒区域（イエロー）及び土砂災害特別警戒区域（レッド）について、市街化区域内では、小規模な範囲（部分的かつ線状）で点在しているとともに、住宅地等での指定は僅かです。

一部、住宅地等で土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されており、災害発生時には、人的被害等が発生するおそれが高いことから、居住誘導区域から除外します。



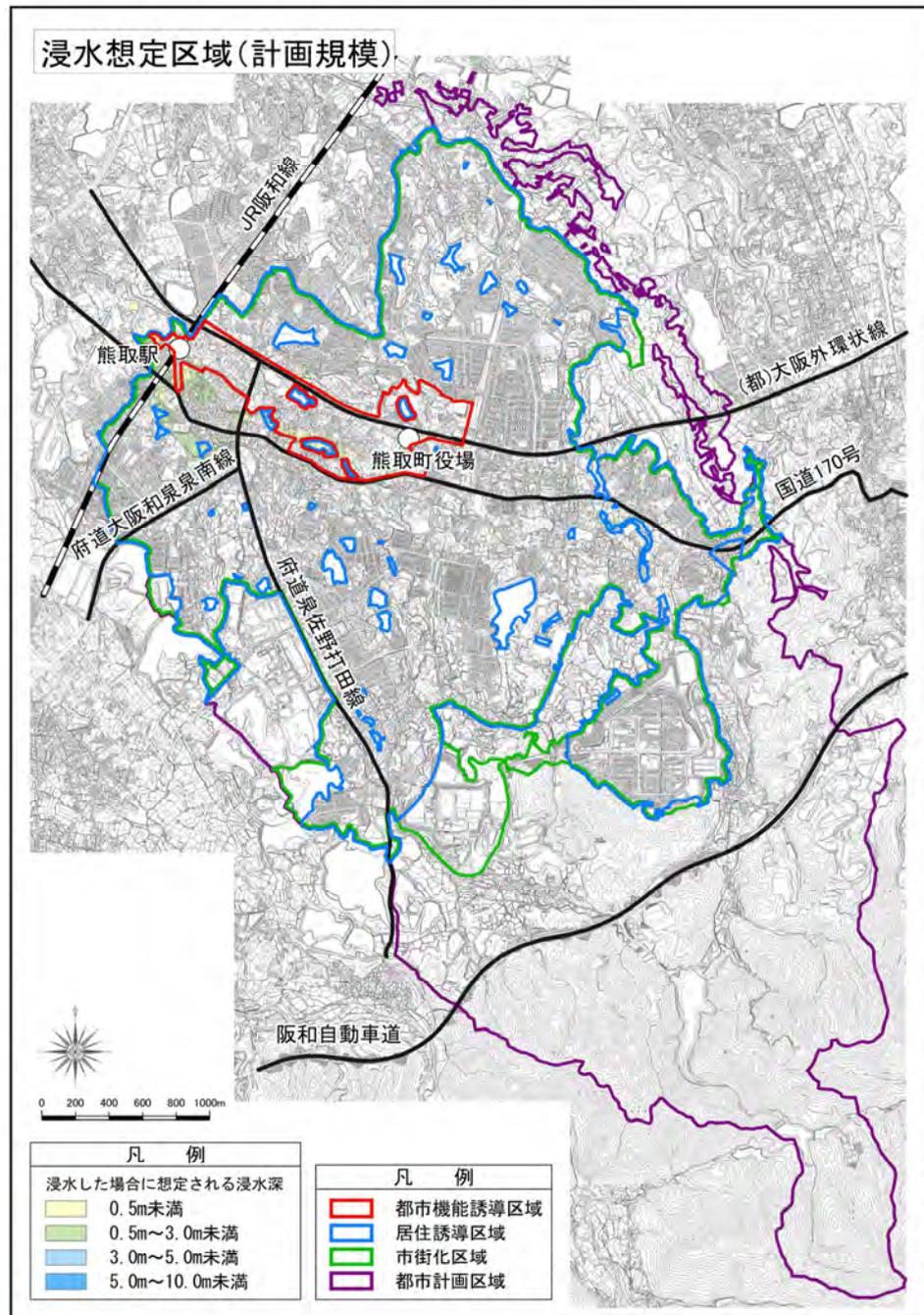
資料：熊取町土砂災害警戒区域図

図 土砂災害警戒区域図

(2) 洪水のリスク

1) 浸水想定区域 (計画規模)

住吉川・雨山川沿いの熊取駅周辺では、概ね100年に1回程度の確率で発生する大雨による計画規模の降雨で、1.0m未満の浸水が想定され、一部に1.5m程度の浸水が想定される箇所があります。なお、雨山川沿いの一部では、浸水深が3m以上の地域があり、2階以上への垂直避難も困難となるため、居住誘導区域から除外します。



資料：佐野川水系洪水浸水想定区域図

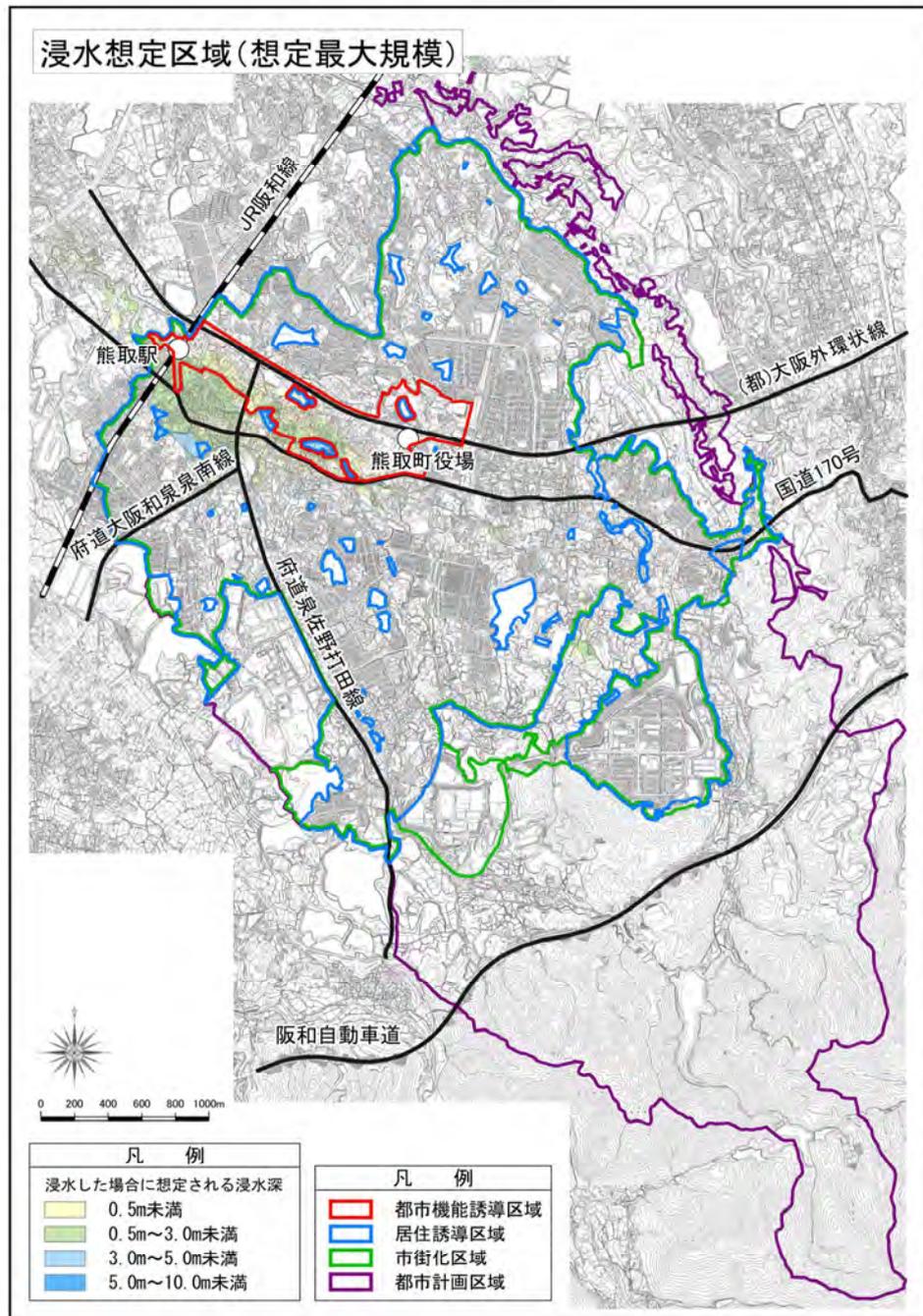
図 浸水想定区域 (計画規模)

2) 浸水想定区域（想定最大規模）

① 浸水想定区域（想定最大規模）

概ね 1,000 年に 1 回程度の確率で発生する大雨による想定最大規模の降雨では、住吉川・雨山川沿いの一部に浸水深が 3 m 以上の箇所があり、煉瓦館（熊取交流センター）も含まれます。

この区域については、2 階以上への垂直避難も困難となるため、居住誘導区域から除外します。



資料：佐野川水系洪水浸水想定区域図

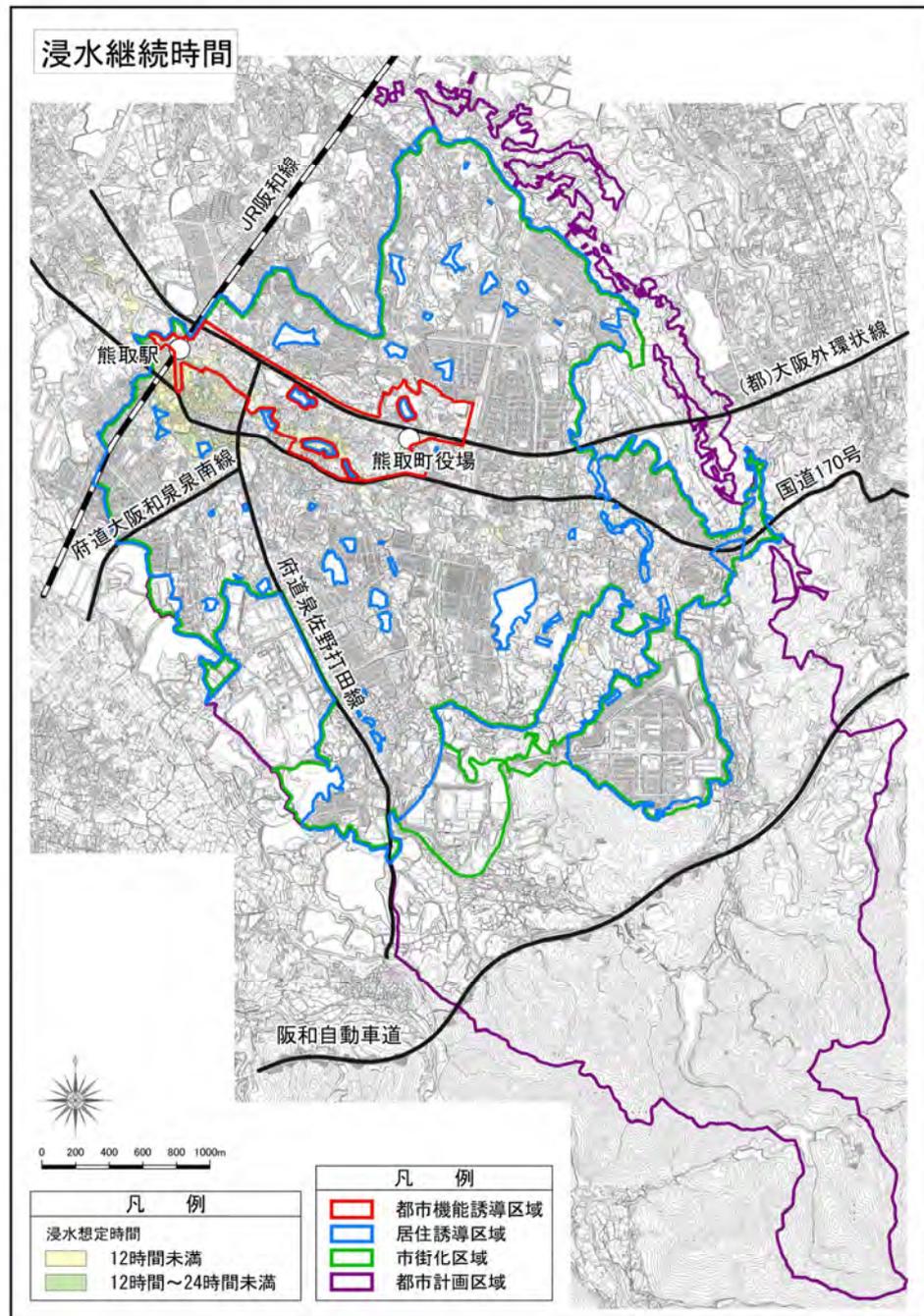
図 浸水想定区域（想定最大規模）

②浸水想定区域（浸水継続時間）

大部分が浸水継続時間 12 時間未満の区域です。

一部には、12 時間以上の区域が存在しますが、いずれも 24 時間未満であり、長期間孤立する可能性は低いです。

大阪府内の他の市町村では、24 時間から 72 時間の浸水継続時間が想定される地域もありますが、本町は町域全体が適度な傾斜を有する丘陵地である為、浸水継続時間は短時間となっています。



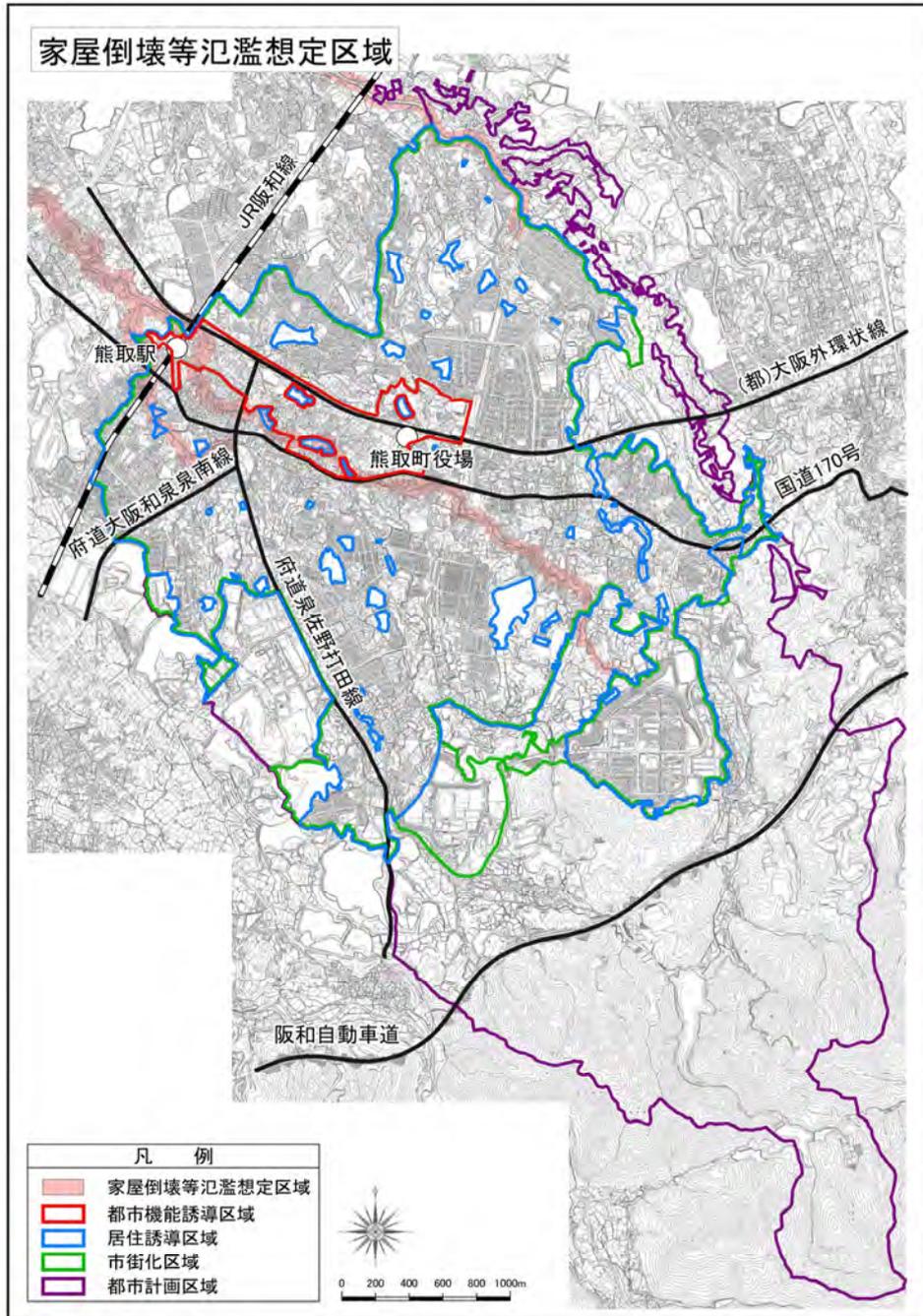
資料：佐野川水系洪水浸水想定区域図

図 浸水継続時間（想定最大規模）

③家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）

住吉川・雨山川、見出川の河川沿いに、想定最大規模降雨により、近傍の河岸が浸食された場合に、家屋が倒壊・流出する区域が想定されています。

災害が発生する確率は低いですが、災害発生時には、避難が必要な為、災害発生時の適切な避難誘導に向けた情報発信や住民の避難に対する防災意識の向上に努めます。

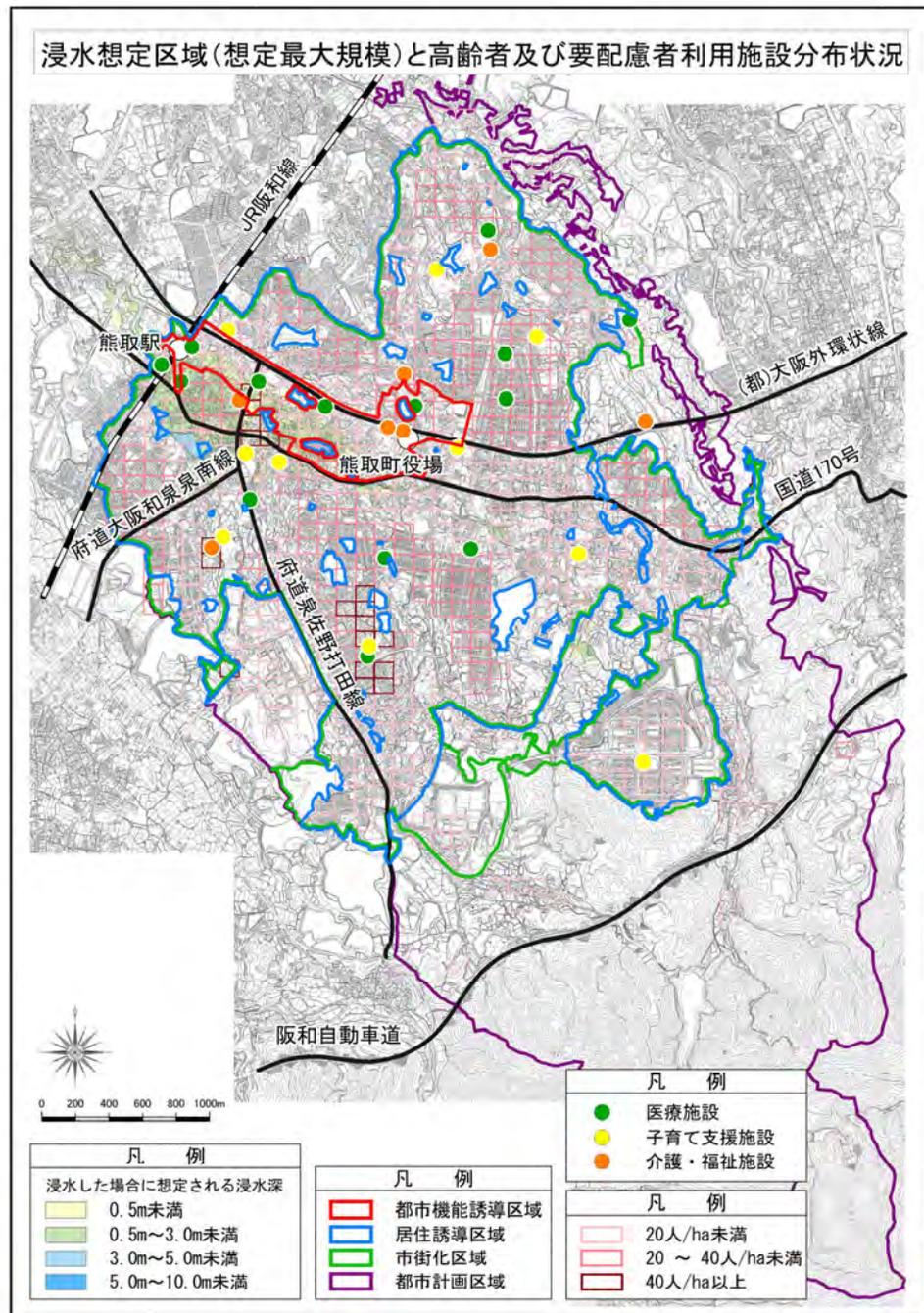


資料：佐野川水系洪水浸水想定区域図、見出川水系洪水浸水想定区域図
 図 家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模）

④浸水想定区域（想定最大規模）×高齢者及び要配慮者利用施設分布状況

浸水想定区域内かつ高齢者の人口密度が 40 人/ha 以上の地域が住吉川沿いにあり、当該地域において、高齢者のスムーズな避難等の対策が必要です。

また、浸水想定区域内に、医療施設や介護・福祉施設などの要配慮者利用施設が位置している箇所があります。



資料：佐野川水系洪水浸水想定区域図

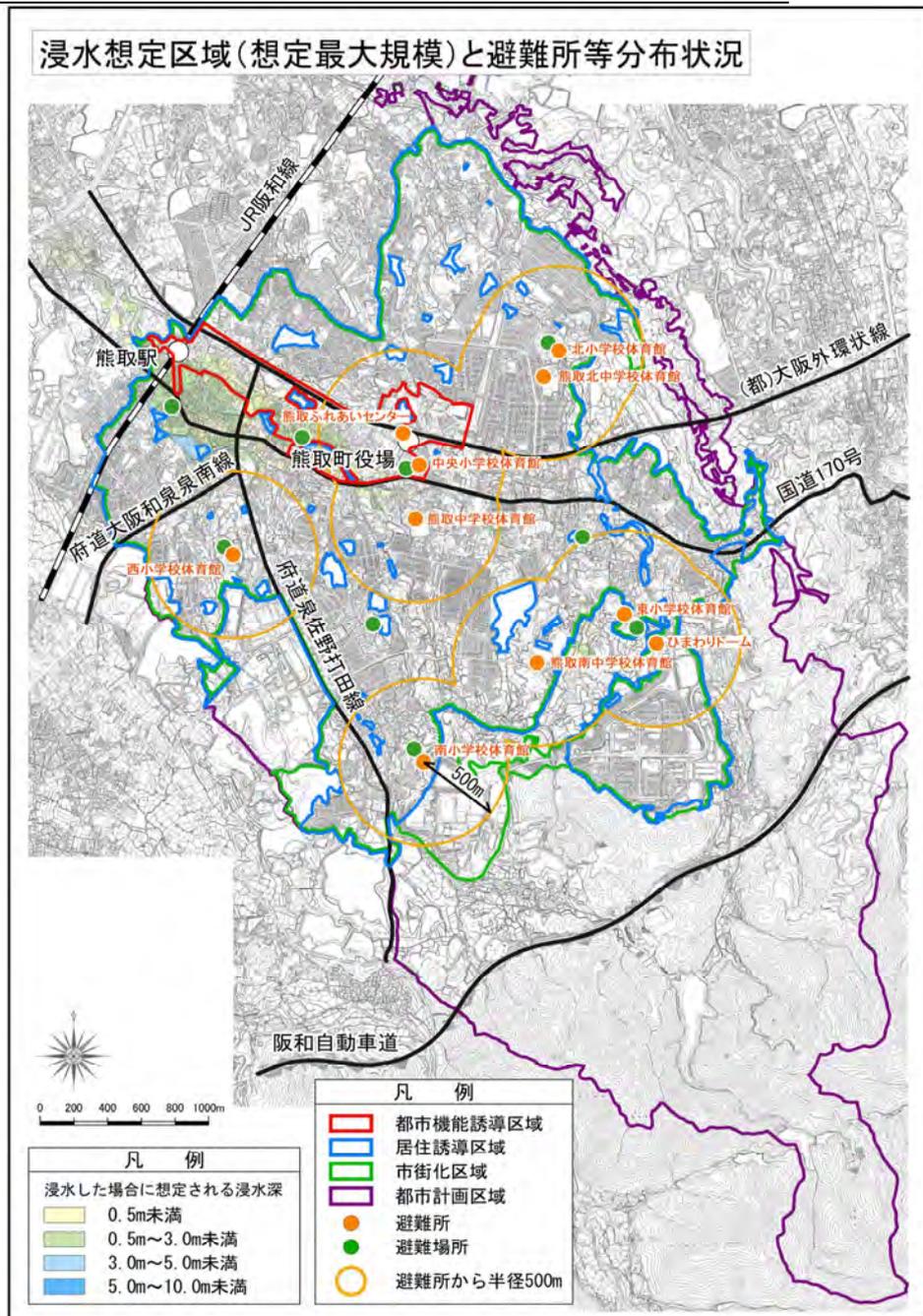
国土技術政策総合研究所（100mメッシュ）

図 浸水想定区域（想定最大規模）と高齢者及び要配慮者利用施設分布状況

⑤ 浸水想定区域（想定最大規模）×避難所等分布状況

市街化区域全体に、避難所や避難場所が分布し、多くの地域では緊急時の避難先は概ね確保されていますが、一部に想定最大規模で浸水深3m以上、かつ、避難所圏域から500m以上離れた地域も存在しています。

※避難所圏域について、「都市構造の評価に関するハンドブック（平成26年8月、国土交通省都市局都市計画課）」では、都市機能や居住を誘導する区域の設定・検討に関する項目の評価の目安として、高齢者の一般的な徒歩圏を半径500mとしています。避難所圏域は高齢者も徒歩で移動可能な距離であることが重要であることから、その考え方を参考としています。



資料：佐野川水系洪水浸水想定区域図

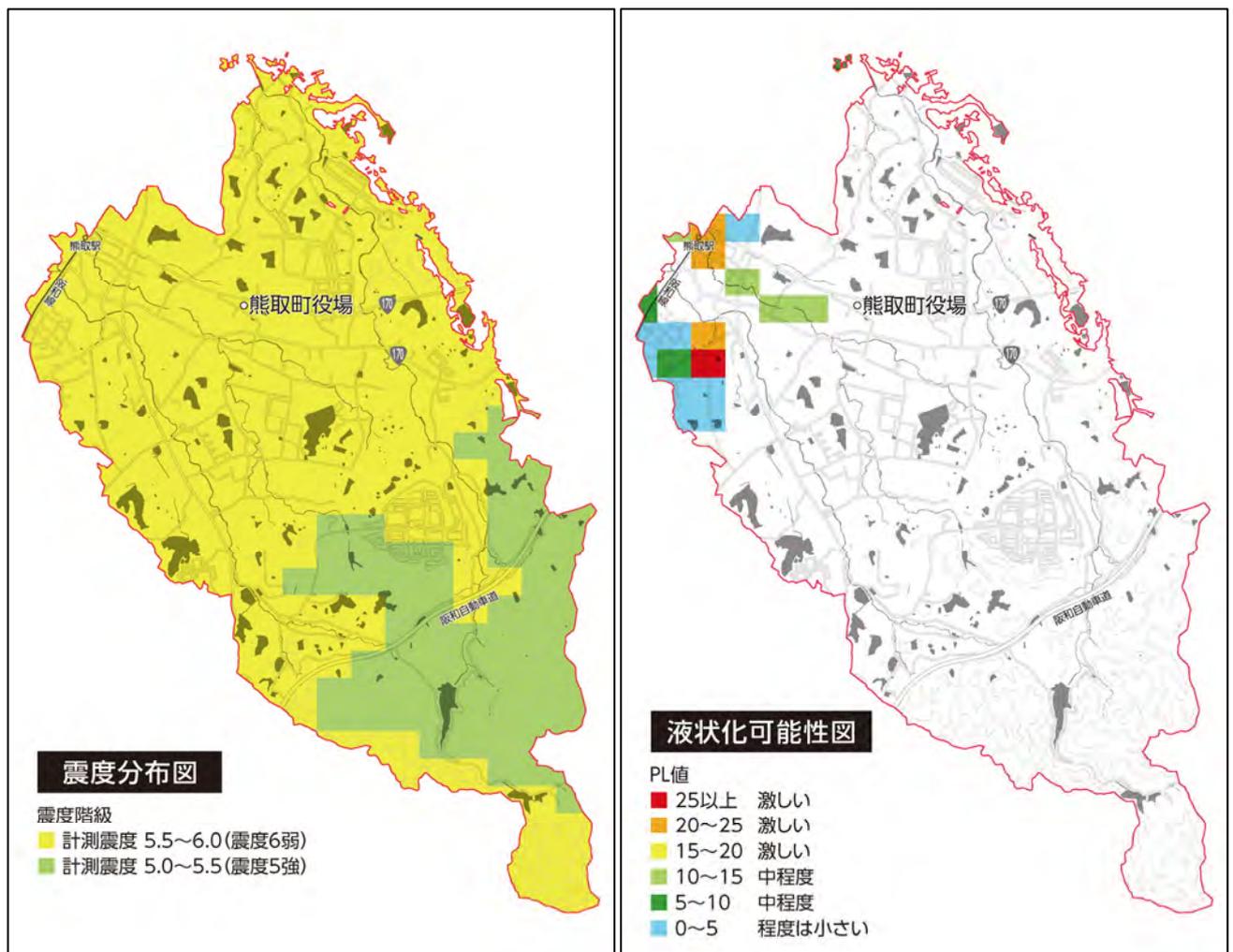
熊取町防災マップ

図 浸水想定区域（想定最大規模）と避難所等分布状況

(3) 地震のリスク

本町では、30年以内に70～80%の確率で発生されると言われる南海トラフ巨大地震をはじめ、上町断層帯地震、中央構造線断層帯地震の発生により、大きな被害が想定されています。

大阪府の被害想定では、南海トラフ巨大地震による本町での津波被害は想定されておらず、主に揺れによる被害となっております。また、被災直後は町内の96.4%で断水し、49.0%で停電が発生しますが、1日後には、それぞれ38.9%と4%まで復旧すると想定されています。



※PL値とは、その地点での液状化の危険度を表す数値。

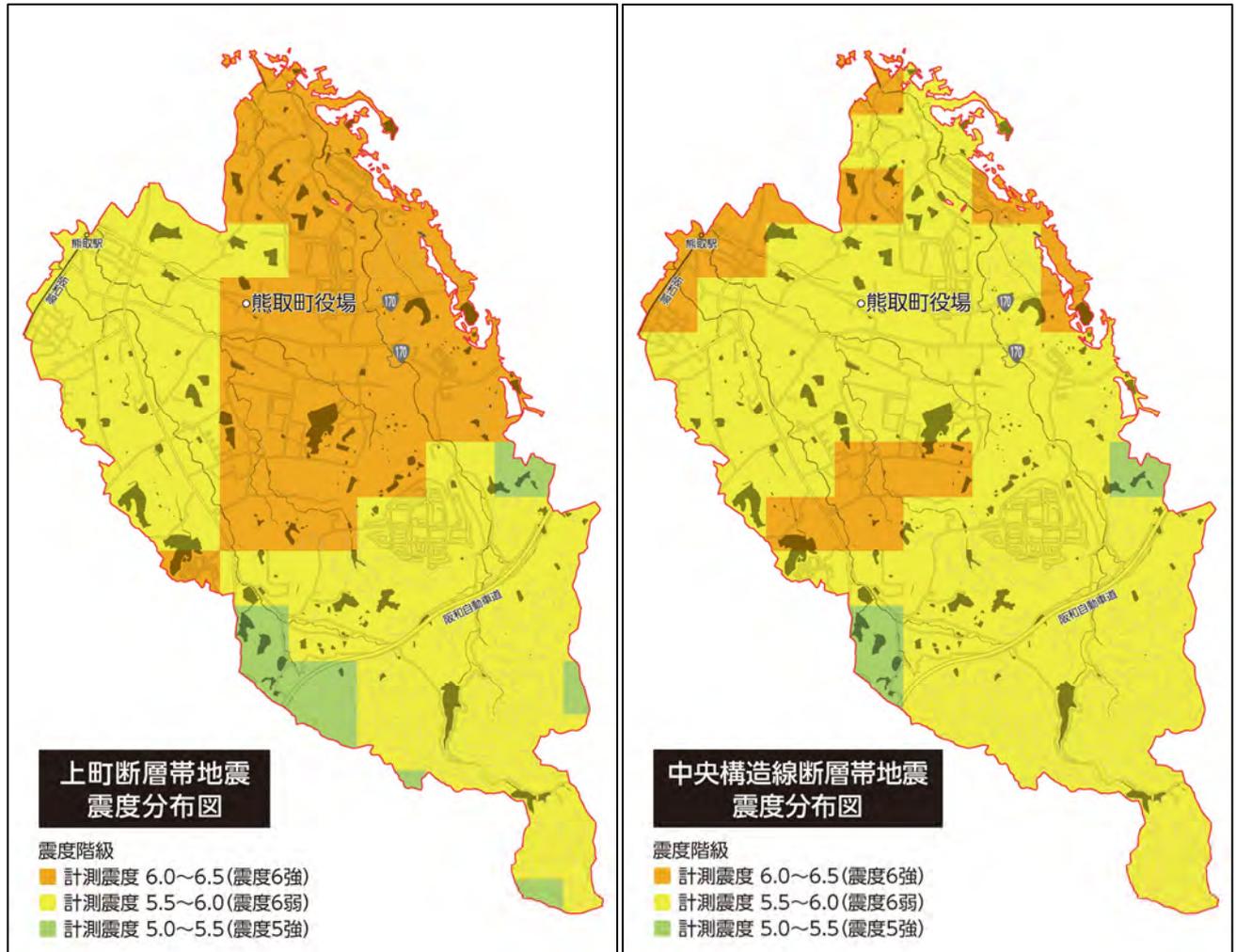
資料：熊取町防災マップ

図 南海トラフ巨大地震（震度分布図、液状化可能性図）

6. 防災指針

上町断層帯は、大阪府豊中市から大阪市を経て岸和田市に至る断層帯で、想定される町域内の震度は5強～6強、30年以内発生率は2～3%とされています。

中央構造線断層帯は、金剛山から四国北部を東西に横断する長大な断層帯で、想定される町域内の震度は5強～6強、30年以内発生率は0～1%とされています。



資料：熊取町防災マップ

図 上町断層帯地震・中央構造線断層帯地震（震度分布図）

(4) ため池のリスク

大雨や地震などにより、ため池が決壊した場合に想定される浸水範囲が、市街化区域の各所に分布しています。

このため、本町では、必要なため池について、今後も引き続き耐震診断を行い、診断結果を踏まえ、耐震対策を実施していきます。

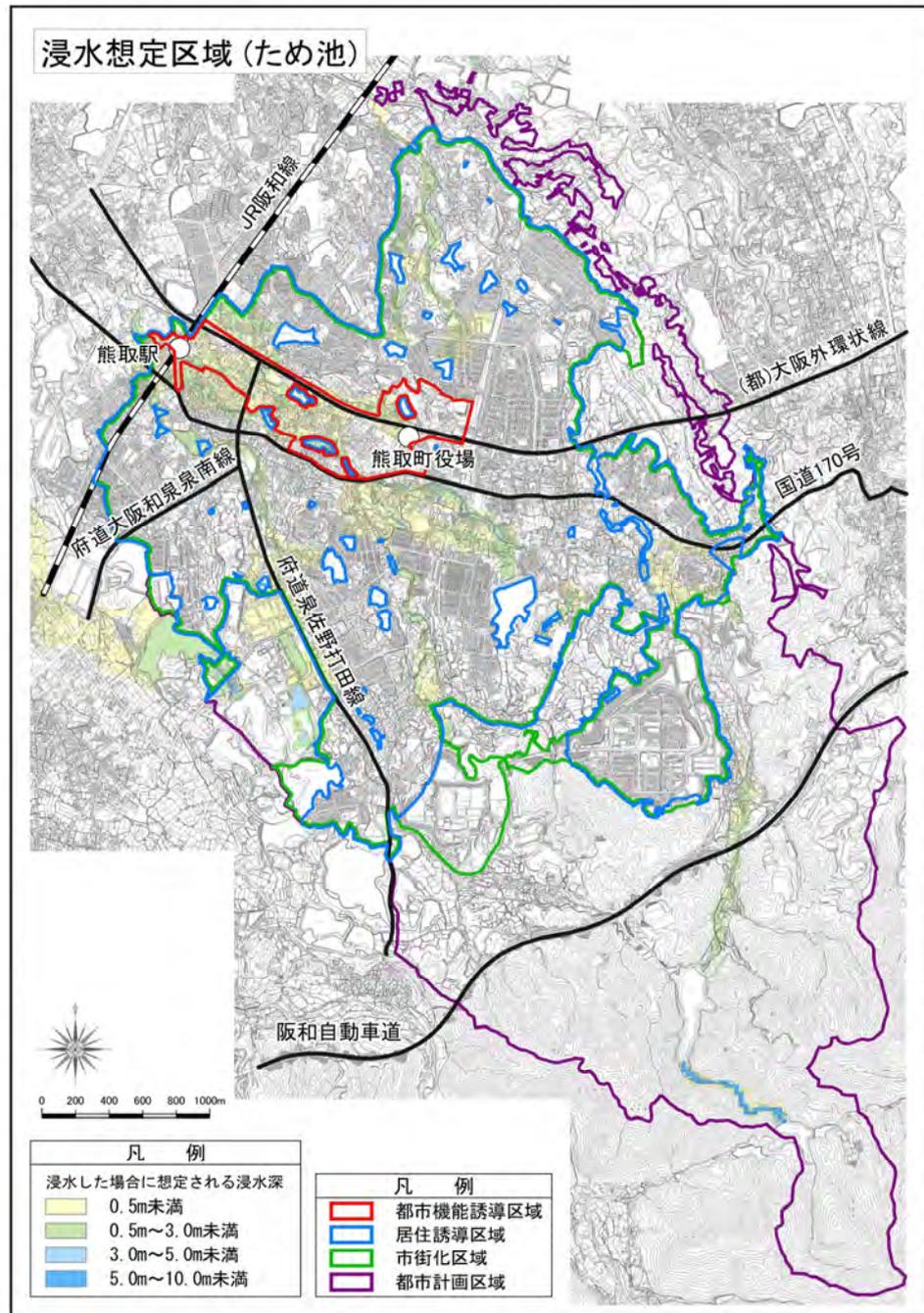


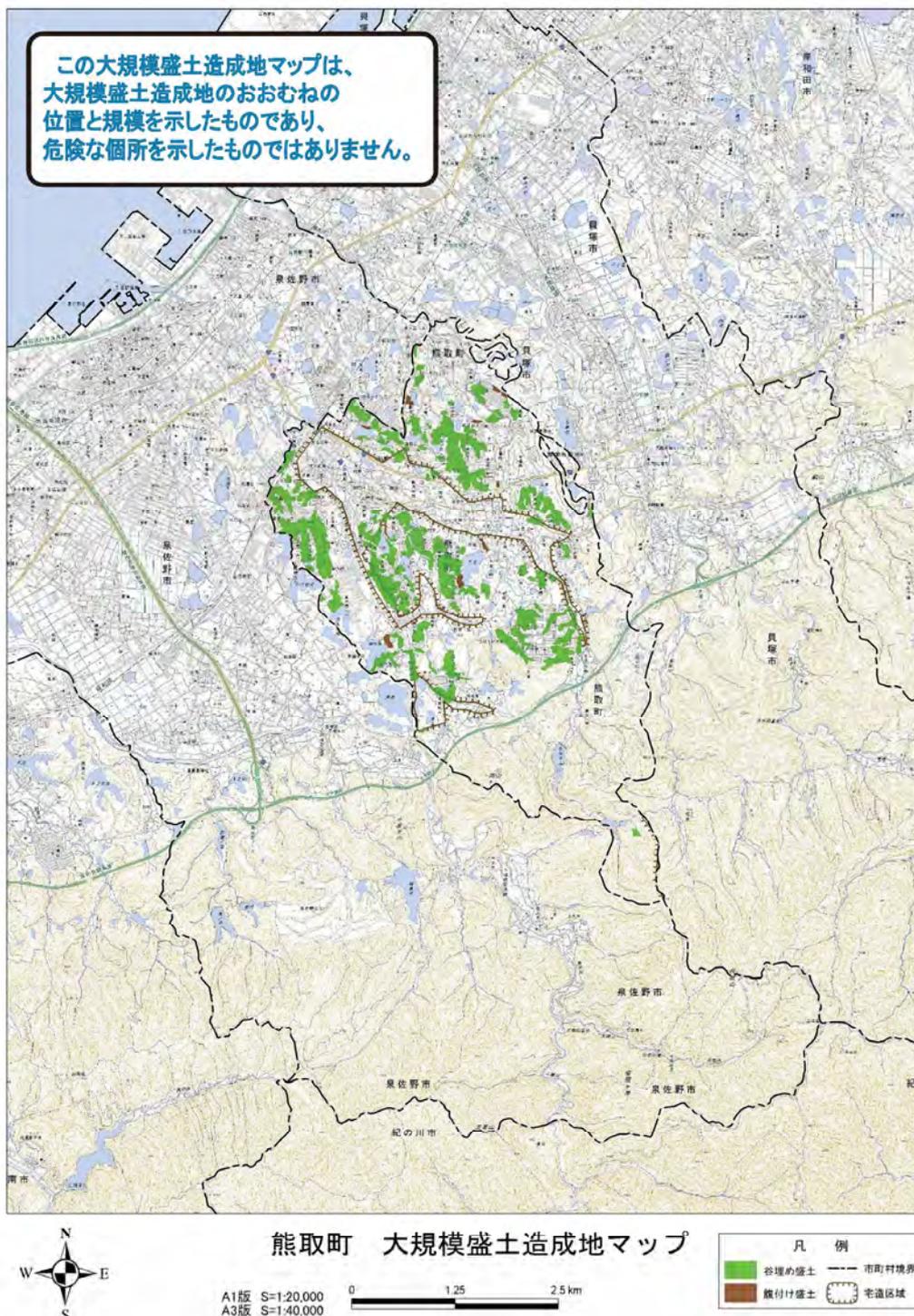
図 浸水想定区域 (ため池)

(5) 大規模盛土造成地の分布状況

大阪府による調査（一次）の結果、本町内には、各所に大規模盛土造成地が存在していますが、ただちに危険な箇所ではありません。

今後、大阪府において、安全性把握を行う優先順位を決める第二次スクリーニング計画を作成し、その優先順位に従い、順次、現地踏査や安全性把握が行われます。

なお、滑動崩落が発生するおそれがあり、発生した際に被害が甚大になることが想定される場合は、宅地所有者等と協力し、滑動崩落防止工事を実施することになります。



(6) 防災・減災に向けた課題

居住誘導区域の一部では、下図のとおり洪水による浸水等の災害リスクが想定されます。これらの災害リスクに対して、防災・減災に向けた各種対策の検討が必要です。

なお、災害リスクの高い地域（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、浸水深が3m以上の地域）は、居住誘導区域から除外します。

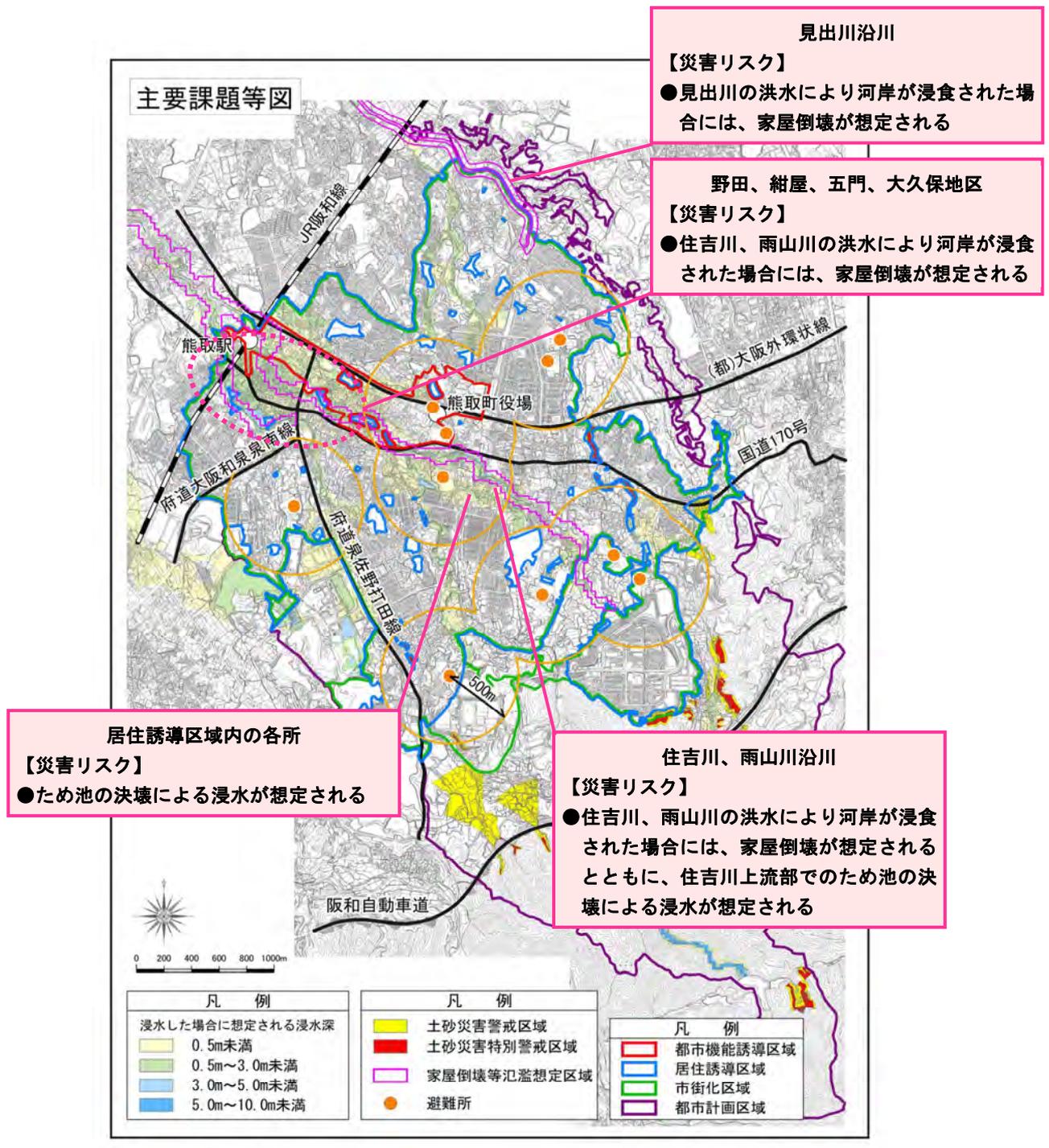


図 主要課題等図

6-3 防災まちづくりの取組方針

本町においては、災害リスクに備え、防災まちづくりの取組を総合的に推進するため、将来目標を以下のとおり設定します。

【防災まちづくりの将来目標】

**ハード・ソフト両面からの防災対策の推進による
安全・安心な居住環境の維持**

また、災害リスクの分析を踏まえ、防災まちづくりの取組方針を以下の4つとします。

【防災まちづくりの取組方針】

総合的、一元的な雨水・治水・浸水対策

ハード施設の整備・維持管理

防災教育・防災訓練の実施

ハザードに関する周知

取組方針に基づき、居住誘導区域において災害リスクの低減・回避を図るとともに、「熊取町地域防災計画」や「熊取町国土強靱化地域計画」の施策との連携を図ります。

「防災まちづくりの将来目標」及び「防災まちづくりの取組方針」を踏まえ、課題で整理された河川沿い等の地区におけるハード・ソフト両面からの取組方針を下図に示します。

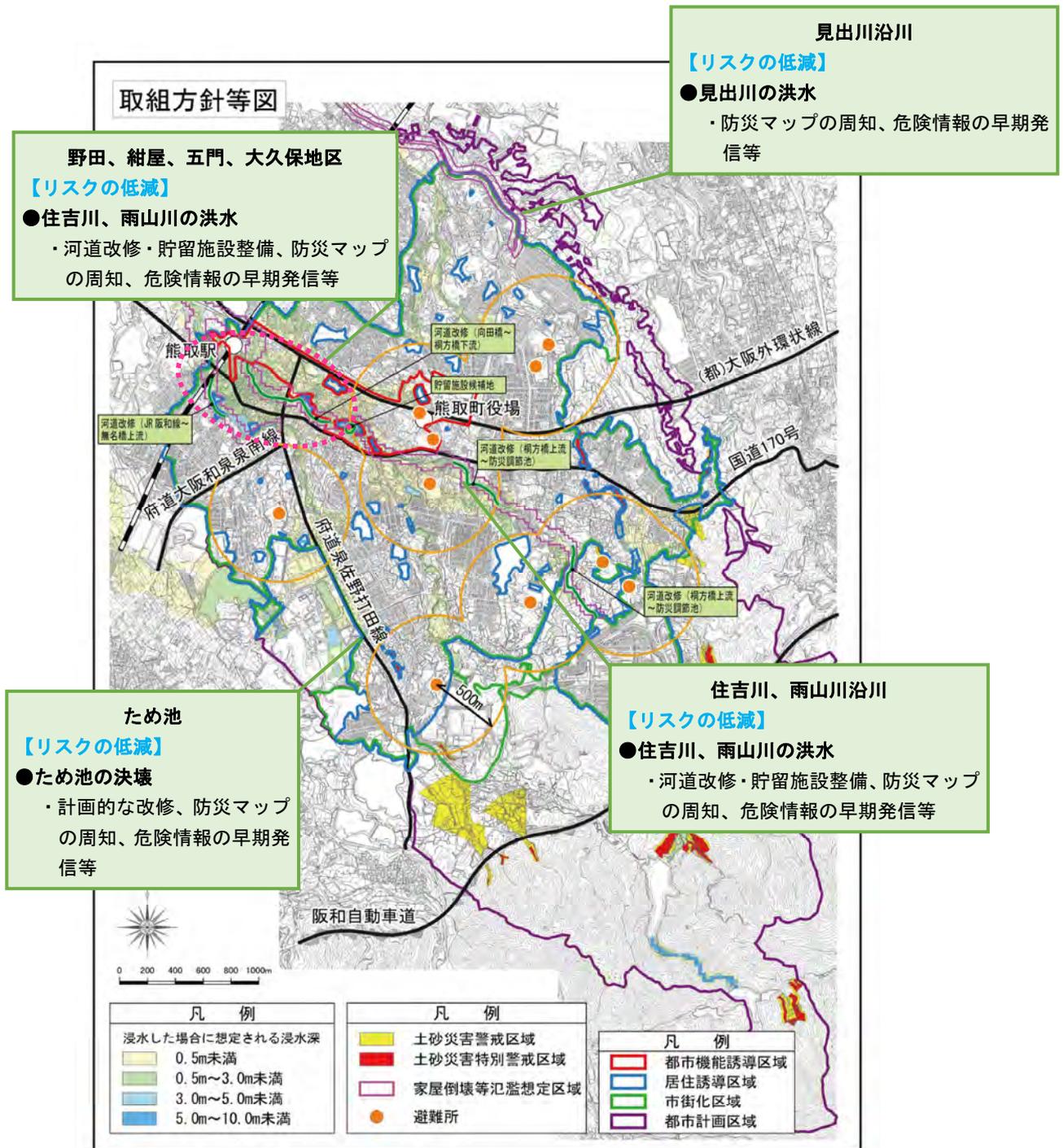


図 取組方針等図

6-4 取組とスケジュール

防災まちづくりの取組方針に基づく取組内容とスケジュールを、以下に示すとおりを設定します。

表 取組内容とスケジュール

取組方針	リスク対策	取組内容	実施主体	実施時期の目標		
				短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (30年)
総合的・一元的な 雨水・治水・ 浸水対策	低減	町域全体に係る総合的、一元的な雨水・治水・浸水対策の実施	町	→		
ハード施設の 整備・維持管理	低減	住吉川・雨山川の洪水対策（河道改修、貯留施設整備）	府	→		
		町管理河川の浚渫、河床整正、河道整備（護岸等）、ため池の計画的な改修、適切な維持管理	町	→		
		安全・安心な暮らしの確保に向けた住宅耐震の促進	町	→		
		各種公共施設の耐震化及び長寿命化の推進	町	→		
		緊急時の避難路となる都市計画道路等の整備促進	府 町	→		
		無電柱化の促進（（都）大阪岸和田南海線等）	府 町	→		
防災教育・防災訓練の実施	低減	地域防災力の向上を見据え、自主防災組織及び防災士の育成等	町	→		
		避難行動要支援者支援制度の個別支援計画の作成	町 事業者	→		
		「各地区の自主防災マニュアル」等の作成支援	町	→		
		自主防災組織の自主防災訓練の支援	町 町民	→		
		要配慮者利用施設の避難確保計画等の作成支援	町 事業者	→		
ハザードに 関する周知	低減	防災マップ周知による災害の危険性認識の向上	町	→		
		災害時の危険情報の早期発信	町	→		

※河川整備計画の計画期間が概ね30年のため、長期の目標も示しています。

保存版

熊取町 総合防災 マップ

平成30年9月 台風第21号による被害





重要文化財中家住宅の表門

永楽ダム周回道路

防災情報	1
日頃の備え	2
家庭での防災対策	3
警戒レベル	4
避難行動判定フロー	5
避難所一覧	6
マイタイムライン	7
地震災害	9
風水害	11
土砂災害	13
ため池災害	15
地域防災活動	16
地震ハザードマップ	17
洪水(計画規模)・土砂災害ハザードマップ	19
洪水(想定最大規模)ハザードマップ	25
ため池ハザードマップ	29
わが家の防災メモ	裏表紙



ジャンプ君



メジナちゃん

命を守るために、今できること

熊取町防災マップ（表紙）

7. 都市機能及び居住誘導施策の設定

7-1 誘導施策

(1) 誘導施策とは

誘導施策とは、居住誘導区域・都市機能誘導区域内に居住や都市機能の誘導を図るために講じる支援施策です。

本町においては、立地適正化計画におけるまちづくりの方針・誘導方針の実現に向けて、以下の誘導施策を推進していきます。

(2) 誘導施策の設定

1) 中心市街地における賑わいの創出に向けた誘導施策

中心市街地（都市機能誘導区域内）において、都市機能の集積など、賑わいの創出に資する取り組みを推進します。

表 誘導施策

■土地利用や都市基盤整備について

- 熊取町公民館・町民会館や熊取図書館のリニューアルによる賑わい創出
- 中心市街地の施設・空間を活用した各種イベントの実施による賑わい創出
- 交流機能（中家住宅、熊取歴史公園など）の集積地における計画的な維持管理
- 都市計画道路の整備促進（（都）大阪岸和田南海線・（都）大阪外環状線4車線化等）
- 熊取町道路整備計画に基づく計画的な道路整備（駅前延伸線など）
- 道路施設の定期的な点検と長寿命化計画に基づく計画的な更新及び修繕
- 賑わい創出・生活利便性の向上に資する大原衛生公苑跡地の活用

■熊取駅周辺について

- 熊取駅周辺の土地利用の活性化
- （都）熊取駅西線〔熊取駅西交通広場〕及びアクセス道路の整備
- 空き家や空き店舗を活用した事業所開設（リノベーションなど）に向けた支援
- 事業所開設支援事業の拡充・取り組み強化
- 町内大学連携・協力による賑わい創出（ワークショップの開催等）

2) 中心市街地での快適で安全・安心な都市環境の創出に向けた誘導施策

中心市街地（都市機能誘導区域内）において、防災指針と連動しながら、快適で安全・安心な都市環境の創出に資する取り組みを推進します。

表 誘導施策

■公共施設や住宅の安全・安心対策（耐震化など）について

- 熊取町公民館・町民会館、熊取図書館等の耐震化
- 公共施設等の耐震化、更新・長寿命化等、適切な維持管理
- 下水道施設の適切な維持管理

■防災・減災対策全般について

- 旧市街地での健全な市街地の形成（狭あい道路の拡幅等）
- 通学路等交通安全プログラムに基づく計画的な交通安全対策の実施
- 地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路の指定
- 町全体に係る雨水・治水・浸水対策等の検討・推進

7. 都市機能及び居住誘導施策の設定

3) 居住環境・生活利便性の維持に向けた誘導施策

居住誘導区域内において、自動車に過度に依存しない公共交通の充実など、すべての住民が安全・安心、快適に暮らせる環境の維持に資する取り組みを推進します。

表 誘導施策

■公共交通について

- 地域公共交通会議と連携した公共交通の利用促進、利便性向上及び持続可能な公共交通ネットワークの再構築を検討

■居住環境について

- 町外からの移住や快適な暮らしの維持に向けた定住支援
- 空き家バンクの活用による空き家の利活用の促進
- 地域コミュニティの維持に向けた住民主体の取り組みへの支援
- 良好な居住環境と調和した自然環境の保全・活用
- 地域の居住環境に応じた買い物難民・外出支援
- 再生可能エネルギーや省エネを導入した ZEH 化の促進

■健康・介護・福祉支援について

- 独居高齢者・高齢者のみ世帯等への生活支援施策の検討
- 高齢者の健康増進（タピオ体操）
- スポーツ・レクリエーション拠点として住民の健康増進に寄与する総合体育館（ひまわりドーム）の耐震化
- 住民主体の健康づくりの推進

■子育て支援について

- 保育所、認定こども園、幼稚園施設の適切な維持管理
- 地域・住民の絆で見守る子育てしやすい環境の充実（子育て相談体制の充実、ホームスタート事業やファミリー・サポート・センター事業の強化等）
- 子育て世帯の住まい確保に向けた経済的負担軽減の検討

■公共施設について

- 小・中学校の校舎、体育館等、施設・設備の計画的な改修等
- 公共施設等の長寿命化等、適切な維持管理

■道路について

- 道路整備計画に基づく計画的な道路整備
- 通学路等交通安全プログラムに基づく計画的な交通安全対策の実施
- 道路施設の定期的な点検と長寿命化計画に基づく計画的な更新及び修繕

■公園について

- 公園施設の定期的な点検と長寿命化計画による更新や補修

■下水道について

- 未整備地域における計画的・効率的な整備
- 下水道施設のストックマネジメント計画に基づく点検調査等による適切な維持管理

8. 届出制度

8-1 誘導施設に関する届出制度

都市再生特別措置法第108条に基づき、都市機能誘導区域外において、誘導施設の整備を行う場合は、これらの行為に着手する日の30日前までに町長への届出が必要となります。

また、都市再生特別措置法第108条の2に基づき、都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止または廃止しようとする場合は、休止または廃止しようとする日の30日前までに町長への届出が必要となります。

届出の対象となる行為は以下のとおりです。

(1) 開発行為

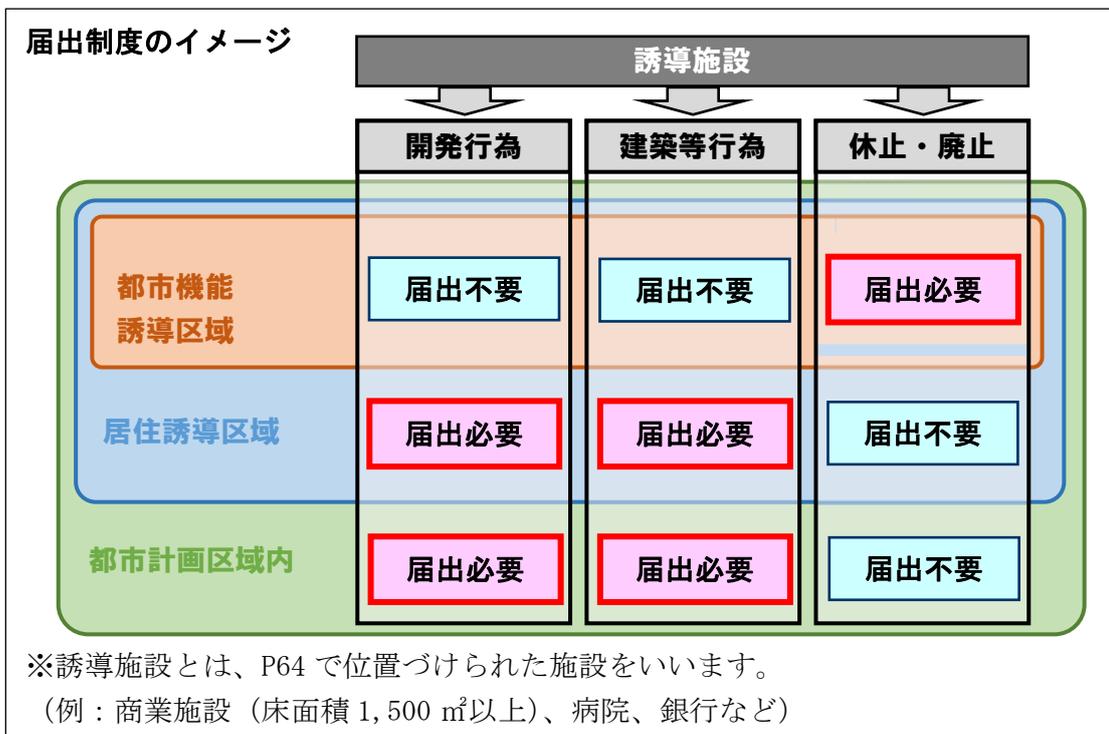
- ・ 誘導施設を有する建築物の建築を目的とした開発行為を行おうとする場合

(2) 建築等行為

- ・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

(3) 誘導施設の休止・廃止に係る届出

- ・ 都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止または廃止しようとする場合



8-2 居住誘導区域外に関する届出制度

都市再生特別措置法第 88 条に基づき、居住誘導区域外において、一定規模以上の住宅開発を行う場合には、これらの行為に着手する日の 30 日前までに町長への届出が必要となります。

届出の対象となる行為は以下のとおりです。

(1) 開発行為

- ・ 3 戸以上の住宅の建築を目的とした開発行為
- ・ 1 戸又は 2 戸の住宅の建築を目的とした開発行為で、その規模が 1,000 m²以上のもの

開発行為の例

- 3 戸以上の開発行為
⇒届出が必要である。



- 1,300 m²で 1 戸の開発行為
⇒届出が必要である。



- 800 m²で 2 戸の開発行為
⇒届出は必要ない。



(2) 建築等行為

- ・ 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合

建築等行為の例

- 3 戸以上の建築等行為
⇒届出が必要である。



- 1 戸の建築等行為
⇒届出は必要ない。



9. 目標値の設定

9-1 目標値の設定

誘導施策の達成度を評価するため、誘導施策と関連した目標値を以下に示します。

(1) 居住誘導区域の人口密度

本町では、居住誘導区域内の住環境や魅力の維持・向上を図ることにより、一定の人口密度を確保することを目指します。

その達成状況を評価するために「居住誘導区域の人口密度」を成果指標とし、目標年次の2040年（令和22年）における居住誘導区域の人口密度は、以下の考え方にに基づき、設定します。

- ・現時点（平成27年国勢調査）の居住誘導区域の人口密度は、51.8人/haとなっています。（43,049人（図上計測）÷居住誘導区域面積831.0ha）
- ・本町は、行政区域人口のほとんどが市街化区域内に居住していると同時に、今回、市街化区域の大部分を居住誘導区域に設定していることを鑑み、居住誘導区域の人口密度の目標値は、将来の行政区域人口の増減と概ね連動するものとして設定するものとします。
- ・熊取町人口ビジョンにおいて将来の目標人口を設定しており、総合戦略との連携を図りながら人口減少の抑制に取り組むことで、将来の目標人口の達成を目指しています。
- ・平成27年国勢調査の行政区域人口は44,435人であり、熊取町人口ビジョンで示される2040年（令和22年）の目標人口（推計）は38,196人であることから、目標年次である2040年（令和22年）の行政区域人口の2015年（平成27年）比は、86%（38,196人÷44,435人×100%）となります。
- ・なお、令和2年国勢調査（速報値）では、行政区域人口は43,796人と公表されており、熊取町人口ビジョンにおける2020年（令和2年）の目標人口（推計）の43,624人を上回っていることも踏まえ、将来の行政区域人口は、熊取町人口ビジョンの目標人口（推計）を採用して算出します。
- ・以上のことから、2040年（令和22年）の居住誘導区域の人口密度は、45人/ha以上（2015年（平成27年）の居住誘導区域の人口密度：51.8人/ha×86%）と設定します。

表 目標値

誘導施策との関連	成果指標	現状値	目標値（令和22年）
誘導施策 1) 2) 3) 隣	居住誘導区域の人口密度	51.8人/ha (平成27年国勢調査)	45人/ha以上

9. 目標値の設定

- ・参考として、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、目標年次である2040年（令和22年）の人口は35,351人と推計されており、この推計のとおり人口減少が進行した場合、将来の居住誘導区域の人口密度は、41.4人/ha（51.8人/ha×80%（35,351人÷44,435人））となります。

（2）事業所数

本町では、都市機能誘導区域内の魅力の維持・向上を図ることにより、中心市街地での賑わい・交流を促進することを目指します。その達成状況を評価するために「事業所数（第3次産業）」を成果指標とします。

事業所数については、熊取町統計書（令和2年度）で987件となっており、今後約20年間で、人口減少のなかでも賑わい・交流を促進することにより、事業所数の維持を目標とし、目標年次の2040年（令和22年）では現状値以上と設定します。

表 目標値

誘導施策との関連	成果指標	現状値	目標値（令和22年）
誘導施策 1）関連	事業所数	987件 （熊取町統計書 令和2年度版）	現状値以上

（3）自主防災組織の自主防災訓練実施率

本町では、住民や自治会での防災意識の向上を図ることにより、中心市街地での安全・安心な都市環境の創出を目指します。その達成状況を評価するために「自主防災組織の自主防災訓練実施率」を成果指標とします。

自主防災組織の結成については、2018年度（平成30年度）に結成率100%を達成しており、そのうち、自主防災組織での自主防災訓練の実施率については、2019年度（令和元年度）で74.4%であり、今後、すべての自主防災組織で毎年、自主防災訓練が実施されることを目標とし、目標年次の2040年（令和22年）には、100%と設定します。

表 目標値

誘導施策との関連	成果指標	現状値	目標値（令和22年）
誘導施策 2）関連	自主防災組織の自主防災訓練実施率	74.4% （令和元年度）	100%

(4) 公共交通利用者数

本町では、公共交通の確保と利便性向上を図ることにより、住民などの公共交通の利用促進を目指します。その達成状況を評価するために「熊取駅乗車客数」を成果指標とします。

熊取駅乗車客数については、熊取町統計書（令和元年度）で401.8万人となっています。今後、駅周辺の賑わいの創出や活性化により、駅周辺の求心力を高め、人口減少のなかでも乗車客数の維持・確保を図ることとし、目標年次の2040年（令和22年）では現状値以上と設定します。

表 目標値

誘導施策との関連	成果指標	現状値	目標値 (令和22年)
誘導施策 3) 関連	熊取駅乗車客数	401.8万人 (令和元年度)	現状値以上

※今後、公共交通会議での検討により見直す場合があります。

また、主に町内の公共交通利用に関する達成状況を評価するため、「公共交通（バス）の利用者数の割合（1日あたり）」を成果指標とします。

公共交通（バス）の利用者数の割合（1日あたり）については、令和元年度で797,992人（路線バス・ひまわりバスの合計）であり、1日あたりに換算すると2,186人（797,992人÷365日）となり、人口の5%（2,186人÷43,642人（R元年住民基本台帳））が利用しています。目標年次の令和22年では現状値以上と設定します。

表 目標値

誘導施策との関連	成果指標	現状値	目標値 (令和22年)
誘導施策 3) 関連	公共交通（バス）の利用者数の割合	5% (令和元年度)	現状値以上

※今後、公共交通会議での検討により見直す場合があります。

10. 施策の達成状況の評価方法

本計画は、概ね 20 年後の 2040 年（令和 22 年）を展望する長期的な計画ですが、都市再生特別措置法や都市計画運用指針では、概ね 5 年毎に計画に記載された施策・事業の実施状況について、調査・分析及び評価を行い、計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討し、必要に応じて立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うべきであるとされています。

このことから、本計画の評価にあたっては、概ね 5 年ごとにモニタリングを実施し、進捗状況を確認するとともに、施策・事業の達成状況や成果等を精査します。

その結果を踏まえ、施策・事業の充実や強化を行うとともに、必要に応じ、本計画の見直しを行います。

計画の評価・見直しについては、PDCA サイクルの考え方にに基づきながら、将来的な社会経済情勢や住民ニーズの変化、上位関連計画の見直しなど、様々な状況変化に対応しながら、長期的な計画の運用・管理を行うとともに、必要に応じて、誘導区域等の変更・見直しを行うことも検討していきます。

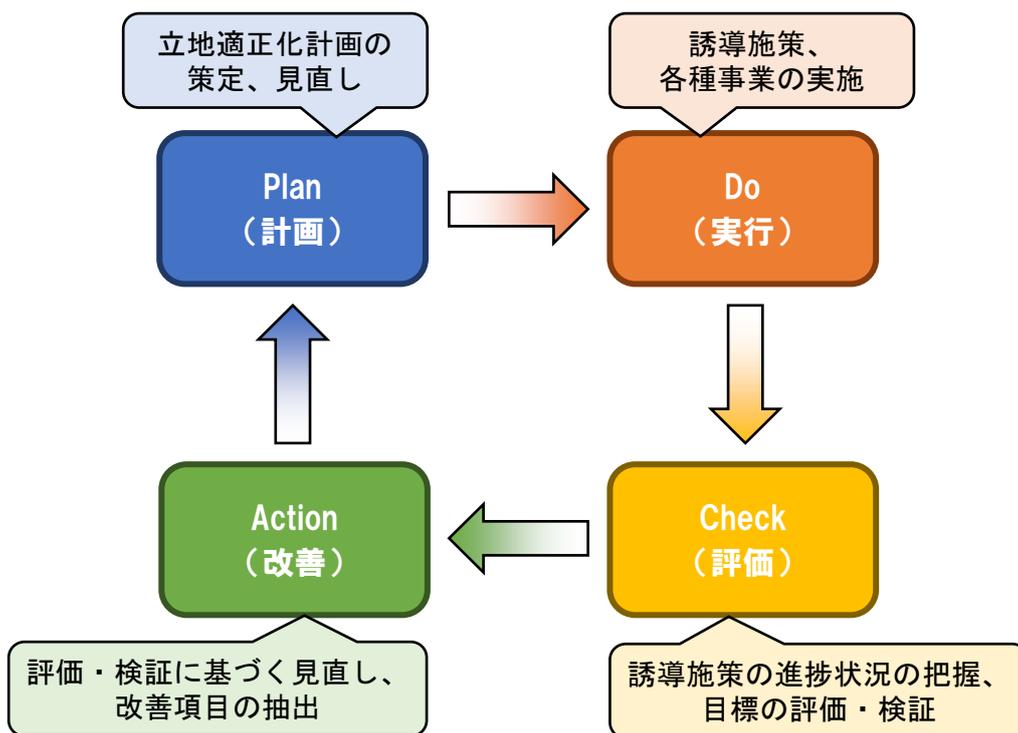


図 PDCA サイクルによる計画の評価と見直し



[編集・発行]

熊取町都市整備部まちづくり計画課

〒590-0495 大阪府泉南郡熊取町野田1-1-1

TEL 072-452-1001 (代表)

Email machidukuri-keikaku@town.kumatori.lg.jp (まちづくり計画課)

URL <http://www.town.kumatori.lg.jp>

策定：令和4年3月